

徳
川
美
術
館



図1-1 中殿御会図 修理後

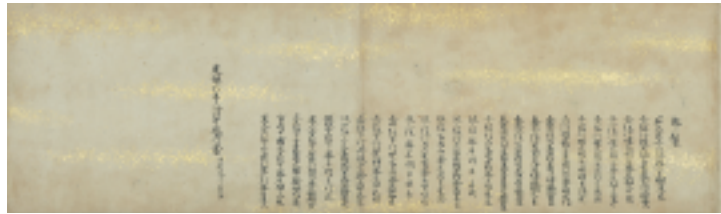


図1-2 中殿御会図 修理後



図2 中殿御会図 第一紙 修理後

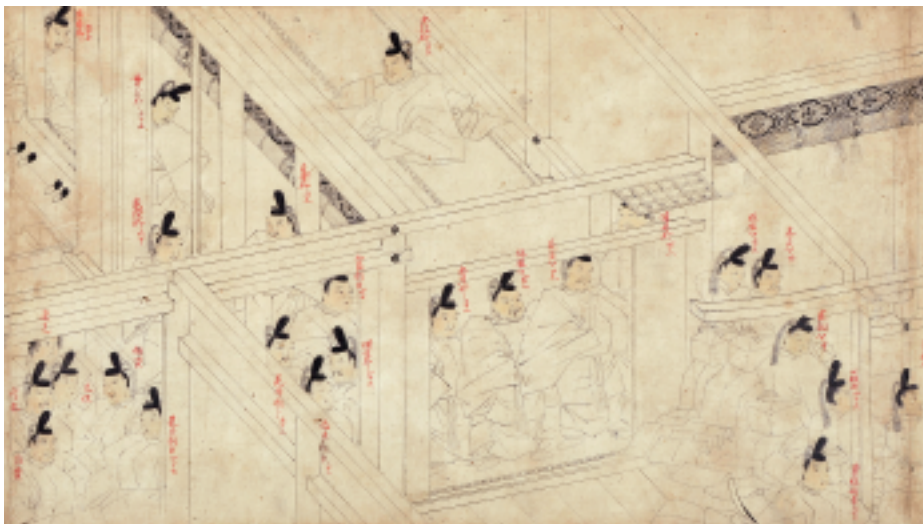


図3 中殿御会図 第二紙 修理後



図4 中殿御会図 表紙 修理後



図5 中殿御会図 表紙(裏面) 修理中

徳川義親の美術館設立想起

はじめに

一 義親の尾張徳川家継承

二 明治四十三年の美術展覧会

(1)「敬公記念展」

(2)名古屋開府三百年記念大祭

(3)名古屋開府三百年記念新古美術展覧会

三 展覧会に続く動き―品位鑑査と写真展示

(1)什器整理と品位鑑査

(2)東京帝国文科大学での写真展示

四 大名道具売立と美術館設立運動

結論

はじめに

昭和十年(一九三五)十一月十日、徳川美術館は財団法人尾張徳川黎明会

徳川義親の美術館設立想起

香山里絵

(現・公益財団法人徳川黎明会)の一機関として開館した。午前八時から尾張徳川家の菩提寺である建中寺本堂において奉告祭が行われ、美術館後庭の一隅に天幕を巡らした式場で午前十時から開館式が行われた。開館式の式辞として財団法人尾張徳川黎明会会長・徳川義親(二八八六―一九七〇)は以下の通り述べている。

由来尾張徳川家ニハ藩祖義直以来三百余年間伝来セル多数ノ什宝美術品ヲ蔵スルノデアリマスガ、是等ノ品々ノ内ニハ美術工芸上又歴史文学上稀観ノモノモ尠クアリマセンガ、之ヲ個人ノ有トシテ永ク死蔵スルハ社会ニ貢献スル所以ガナイト考ヘマシテ、尾張徳川黎明会ナルモノヲ設立シ、其ノ第一事業トシテ美術館ノ建設ヲ計画シ、去ル昭和七年九月工事ニ着手シ、斯界数多ノ権威者ノ尊イ研究ノ粹ヲ聚メ担当技術者ノ熱的努力ニヨツテ、本日漸ク落成開館ノ運びニナツタ次第デアリマス。併シナガラ此ノ美術館ノ経営ハ非常ナ大事業デアリマシテ、決シテ現状ヲ以テ満足スベキデナク、更ニ高遠ナル理想ニ向学邁進セントスルモノデアリマス。到底私一代ヲ以テ完璧ヲ期スルコトハ出来

マセヌカラ、嗣子義知ヲシテ之ヲ継承完成セシメタイト念ズルノデア
リマス。(句読点は筆者)

義親としては未だ満足出来ない形での美術館開館であったが、既に尾張
徳川家の美術館建設計画が新聞の紙面を賑わした大正八年(一九一九)から、
十六年が経っていた。

義親は自伝『最後の殿様』で、大名道具の売立をみて大名家の歴史まで
が消えていくことを憂い、大正初めに徳川美術館設立を決心したとする。⁽¹⁾
大正初めから準備していたとするならば二十年近い年数を尾張徳川家は美
術館設立準備に費やしたことになる。しかしその準備作業は、現在では殆
ど知られていない。

本論では尾張徳川家が二十年以上にわたって徳川美術館設立のために
行った作業をわずかながら解明することを目的とする。第一稿である本稿
では、明治四十三年(一九一〇)に尾張徳川家が単独で開催した美術展覧会
を端緒として、美術館設立を想起するに至る徳川義親の尾張徳川家での美
術品に関係した施策や活動とその背景に関して確認したい。

一 義親の尾張徳川家継承

徳川義親は越前福井藩主・松平慶永(一八二八〜九〇)の五男として誕生
した。幼名を錦之丞と⁽²⁾いう。明治十九年(一八八六)東京府小石川安藤坂に
あった越前松平家本邸で生まれたが、生まれてすぐに巢鴨別邸に、続いて
小石川関口台町邸(現在の文京区関口台町)に転居した。慶永は安政の大獄の
際に、越前松平家の家督を分家糸魚川松平家から養子に入った当主松平茂
昭(一八三六〜九〇)に譲ったため、本邸には茂昭があり、慶永は関口台町

邸で暮らしていた。慶永は明治二十三年六月二日、錦之丞が三歳八ヶ月の
時に薨去した。続いて松平茂昭も同年七月二十五日に薨去し、越前松平家
は茂昭の次男・松平康荘(一八六七〜一九三〇)が継いだ。⁽³⁾

学習院初等科に入学する明治二十五年に義親は再び安藤坂上の越前松平
家本邸に移住し、同二十六年からは麴町区紀尾井町の学習院教師・宇川信
三方に寄留した。同三十五年十月、実兄・松平慶民(一八八二〜一九四八)が
英国オックスフォード大学に留学することになったため、その後を承けて
中等科四年からは毛利家時習舎(麻布区核田町)に寄留、⁽⁴⁾そこから学習院中
等科・高等科に通った。

義親が尾張徳川家第十八代当主・侯爵徳川義禮^(よしあきら)(一八六三〜一九〇八)の養
子と決まったのは明治三十九年十一月である。病気がちであった義禮には
明治二十五年生の東京で育てられた一人娘・米子(一八九二〜一九八〇)しか
なく、尾張家は婿養子を条件に相手を探していた。実際に養子縁組が行わ
れたのは、学習院高等科三年に在学中の明治四十一年二月十九日であった。⁽⁵⁾
同時に義禮の一人娘・米子と婚約、三月二十八日にはそれまでの幼名・松
平錦之丞から徳川義親と改名し、四月二十日には従五位を得た。⁽⁶⁾同年五月
十七日に義父・義禮が薨去し、すぐに義親は尾張徳川家の家督を相続し、
二十一歳で第十九代当主となった。同年六月二十日には侯爵を襲爵した。

同年七月に学習院高等科を卒業した義親は毛利家時習舎を辞し、米子が
借宅していた牛込市ケ谷の邸宅の隣に「一溪舎御学問所」⁽⁷⁾を建て、そこに
住した。同年九月に東京帝国文学部史学科に入学、翌年に米子と結婚
し、小石川小日向水道端邸⁽⁸⁾に移住した。

義親が継承した際、尾張徳川家では、子爵・田中不二磨(一八四五〜
一九〇九)を御相談人長として、加藤高明(一八六〇〜一九二六)、永井久一

郎（一八五二～一九一三）、成瀬正雄（一八六九～一九四七）、中村修（一八四三～一九一五）、横井時儀（生年未詳～一九三〇）、片桐助作（一八五一～一九一八）の六人を御相談人に据え、名古屋の本邸には家令・海部昂蔵（生年未詳～一九二七）を筆頭に家扶・種野弘道、家扶心得・渋谷信脩、家扶次席・三村廣信、準家扶・永田巖、家従八名等が勤務していた。また東京別邸は家扶・水野正則を筆頭に、一等家従・青木勉、三等家従・松平源太作の三人を中心に運営されていた。義禮は名古屋に住したため、尾張徳川家の本邸は名古屋大曾根邸であり、家職の多くは名古屋にあつて、東京には東京在住の御相談人と米子の身の回りの世話をする最低限の人数がいるに過ぎなかつた。

義禮夫人・良子かたこは、義禮の歿後半年余り後の明治四十一年十二月四日に大曾根邸から米子の住む東京・水道端邸へと引移り、名古屋本邸は当主不在となるが、大正二年（一九一三）に義親夫婦および良子が麻布富士見町邸に本邸を構えるまで、尾張徳川家の事務所は基本的に名古屋にあり、尾張徳川家の当主の本籍は大正九年まで名古屋に据え置かれた。

二 明治四十三年の美術展覧会

（一）「敬公記念展」

明治四十三年（一九一〇）は、慶長十五年（一六一〇）の名古屋城築城・清須越から三百年にあたり、名古屋市は愛知県の協力下、市をあげて「名古屋開府三百年」を祝賀することにした。この三百年祭及び同時に開催される第十回関西府県連合共進会に当たつて、尾張徳川家も什器陳列を開催し、敬公こと尾張徳川家初代義直（一六〇〇～一五〇）所縁の作品を中心に展覧会

を開催した。本論では仮にこの展覧会を「敬公記念展」と称する。

この敬公記念展に関して、同年の『日本美術年鑑』と明治四十三年五月の『國華』第二百四十号に記事がある。『日本美術年鑑』によれば、展示の会期は四月九日から三日間、「秘蔵の什器」が「数寄者の展覧」に供された⁹。現在のところ開催場所の記録は確認されないが、後述するように、「名古屋開府三百年」は名古屋全市をあげての祝賀行事となつた事から、展示は大曾根にあつた尾張徳川家の本邸、または名古屋市内の尾張徳川家所縁の場所で開催されたであろう。

『國華』の雑録に掲載された記事を、長くながるが左記に引用する（旧字は新字に変更。傍線部筆者、丸数字は後述の作品名に対応）。

●去月名古屋開府の三百年祭に當つて開かれた徳川家の什器陳列は、主として敬公前後の品物を選択したるものにて、固より徳川家の什宝を悉く出した訳ではない。併ながら其陳列は頗る見るべきものが多かつた。先づ敬公以前のものとして最も珍らしく感じたのは、徳川義季¹の冑、秀吉所持の銅印二十八顆、秀吉所持の蒔絵の簞笥、もと東山の伝来品で秀吉より家康へ伝へた茶入銘横田等であつたが、就中秀吉所持の簞笥は頗る豪壯なるもので其の蒔絵と云ひ金具と云ひ優に当代の工藝を代表するに足るものである。家康公の肖像が三幅程ある、其の中に長篠敗戦の像を敬公が特に当時苦窮の状を忘れざる為に画かしめたものは普通の肖像と異つて甚だ面白い。それから次に敬公の遺物としての品に至つては、先づ二代将軍が尾州一國を賜ひし時の文書、家康公伝来の銘物吉の短刀、敬公大阪陣著用の具足其の他武器及び同公の文房具等があつた。敬公の室高源院の所持した松風の琴も工藝品と

して稀有の物であらう。墨蹟は宸翰¹⁰に後深草天皇より始めて十九種を集め、其の他秀吉の手翰、敬公の書等あり、古書に至つては朝鮮活字の範圍総括合部、¹¹三國遺事、朝鮮版書伝大文等を始めとして教種の珍本あり、又敬公著述の神祇宝典以下教種の稿本も出で、居つた。敬公は書を善くし、且画も見ざるべきものがあつたが、二代正公光友に至つては画は更に上手で、其の破墨山水の一幅の如きは決して素人画でない。次に敬公の遺言状二通と云ふものが甚だ珍物で、是は今度陳列をなす為に宝蔵の古書を探つて発見されたものだとこの事である。以上の中、徳川家に取つて大切なりとはいへ、一般の見地よりしては必ずしも珍とするに足らざるものをも交へて居るが併しながら概して之を見るに亦頗る興味ある資料と言はざるを得ない。

●次に陳列されて居つたのは蒔絵、陶器、銅器等の工藝品と並に画幅、屏風等であつた。先づ蒔絵には有名なる初音の棚が三箇と並に之に附属の貝桶一対が出で、居つた。是は人も知る如く、將軍家光の長女千代姫が光友に嫁する時の婚礼道具として作つたもので源氏初音の巻に因んで歌絵の意匠を施したもの、蒔絵は幸阿弥の作、金具は法橋頭乗の作である。製作は頗る堅牢なる高蒔絵で、徳川初世の蒔絵中第一の標本となるものである。初音の棚と共に胡蝶の棚と云ふのも出で、居つたが、是も略同様の作で、少しく劣るのみである。初音の棚は如何にも立派な贅を尽したものに相違ないけれども今度我等が始めて見た所の前記秀吉所持の簞笥に至つては是よりも更に珍なる如く寛ゆる。陶器は茶入に靱を始めとして二三の名物があり、其他天目建蓋類の名品が夥しく陳列されて居つたが、数寄者側の説ではかくも沢山のvariety天目の名器を蔵するものは他の大名にも比類がなからうとの事

である。是等の中で曜変天目は既に世間にも有名なるものであるが、それよりも、玳比蓋のかく大にして且製作の美なるものは恐らく世界に誇示するものではあるまいか、然るに是が名物類聚などに出で、居らないのは、それが元来初音の棚に添ふ所の嗽茶碗として用ひられた為であると云ふ。その外に茶碗で利休所持の三島筒及び織田有楽所持の藤袴なども珍らしいものである。古瀬戸の獅子の香炉及び練香建に至つては尾州家にして始めて見るを得べきものであらう。銅器では紫銅の獅子香炉と並に銘きねのをれ花生とが何れも名物品で、前者は紹鷗の、後者は織田有楽の愛玩品である。

●絵画に至りては同家の什宝として有名なる源氏物語、西行物語等の絵巻は出でて居らず、出陳の数は寧ろ少きを歎じたが、無準の画賛三幅対達磨及び道士図及び牧溪と称する無款の水墨柳燕図とは最も賞すべきものであつた。更に三幅対で布袋と対月朝陽の画は中を直夫と云ひ左右を牧溪といふが、左右には其の賛に於て特に、「元貞乙未」の年号と並に「無住子作並書」との款(款)を有する。王潤の遠浦帰帆はもと八幅あつたもの、一で、古来有名な品であるが、是は余り面白いものではない。屏風で見るべきは山楽の筆と称する極彩色の花鳥であつた。是は如何にも新しく見える美麗の作であるが、山楽にあらずんば能くせずと思はる、所も見出された。以上は陳列の概略を記するに止まるが、その中の絵画及工藝にして殊に優秀なるものは追々本誌に掲載するであらう。

一部、現在の伝来とは異なる記述内容があるが、傍線の作品は名古屋市蓬左文庫及び徳川美術館に伝来する以下の作品に該当すると推測される。

○①「十六間筋兜」 徳川家康・仙千代所用 徳川義季所用の伝承あり

世襲財産附属物第二百一号

○②伝豊臣秀吉所用「古印」二十八個

○③「梅唐草蒔絵筆筒」 豊臣秀吉・徳川家康・徳川義直所用

○④「古瀬戸肩衝茶入 銘 横田」 織田信長・豊臣秀吉・徳川家康所用

世襲財産附属物第五百五号

○⑤「三方ヶ原戦役画像」^⑩ 世襲財産附属物第二十九号

○⑥徳川秀忠筆 義直宛「尾張領知状」(慶長十三年八月廿五日付)

○⑦「脇指 名物 物吉貞宗」 徳川家康・義直所用

世襲財産附属物第六百一号

○⑧「黒塗黒糸威具足」 徳川義直・大坂冬の陣着用

世襲財産附属物第二百六号

○⑨「箏 銘 松風」 徳川義直所用^⑪

○⑩「常盤切貼込屏風」六曲一双(世襲財産附属物第七十四号「後深草天皇宸筆 小六枚折 仮名御文四通張込」、または古筆手鑑「蓬左」(世襲

財産附属物第四百四十四号)、古筆手鑑「水荃」(世襲財産附属物第四百六十六号)か。

号)か。

○⑪「三国遺事」 駿河御讓本 名古屋市蓬左文庫蔵

○⑫徳川義直編纂「神祇宝典」名古屋市蓬左文庫蔵

世襲財産附属物第一号

○⑬徳川光友筆「山水図」重要美術品 世襲財産附属物第八十五号

○⑭「徳川義直遺訓」

○⑮初音調度「厨子棚」 世襲財産附属物第三百八十三号

初音調度「黒棚」 同第三百八十四号、初音調度「書棚」 同第

三百八十五号、初音調度「貝桶」 同第四百三十六号

○⑯胡蝶蒔絵「書棚」 霊仙院千代姫所用

世襲財産附属物第三百八十七号

○⑰「漢作肩衝茶入 銘 靱」 足利義政・豊臣秀吉・徳川光友所用

世襲財産附属物第五百五十三号

○⑱「曜変天目」(徳川家康・義直所持) 世襲財産附属物第五百四十五号

○⑲「玳瑁天目」 世襲財産附属物第二百七十六号

○⑲「三島茶碗 銘三島桶」 千道安・徳川家康所用

世襲財産附属物第五百四十一号

○⑲「三島筒茶碗 銘藤袴」 徳川義直所用 織田有楽斎箱書

世襲財産附属物第五百四十二号

○⑲ 世襲財産附属物第五百四十二号

○⑲ 世襲財産附属物第五百四十二号

○⑲ 世襲財産附属物第五百四十二号

○⑲ 世襲財産附属物第五百四十二号

○⑲ 世襲財産附属物第五百四十二号

○⑲ 世襲財産附属物第五百四十二号

○⑲ 世襲財産附属物第五百四十二号

○⑲ 世襲財産附属物第五百四十二号

○⑲ 世襲財産附属物第五百四十二号

○⑲ 世襲財産附属物第五百四十二号

○⑲ 世襲財産附属物第五百四十二号

○⑲ 世襲財産附属物第五百四十二号

②9 伝狩野山楽筆「四季花鳥図屏風」

(○印は明治二十六年四月十九日世襲財産附属物認可。蓬左文庫蔵と書かれている作品以外は全て現在徳川美術館蔵)

確認される二十九作品の内、二十一点が明治二十六年に世襲財産附属物としての認定を受けた作品であり、また全ての作品が現在も名古屋市蓬左文庫と徳川美術館に所蔵する尾張徳川家伝来の名品ばかりである。以上から考えて、「敬公記念展」は尾張徳川家名品展とでもいうような粒ぞろいの名品が揃えられた展覧会であったと想像される。「源氏物語絵巻」・「西行物語絵巻」は出品されなかったが、これだけの名品が揃って出品されることは珍しく、『國華』誌上の雑録として掲載されることになったのである。尾張徳川家の明治以降の出品記録にも、これだけまとまって名品を出した例はない。

また明治以降、尾張徳川家が独自に展覧会を開催した記録は現在のところ、この明治四十三年の展示が初見である。

(2) 名古屋開府三百年記念大祭¹²⁾

明治四十三年の「名古屋開府三百年」は愛知県・名古屋市を主体として大規模に祝われた。メインイベントである「名古屋開府三百年記念大祭」は明治四十三年四月十二日、名古屋第三師団練兵場(旧名古屋城三の丸、現在の名城公園内)で開催された。

『読売新聞』明治四十三年四月十三日の記事によれば、名古屋丸の内、東北両練兵場にかけては十万人を超える人出で賑わった。市内は軒毎に葵紋の入った幕を張り提灯を掲げ、大商店・銀行・会社は皆休業となった。

市内には時代行列、十八両の山車^{だし}巡行が行われ、北練兵場には自転車競争・競馬・素人相撲などが開催され、おでん・玩具・駄菓子・絵葉書などの屋台が出され、夜間にはイルミネーションが施された。

名古屋第三師団東練兵場には式典のために造られた檜木造り・萱葺の飯廟が建てられ、式典祭場表門前には鳥居が建てられ杉葉で飾られた。式典は熱田神宮の角田忠行宮司を祭主として十二日朝八時に始まった。全国から集められた神職二百五十余名が臨場し、角田宮司と共に祓の儀式を行い、降神の辞があった。君が代の奏楽の後、祝詞を奏し、記念祭典会長を務めた名古屋市長・加藤重三郎が衣冠装束にて祭文を読みあげた。つづいて祭主・加藤会長・徳川義親・故義禮夫人良子・義親夫人米子・子爵松平義生・子爵成瀬正雄・深野一三愛知県知事、参拝者総代として伊藤次郎左衛門が玉串を捧げた。続けて三千名に及ぶ「名古屋三百年記念会」会員や一般来会者が続けて参拝し、賽銭が雨の如く降ったという。

明治四十三年の開府三百年記念事業開催は、明治三十七年には議論が開始し、同四十年に開催が決定した¹³⁾。明治四十年七月七日の『新愛知』によれば、五日に初代名古屋市長・中村修を主査長として主査会が開催され、まず名古屋市が独自に記念博覧会を開設するのか関西府県連合共進会に賛同するかを審議し、関西府県連合共進会に賛同することで決定した。またそれに伴い、協賛事業として待賓館・演武場・和洋折衷のホテル、水族館・園芸場・奏楽堂といった施設を建設すること等が定められた。同月名古屋市長・加藤重三郎の呼びかけで「名古屋開府三百年記念会」(「記念会」と呼称する)が結成された。また同年に三重県津市で開催された第九回関西府県連合共進会の褒賞授与式の各府県知事の会合の席上で、深野一三愛知県知事は次回・第十回を愛知県で開催することを予諾した。

関西府県連合共進会は明治十六年に開始した地方博覧会で、第一回は同年大阪府で開催、その後三年から五年おきに開催され農産物や工業製品を出品した。⁽¹⁴⁾「関西」とはいうものの関西以外の自治体も参加しており、明治四十三年に名古屋市中で開催された第十回関西府県連合共進会では、東京・京都・大阪・神奈川・兵庫・新潟・埼玉・群馬・茨城・栃木・奈良・三重・静岡・山梨・滋賀・岐阜・長野・福井・石川・富山・鳥取・島根・岡山・広島・山口・和歌山・徳島・香川・愛媛・高知・愛知の三十一府県が参加した。

第十回関西府県連合共進会は現在の鶴舞公園及びその周辺の十萬坪の敷地に、事務所を始め、正門・本館・特許館・機械館・式場・台湾館・帝室林野管理局名古屋市庁別館・特設蚕糸館・貴賓館・奏樂堂・噴水塔・鈴菜橋といった建物を新設して行われ、明治四十三年三月十六日より六月十三日まで九十日間の会期で、計二百六十三万二千七百四十八人の来観者を得た。⁽¹⁵⁾

名古屋市中にも開府三百年記念委員会が設立され、四月十二日に記念大祭を執り行った他、名古屋開府三百年記念館・噴水塔・奏樂堂が第十回関西府県連合共進会の会場内に永久建築物として建てられた。⁽¹⁶⁾また記念会では、中区丸の内名古屋東照宮に合祀する形で尾陽神社を設立、⁽¹⁷⁾尾張徳川家初代義直のことを記した『尾張敬公』⁽¹⁸⁾や『名古屋案内』⁽¹⁹⁾、記念葉書・地図等を発行、六月六・七日には祝賀行列が執り行われ、名古屋市開府三百年記念会員及び賛助会員には特別に名古屋城天守閣の特別拝観が行われた。名古屋城天守閣には八万人を越す人々が訪れた。第十回関西府県連合共進会の入場券の発売は記念会が請け負った他、接待所の運営は愛知県協賛会と共同で運営し、正門本館、機械館、特許館、帝室林野管理局名古屋支庁

別館・広告塔・公園入口鉄橋の扁額へのイルミネーションなども行った。また共進会の会期後半の五月二十一日・六月一日・同八日には振興策として入場者に福引きが行われ、一等五十円の購買券が公布された。また共進会会場内で花火や舞踊・狂言・箏・琵琶の演奏なども行った。

三百年記念事業を行ったのは名古屋市ばかりではなく、愛知郡では中村公園で清正公三百年祭を挙行し古器物展覧会を開催、長久手村では教育品展覧会が開催された。⁽²⁰⁾瀬戸町協賛会では瀬戸公園内に休憩所を設け、陶器館内に案内所を置いて参考品を陳列、小牧町協賛会では各種記念品を調製し一般視察者に配布した。丹羽郡布袋町では物産品評会・盆栽会・教育品展覧会が開催され、犬山町では新古美術展覧会が開催された。その他にも中島郡・海東郡・碧海郡・幡豆郡・宝飯郡・渥美郡で各種行事が行われている。

明治四十年七月の三百年記念事業開催決定の主査委員長を務めたのは尾張徳川家相談人でもある初代名古屋市長・中村修であり、記念会の祭式部理事として名前を連ねた。開府三百年記念会接待部理事として尾張徳川家扶・種野弘道も名前を連ね、尾張徳川家は記念会に千円を寄附した。このように尾張徳川家は開府三百年記念事業に積極的に協力したと考えられる。⁽²¹⁾

(3) 名古屋開府三百年記念新古美術展覧会

前項の愛知県・名古屋市を始めとする各地方公共団体が執り行った行事とは別に、各有志団体も様々な事業を開催した。名古屋市の記録には熱田宝庫及び各寺院の宝物、豊公・清正・藩祖の遺物の展覧会、名古屋市教育会主催の教育品展覧会、有志者による新古美術展覧会、大日本武徳会愛知

支部主催の古武器展覧会が開催されたと記されている。⁽²²⁾この内、教育品展覧会と新古美術展覧会は、名古屋市門前町にあった愛知県商品陳列館でいずれも三月十六日から六月十三日までの九十日間開催された。

新古美術展覧会は正式名称を「名古屋開府三百年記念新古美術展覧会」と称し、展覧会と同名の「名古屋開府三百年記念新古美術展覧会」という団体を主催として開催された。同会会長は愛知県知事・深野一三であったことが真田家に宛てた出陳感謝状から判明する。⁽²³⁾出品鑑査委員は荒木寛畝・望月金鳳・高島北海・小堀軻音・佐久間鉄園・河合玉堂・寺崎廣業・野村文拳・松本楓湖・尾形月耕・山岡米華・益田香遠・塩田眞・前田健次郎・宮川香山・安藤重兵衛・柴田令哉・由木尾雪雄・赤塚自得・長沼守敬・高村光雲・石川光明・海野勝珉・塚田秀鏡・岡崎雪声・大島如雲・平田重光・黒川栄勝・島本徳兵衛・鈴木源助・平山英三・川村猪蔵・小林義雄・飯田藤次郎・和田英作・長原孝太郎・坂井義三郎・大下藤次郎・吉田博・満谷国四郎が務め、五月二十五日には審査総長金子堅太郎のもとに褒賞授与式が行われた。

新古美術展覧会内の「古美術展」には東京の帝室博物館、美術学校、愛知県商品陳列館の三館から出品された二十四点、華族三十七家からの三百十点、寺院二十五寺からの七十点、それ以外の諸家二百一家から出品された六百二十六点の合計千三十点が出品された。⁽²⁴⁾この展覧会には尾張徳川家も協力し、出品目録に依れば徳川義親が出品したのは以下の「古書画之部」十点、「古器物部」五十点内、「俊恭院殿御婚禮道具ノ内」三十五点を一点とするの合計六十点であった。⁽²⁵⁾

○古書画之部

- ① 僧秋月筆 中寿老左右白鶴図 三幅対 名古屋 侯爵 徳川義親君蔵
- ② 僧雪舟筆 着色 牡丹図八曲 金屏風一双
- ③ 僧雪村筆 三酒人図 三幅対
- ④ 筆者不詳 蒙古襲来絵巻摸写
- ⑤ 黄山谷筆 書卷
- ⑥ 熊斐筆 花鳥六曲屏風一双
- ⑦ 周之冕筆 花鳥図
- ⑧ 謝時臣筆 山水図
- ⑨ 昭高院見親王筆 和歌十二月短冊帖
- ⑩ 閻時平筆 牧牛図 双幅
- 古器物部
- ⑪ 俊恭院殿御婚禮道具ノ内 侯爵 徳川義親君蔵
- 一 梨子地菊折枝蒔絵机
- 一 全 句 箱
- 一 全 守刀掛
- 一 全 硯 箱
- 一 全 見 台
- 一 全 掛子付寄掛
- 一 全 駕
- 一 全 挾 箱
- 一 全 蓑 箱
- 一 全 茶弁当
- 一 全 渡金箱
- 一 全 鉄醬箱⁽²⁶⁾

一全 紙台

一全 弘髮箱

一全 角赤手箱

一全 爪取箱

一全 爪取盥

一全 角盥椽添

一全 手水盥

一全 耳盥

一全 提重

一全 茶篋筒

一全 貝桶

一全 衣桁

一全 碁盤

一全 将碁盤

一全 双六盤

一守筒松竹梅蒔絵鈴六個飾付

一梨子地葵紋散松梅蒔絵几帳

一全 牡丹葵紋散蒔絵 駕乗換共

一全 菊折枝両紋散蒔絵眉作箱

一全 櫛箱

一全 竹葵紋散蒔絵旅鏡建

一全 菊折枝紋散蒔絵鏡台

一全 鉄線唐草菊葵紋散行器

一全 雛道具梨子地葵紋散菊折枝金具総蒔絵^(絵)厨子棚黒棚始メ八拾壹

点

一朝鮮錦聖徳太子袈裟切 丹地金入牡丹瓔珞之段模様

一蝦夷錦紫地金入雲龍裂

一緘廣東

一萌黄地古金襴

一縞廣東

一是閑作 小面^①

一是閑作 邯鄲面^②

一筑後作 小戀見面^③

一瀬戸瓢形茶入^④

一古瀬戸蠟燭手茶入 銘山里^⑤

一瀬戸柳藤四郎茶入^⑥

一瀬戸夏山春慶茶入

一瀬戸利休黄葉茶入 銘生駒山

一古瀬戸茶壺 銘木ノ葉猿^⑦

一堆朱長春彫丸形食籠

一青貝瓜形楼閣人物模様食籠

一青貝唐華畜類模様軸筆^(花力)

一堆朱耕天彫軸筆^(夫)^⑧

一黒曲リ軸筆

一堆朱軸筆

一建盞天目茶碗^⑨

一堆朱花彫天目台

一梨子地遠山蒔絵料紙硯

- 一 古瀬戸茶壺 銘夕立⁽²⁴⁾
- 一 古瀬戸耳附茶入 銘雨雲⁽²⁵⁾
- 一 全撫肩衝茶入
- 一 藤四郎作水指
- 一 交跡六角花生⁽²⁶⁾
- 一 梨子地蜀江蒔画手箱⁽²⁶⁾
- 一 琉球楽器小銅鑼
- 一 全 鼓
- 一 全 新心
- 一 全 銅鑼
- 一 全 両班
- 一 全 嗩吶
- 一 全 横笛
- 一 全 管
- 一 全 夜雨琴
- 一 全 長線
- 一 全 琵琶
- 一 全 四線
- 一 全 胡琴
- 一 全 三線
- 一 全 弓子
- 一 全 三板
- 一 全 月琴
- 一 全 四線銅鳳凰龍蒔絵

一 全 図解

この展覧会は前記の「敬公記念展」と会期が重複するが、出品物は重複がなく、世襲財産附属物として指定されている作品は「古瀬戸茶壺 銘夕立」一つのみである。全く別の展覧会であると推測される。本展覧会に關しては五月二十五日に一等金牌八、二等銀牌四十一、三等銅牌八十五、褒状二百二十、協賛賞状五が授与され、その受賞者の名前が一部確認される⁽²⁶⁾が、古美術展に対する反響や九十日の会期の入場者数などは判明しない。

以上から明治四十三年の名古屋開府三百年にあたり、尾張徳川家は二箇所で美術品を公開していることが判明する。「敬公記念展」は新古美術展とは別の、そして「別格」の展示である。新古美術展に比して「敬公記念展」は名品ばかりの公開であり、また尾張徳川家独自の展示ということで注目されたことであろう。

開府三百年記念事業が決定された明治四十年七月の主査会に於いて、既に「徳川家始め諸家所蔵の古器物展覧会を開設する事」が掲げられていた⁽²⁷⁾。「徳川家始め諸家所蔵」と記されていることから、この時に意図されたのはおそらく後者の名古屋開府三百年記念新古美術展覧会であったであろう。「敬公記念展」はいつの時点で開催が決定したのであろうか。義親は自伝においてこの展覧会に言及することはなく、尾張徳川家が単独で展覧会を行うに至った経緯も判明しない。

三 展覧会に続く動き―品位鑑査と写真展示

明治四十三年の展覧会に続いて、同年秋に尾張徳川家の什器整理が開始された。また明治四十五年には東京帝國文科大学で尾張徳川家の美術品に限定した写真展示が行われ、話題となった。明治四十五年に展示された写真の一部は明治四十三年に雑誌に掲載されており、いずれも明治四十三年開始の美術品関連事業の一部と捉えられる。

(一) 什器整理と品位鑑査

名古屋の三百年記念事業が終了した明治四十三年の秋十月七日に、義親は什器整理を片桐助作(二八五〇―一九一八)に委嘱し、同年十一月から名古屋大曾根邸で作業が開始された。⁽²⁸⁾ 義親はここで多数の発見があったと記す。

私には更にもう一人忘れられない蔭の人がある。それは家扶の片桐助作氏で、その発案により自身が主任となり明治四十四年から大正四年まで五ヶ年かかって什宝の調査、整理、修繕をなし目録を完成したのであった。

この人があった為に黎明会の設立が極めて容易に出来たのであり、又この整理により隆能源氏絵巻二巻の再発見と一巻の発見とがあった。これだけでも大きな意義がある仕事であったといはれやう。⁽²⁹⁾

片桐助作は尾張徳川家十四代当主・徳川慶勝に見出された尾張藩士であり、尾張徳川家の北海道開拓で現地に赴いたことで知られている。⁽³⁰⁾ この片桐が明治四十三年から大正四年七月まで什宝整理を行い、財団設立が極めて容易となったと義親は語る。

徳川美術館前館長・徳川義宣も記す通り、この片桐の業績として語られる源氏物語絵巻の発見に関しては、明治二十六年の『御世襲財産附属物目録』(徳川美術館蔵)に源氏物語絵巻三巻が連続して掲載されており、この整理の発見ではない。⁽³¹⁾ また尾張徳川家においては明治以降、明治五年前後に最初の目録が成立し、明治十三年には天地人の格付けが行われ、明治二十六年の世襲財産附属物認可に伴い、表具や附属物までを詳細に書き連ねた目録が完成している。新たな作品の発見がこの時点で行われた可能性は低い。本整理においても未登録作品の登録は行われるが、それは予備調査として行われたようである。⁽³²⁾

片桐助作が行った明治四十三年の什宝整理での主眼は「品位鑑査」であり、美術品としての価値判断を専門家により行うことにあつたと考えられる。明治四十三年から大正四年にかけて尾張徳川家は、今泉雄作(二八五〇―一九三二)・村瀬玄中(二八四四―一九一八)・観世喜之(二八八五―一九四〇)・能装束師の関岡吉太郎・金剛謹之助(二八五四―一九三三)に鑑定を依頼した。この内、今泉雄作に関しては、実際に見せた作品と鑑定内容が記された目録が残されている。

明治四十四年八月の「今泉雄作什器鑑定目録」は全十一冊の出品目録を束ねた分厚い目録であり、目録には文房具百四十一一点・唐墨百六十一一点・硯石九十六点・茶碗八十六点など千六十七点の作品が挙げられている。

目録の冒頭には八月一日付でこの整理の中心を為した片桐が東京家扶従宛に記した伺いが綴じ込まれている。そこには「品位鑑査」の為に尾崎忠讓を介して帝室博物館美術部長である今泉雄作に「来名」を依頼し、「本月」つまり八月に出張することが決まったとある。

今泉雄作は明治十年（一八七七）にパリに留学、ギメ美術館で東洋美術を研究、同十六年帰国して文部省事務局に出仕、岡倉天心らと東京美術学校（現・東京芸術大学）の創立に加わり教授となった。同二十八（一九〇九）年頃、京都市立美術工芸学校（現・京都市立芸術大学）校長となり、同三十三年頃皇室博物館美術部長、大正五年（一九一六）には大倉集古館館長などを歴任した。内務省古社寺保存会委員を長く務めた。³⁶ 今泉は当時一番の鑑定家として知られ、東京文化財研究所所蔵の『記事珠』には明治二十年から大正二年にかけて、全三十八巻にわたり、鑑定や調査を行なった美術工芸品が略図を交えながら記されており、鑑定家として活躍していたことが知られる。³⁷

今泉が実際にいつ来名し、どれだけの時間を掛けて千点以上の作品を見たかは、今泉の出張書類などが東京国立博物館に残されていることを期待したが、残念ながら該当年代は残されておらず、また今泉の鑑定録である東京国立文化財研究所蔵『記事珠』にも該当作品らしき記事は見られない。³⁸

吉田千鶴子氏の研究に基づき、この年の今泉の動向をみると、六月に東宮御所（現在の迎賓館赤坂離宮）装飾取調委員を免ぜられている。明治三十二年から始まり同四十二年に完成した東宮御所造営は国家を挙げての大事業であり、装飾の模様図案を担当した今泉の負担は少なくなかったであろう。³⁹ また同月、明治四十三年五月から十月にイギリス・ロンドンで行われた日英博覧会事務に協力したことにより銀杯を得ている。⁴⁰ 今泉はこの二つの大事業を終えて一段落したところであったとも想像される。八月十七日には内閣から美術審査委員会委員を、文部省から第一部長の任命を受けている。そして次に今泉の動向として確認出来るのは九月二十五日の國華俱

楽部での講話となる。⁴¹

以上から、現在確認される範囲では、今泉が八月に名古屋の尾張徳川家邸を訪れて作品を調査する時間的余裕はあったと考えられる。千点以上の作品の「品位鑑査」のために、春秋の展覧会の合間にあたる八月、今泉は一週間以上の時間を名古屋で過ごしたのではなからうか。冒頭の文書が八月一日の期日であることから、八月後半、おそらく十七日の任命を終えたあたりで名古屋に向かった可能性が高いのではなからうか。

「今泉雄作什器鑑定目録」は、鑑定の際の判断が記入できよう十分な空間をあけて、作品番号・作品名・算用数字・個数とが書き込まれて準備され、鑑定当日に、片桐を含む尾張徳川家側の筆記者が、今泉の言葉や判断を書き加えていったと思われる。評価、そして欄外に等級を示すと思われる番号と、今泉からの聞書と思われる書込がある。この内、等級に関しては「一」から「六」、「等外」「要」「歴史要」の記入があり、明治二十六年に尾張徳川家が受けた全国宝物取調局の際の等級表記や、明治三十年に帝国博物館が設けた全国宝物鑑査規程第十条・第十一条の階級区分と似通っている。⁴² 全国宝物取調局から帝国博物館に受け継がれたこの鑑査は、帝国博物館が東京皇室博物館へと変更される明治三十三年六月三十日に廃止されたが、未だそのような区分と鑑査制度が踏襲されていたことを想像させる。

作品には著しい偏りがあり、表1のように件数別に並べた場合、「唐墨」百六十一件、「文房具」百四十一件、「硯石」九十六点と続くのに対して、「印籠」を除く漆器は「盆」十四点、「食籠」五点、「鎌倉時代蒔絵」・「硯箱」・「大食籠」・「大盆」・「手箱」が各一点であり全部あわせても二十四点

表1 「今泉雄作什器鑑定目録」等級及び掲載数

種別	番号(丸数字は掲載巻数)	等級								作品掲載数
		一等	二等	三等	四等	五等	六等	等外	要	
唐墨	⑨874～981、⑩982～1034									161
文房具	①70～210					1	10			141
硯石	①1～69、②386～412		1	7	13	39	24	6		96
茶碗	③532～552、④553～597、 ⑧820～825、839～852				1	3	5			86
掛物	①329～347、③500～501、 ⑥684～706、⑦765～799、 ⑧826～829、⑧838		1	1	4	3	4			84
茶器雑	①262～318、⑤631～633					1	2			60
印籠	③447～499					4	8			53
菩薩之部	⑥660～668、⑥707～743			2	1	1	5			46
花生	①225～261、③505、 ⑤623～625			1	1	2	13			41
神仏	⑪1035～1068									34
裂	③413～446	4	2	4	5	11	8			34
古銅印	③506～531								23	26
法帖	④598～618									21
法宝之部	⑥744～764					1	3			21
香炉	①211～224、⑤626～630、 ⑧828						7			20
石摺法帖	①364～380									17
書籍	⑧860～873									14
盆	⑦805～819(欠番818)									14
巻物	①348～356、⑧836～837									11
水指	①319～328、⑤634									11
尊天之部	⑥673～683									11
木像之部	⑥652～659					1				8
会席具	⑤635～641									7
手鑑	①357～363			1						7
香木	⑧855～859									5
食籠	⑦800～804									5
火焙火入	①381～385									5
香合	⑤642～645									4
盆石	④619～622									4
明王之部	⑥669～672									4
(歴史要)	⑤649～651			3						3
香道具	⑤646～648									3
屏風	③502～504									3
鎌倉時代蒔絵	⑧829									1
硯箱	⑧830									1
墨箱	⑧854									1
大食籠	⑧834									1
大盆	⑧833									1
手換蜀江	⑧835									1
手箱	⑧831									1
徳利	⑧853									1
文庫	⑧832									1

凡例

*「今泉雄作鑑定目録」に掲載される欄外の漢数字を「等級」と判断し、「等級」欄に記した。

**作品の種別は同目録に記された呼称を使用した。

***目録十巻にわたり、作品には通し番号が振られている為、各作品の掲載巻数は「番号」の項目に丸数字と通し番号の順に記し、表は掲載件数が多い順とした。

しかない。「屏風」も三点のみである。また等級分けに関しても、作品数が最も多い「唐墨」は優れたものもあるはずであるが一点として等級が記されたものがなく、それに対して「硯石」は九十六点中九十点に、「裂」には書きあげられた三十四点全てに等級の書き込みがある。

世襲財産はもちろんのこと、それまでに品位鑑査を受けたと思われる著名な作品はこの目録には無く、一等に選ばれたのは「裂」の古金欄四点、二等は宋に遡る硯石一点、周文として伝えられていた松谿筆「寒山拾得図」(徳川美術館蔵)一点、裂二点の四点のみである。

巻により記入は全くの別筆と思われる筆があり、記入方法も異なる。丁寧に記載された例として、「三教図・梅竹錦鶏・柳白鷺図」三幅対(徳川美術館蔵)は第三巻に下記の通り記録される。

第五百号 一掛物 中仙人 左右花鳥 29 三幅

中趙雍筆 左右周之冕

中明画趙雍二非ス張平山呉小仙ノ類ナリ中等ノ画

左梅竹錦鶏明画ナリ周之冕ニハアラス釈維謙、汪氏元遇ノ二蔵印アリ

右柳白鷺左二同シ

一風 花色地金入純子 中 厚板金メ

京機

天地 白茶地純子

今泉の判断は伝承画家の可否・作品の価値・一文字や風帯の裂・所蔵印などに言及することもあった。印や梵字などを写した箇所もある。⁽⁴⁵⁾

また伝賢江祥啓筆「寒山拾得図」(徳川美術館蔵)と思われる作品は下記のよう記述される。

七百六十八号 一啓書記筆 20 双幅

四百五十年 啓書記二非ス本朝古画トシテ御保存可然
四百五十年前の作品という判断で、啓書記の作品ではないが「保存然る可し」と記される。画家の真贋だけに拘泥しない今泉の鑑定の様子が見て取れる。

第九巻の唐墨では「和製」や「明」といった判断とは別に、「今泉聞書」という短文が多数記される。

八百七十八号 呉申伯 5
明 今泉聞書呉申伯ハ第二位ノ墨商ナリト云

このように今泉が述べた画家や名称の説明も時に書き込まれた。また状態があまりに劣化していたのであろうか、「腐敗取捨ヘキコト」と記された墨もある(九百六十八号)。

目録前半の作品は全てに書き込みがあるが、時間が不足したのであろうか、特に第七巻の「掛物」に至っては、もともと書きあげられていた七十八点の内、実際に今泉に見せたのは三十五点のみであり、書き込みのある作品には「出」の朱印が押されており、他は朱線で消されている。この巻では書き込みもほぼ「真跡」「偽」とだけ記入されることが多く、説明の記入は殆どない。⁽⁴⁶⁾ 時間的制約がある中で蔵出しされる作品が限定されたことが想像される。

以上から、明治四十三年の什宝整理は、明治二十六年の全国宝物取調局の調査等により作品の価値が定まっていなかった作品を中心に「品位鑑査」を受け、作品の価値を図ると共に、今後作品を保存するか否かの対応を考えるものであったと思われる。⁽⁴⁷⁾ 明治以降尾張徳川家内部で行われてきた整理のように作品の所在確認をするのではなく、また「家宝」としての意味を探るのではなく、全国宝物取調の流れを組む鑑査と等級で尾張徳川家に伝

来する作品を捉えようとしたと考えられる。

(2) 東京帝国文科大学での写真展示

明治四十五年五月十八日に東京帝国文科大学で尾張徳川家の宝物の写真展示が行われた。この展示の経緯を「美術新報」は以下の通り記している。

●尾州家宝物写真の展覧

△五月十八日東京帝国文科大学で、尾州徳川家の宝物の写真を展覧して、特志の人に限って縦覧を許した。其写真は東西両京の文科大学の請に応じて当主徳川義親侯は去る四月五日、伝来の宝物の内三百点許の観覧を諾し、両大学の教授、講師は名古屋の同邸に出張して之を調査した際に、國華社の手にて撮影したものである。

△流石に名品は少くないが、今記者の最も嘆賞したものを、茲に列記すれば、

○陳所翁の「龍」、之に対して牧溪と伝ふる「虎」、○伝隆親筆の「源氏物語繪卷」○無準師範の「蘆葉達磨」、○伝経隆の「西行物語」○破来頓等卷^(絵)○元詩仙堂にあった探幽画丈山書の三十六詩仙木板小額、○彦根屏風の風ある風俗繪屏風○旧相応寺風俗屏風○伝牧溪筆柳燕○宮本武蔵筆蘆葉達磨○山楽筆四季花鳥○伝閻次平筆寧戚扣角、常林帯経双幅○応挙筆四季遊楽卷其他数多かりしも略す。

(旧字は新字に改めた。「美術新報」第十一卷第四号 明治四十五年七月一日 発行)

これによれば、明治四十五年五月十八日に東京帝国文科大学で尾張徳川家の宝物の写真が展観された。その写真は同四十五年四月五日に、東京・

京都の文科大学の請求に応じて徳川義親が伝来の宝物の内三百点の観覧を承諾し、両大学の教授・講師が名古屋大曾根邸に出張した際に國華社が撮影した写真であるという。

明治四十五年四月五日、大曾根邸にどれだけの人が来たかの記録は残されていない。両帝国大学の教授・講師といつても、まだ東京帝国大学では美術史学講座は設けられておらず、⁽⁴⁸⁾京都帝国大学においても明治四十二年に成立したばかりであった。⁽⁴⁹⁾東京・京都の両帝国大学ともに日本美術史は瀧精一(一八七三―一九四五)が教鞭をとっており、初代の東京帝国大学の副手は國華社で編集事務をしていた藤懸静也(一八八一―一九五八)が務めた。このような状況から考えて、この時に尾張徳川家大曾根邸を訪れたのは瀧精一、藤懸静也に國華社の幹事などを加えたような面々であったかと思像される。⁽⁵⁰⁾

明治以降、尾張徳川家は明治四年の名古屋博覧会をはじめ、明治十三年から十九年にわたって開かれた観古美術会、同十五年・同十七年の内国絵画共進会、同二十三年以降帝国博物館(現在の東京国立博物館)へも出品しており、様々な場所で作品が展示されていた。しかし、『國華』誌上では創刊の明治二十三年から同四十二年まで、「初音調度」「葉月物語繪卷」「源氏物語繪卷」「西行物語繪卷」「歌舞伎図卷」しか紹介されなかった。創刊の翌年、同二十三年五月の第八号に小川一真の撮影した「初音調度」の写真が掲載されたのを初見として、同年十一月に「葉月物語繪卷」、翌二十四年二月・三月に「源氏物語繪卷」、同年十一月に「西行物語繪卷」、そして再び「葉月物語繪卷」が同二十九年九月に「初音調度」が同三十一年一月に紹介され、同三十二年に「歌舞伎図卷」が紹介された。しかしそれから十年余り尾張徳川家の作品が『國華』に紹介されることはなかつ

た。

それが明治四十三年から掲載数は大幅に増加し、同年には牧谿筆「柳燕図」・「達磨・郁山主・政黄牛図」三幅対・狩野山楽筆「四季花鳥図屏風」、同四十四年には「歌舞伎図巻」、大正元年には松谿筆「寒山拾得図」・陳容筆「龍図」・「長生殿時絵手箱」・宮本二天筆「蘆葉達磨図」・「巖島及松島図屏風」・牧谿筆「虎図」・「松梅時絵手箱」・狩野尚信筆「唐児遊図团扇」・仇英筆「池辺美人図」(現在、重要美術品「官女図」)の九点が、大正二年(一九一三)にも一月・三月・七月・八月・十一月・十二月発行の各号に六つの作品が紹介されている(表2)。

写真展示に出品された牧谿筆「柳燕図」は明治四十三年七月に掲載されており、同四十五年四月の展観以前に撮影されていたことが判明する。「今春名古屋記念祭に際して開かれたる同家什宝展観の中にも陳列られて識者の歎賞措かざりし所とす」との解説から、撮影は「敬公記念展」に前後して行われたことが想像される。

このように明治四十三年の展示以降、尾張徳川家の美術品は研究者から注目され始め、写真展示へと結びついたと思われる。今泉雄作が尾張徳川家の作品の紹介に関してどれだけ積極的に動いたかを証明する資料は現在伝わらないが、今泉は國華社の幹事の立場も有しており、この一連の撮影に対しても発言力を持ったのではなからうか。

なお、東京帝国文科大学での写真展示が終わった翌週五月二十五日午後六時から國華社で開催された茶話会でも尾張徳川家の宝物写真が展示された⁵⁾。

表2 『國華』掲載の尾張徳川家什宝

明治二十三年 (一八九〇)	五月 六月 十一月	八号 九号 十四号	蒔絵初音棚(初音蒔絵婚礼調度) 初音ノ蒔絵(初音蒔絵婚礼調度) 物語ノ絵(葉月物語絵巻)
同 二十四年 (一八九二)	二月 三月 十一月	十七号 十八号 二十六号	隆能筆源氏物語の絵 隆能筆源氏絵 西行物語絵
同 二十九年 (一八九六)	九月	八十四号	光頭筆物語絵(葉月物語絵巻)
同 三十一年 (一八九八)	一月	百号	初音の棚
同 三十二年 (一九〇〇)	二月	百十三号	歌舞伎草紙絵巻(歌舞伎図巻)
同 四十三年 (一九一〇)	七月 八月 十一月	二百四十二号 二百四十三号 二百四十六号	伝牧谿筆水墨柳燕図(牧谿筆柳燕図) 無準禪師達磨図、無準禪師筆郁山主図、無準禪師筆政黄牛図 伝狩野山楽筆 四季花鳥図屏風
同 四十四年 (一九一三)	十二月	二百五十九号	筆者不詳歌舞伎草紙(歌舞伎図巻)
大正元年 (一九一三)	七月 八月 九月	二百六十六号 二百六十七号 二百六十八号	陳所翁筆龍図(陳容筆龍図) 松谿筆寒山拾得図 鎌倉時代蒔絵手箱(長生殿蒔絵手箱) 宮本二天筆蘆葉達磨図 土佐光起筆巖島及松島図(巖島及松島図屏風) 牧谿筆虎図
同 二年 (一九一三)	十一月 十二月	二百七十号 二百七十一号	足利時代蒔絵手箱(松梅蒔絵手箱) 狩野尚信筆唐児遊図 仇英筆池辺美人図(伝仇英筆官女図)
	十一月 十二月	二百七十号 二百七十一号	筆者不詳布袋図、無住子筆朝陽及対月図 筆者不詳風俗図屏風(相応寺図屏風) 劉俊筆仙人図 円山心拳筆鯉魚図、円山心拳筆龜図 狩野探幽筆 耕作図屏風 石鋭筆寧威飯牛、倪寛鋤田図

四 大名道具売立と美術館設立運動

はじめに述べたように、徳川義親は自伝において、明治四十三年の展览会や品位鑑査には触れることはなく、美術倶楽部の売立に大名道具が多数でているのを見て、自分の家も没落しないとはいえないと考えるうち、財団法人を作つて寄附することを思いつき、それもお金があるうちにに行わなければならぬと気が付いたと述べている。⁵²⁾

明治期の廢藩置県後の大名家の道具移動について、高橋箒庵(一八六一—一九三七)は以下のように記している。

版籍奉還後各藩主が夫れ／＼藩知事と為つて、東京より旧藩地に引移るに就ての混雑は固より言ふまでもないが、是れは參勤交代やら国替等の時、大名が往々経験した処であるから、道具の処分も左程極端に達しなかつたが、イサ廢藩置県と為り、旧大名藩知事が旧藩地より東京居住に転ずるに及んでは、東京旧邸宅が已に新政府の諸官衙と為り替つた者もあり、左なきだに龐大なる邸宅に住むは、財政の許さざる所なれば、大抵小仕掛の居住を選んで、大名的諸道具は二束三文で処分する事と為り、嵩張り物は大抵其藩地で捨売りにし、東京へ移転後も種々の事情で在庫の不用品を売却したので、道具市場に大名道具が溢れ出で、(中略)当時の状況に就き稲垣太祥子が語る所に依れば、子爵は江州の小藩主で、版籍奉還の際は兎に角藩知事として引続き其藩地を支配したので、左までに狼狽も為さず、倉庫の諸道具も其儘にして置いたが、頓て廢藩置県となるや、是れはいよいよ容易ならず、道具などは到底多く貯蔵すべき者に非ずと云ふ考が起つた。其頃は旧臣

徳川義親の美術館設立想起

同 三年 (一九一四)	四月	二百八十七号	土佐光起筆群貝図
同 四年 (一九一五)	三月	二百九十八号	伝小栗宗湛筆秋野図
同 五年 (一九一六)	五月	二百九十九号	筆者不詳僧形八幡図
同 六年 (一九一七)	八月	二百九十一号	筆者不詳破来頼等絵
同 七年 (一九一八)	九月	二百九十二号	円山応挙筆群鶴図
同 八年 (一九一九)	十一月	二百九十四号	伝狩野探幽筆詩仙図像扁額
同 九年 (一九二〇)	十一月	三百四十二号	英一蝶筆布袋図
同 十年 (一九二一)	十二月	三百六十七号	応挙筆四季遊楽図卷
同 十一年 (一九二二)	十二月	三百六十九号	無款 寒山拾得図
同 十二年 (一九二三)	二月	三百六十九号	塵地菊尾花文様二重手箱
同 十三年 (一九二四)	三月	三百七十号	徳川光友筆山水図

凡例 作品の名称は『國華』挿図の表記に準拠し、照合が難しいと思われる作品のみ括弧内に現在の作品名を記した。

中の重立つた者が、勝手に藩主一家の切盛りを為す時代であつたら、彼等が思う儘どし／＼藩地で藏品を処分した。後で彼も是も売飛ばしたかと、其余りに過激なのに驚かれたと云ふ事である。(中略)兎角当時於ては諸大名の前途暗澹たる有様で、唯無暗に身軽になるのを御家の為めと心得た藩士の多かつたのも、強ち無理ではなかつたであらう。⁵³⁾

瀬木慎一氏によれば明治初期、このように大名道具が大量に市場に出たにも関わらず、買手が少なく、明治四年に行われた姫路酒井家の入札で

は、八十一・中十六点しか処分できなかった。⁽⁵⁴⁾ 日清戦争後、美術品取引は一時的に活況を呈するが、明治三十年代に入り反動的に不況を招き、美術市場は停滞した。同四十年四月に東京美術倶楽部が、同四十一年九月に京都美術倶楽部が、そして同四十三年十月には大阪美術倶楽部が設立されるが、東京美術倶楽部の設立時期は猛烈な不況下で、大きな入札は行われなかったという。しかし、美術雑誌では同四十四年には売立記事が大幅に増加し、同四十五年二月には「京都に於ける古書画の騰貴」との記事がある。⁽⁵⁵⁾

そして大名家の売立は大正五年の仙台伊達家の大売立を契機としてその数は目に見えて増加し、大正五年以前には数件しかなかった大名・貴族の売立は大正六年には十四件、大正七年二十一件、大正八年十九件となった⁽⁵⁶⁾(表3)。

表3 旧大名・爵位の位階表記ある売立目録数(年代別)

明治45年・大正元年	2	昭和2年	8
大正2年	2	同3年	12
同3年	0	同4年	10
同4年	5	同5年	4
同5年	4	同6年	8
同6年	14	同7年	4
同7年	21	同8年	4
同8年	19	同9年	12
同9年	9	同10年	7
同10年	3	同11年	7
同11年	5	同12年	4
同12年	6	同13年	2
同13年	4	同14年	5
同14年	11	同15年	3
同15年・昭和元年	3	同16年	1

以上から、入札目録を残すような大がかりな入札は明治末期〜大正年間に入らないと行われぬが、明治期にわたり大名道具の売立は脈々と続いていたことが想像される。このような入札に徳川義親がどれだけ立ち会ったかは判明しない。入札の下見を訪れた記録は大正十四年以前には確認されておらず、明治に遡る入札を介した購入品は確認されない。

それに対して明治四十三年、既に帝室博物館(現・東京国立博物館)やその構内にあつた奉獻美術館(後の表慶館)は存在していたにも関わらず、世間では「日本の首都である東京に美術館の一つもない」と認識されていたことが江崎瑠里子氏により指摘されている。⁽⁵⁷⁾ 江崎氏によれば、明治四十年以降、毎年秋に竹の台陳列館にて文部省美術展覧会が開催された。この竹の台陳列館は明治四十年に上野公園で開催された東京府勸業博覧会の陳列館として作られた展示会場であり、雨漏りの発生や採光の關係で油絵が光り鑑賞の障害となつた問題があつた。⁽⁵⁸⁾ このような状況を受けて大正七年三月十九日、衆議院第四十回帝國議會において鶴沢総明他四名から「帝國美術館建設ニ関スル建議案」が提出された。法学博士であり後に明治大学総長となる鶴沢総明(一八七二〜一九五五)は「東洋ノ美術國」である日本に「古代の美術或ハ近代ニ互ル所ノ、幾多ノ美術ヲ陳列致シマスル所ノ帝國美術館ト云フヤウナモノノ今日無イト云フ事柄ハ、甚ダ我國の文明ノ為ニ遺憾デアル」として「美術ノ向上開発ト美育ノ普及」とを図るために美術館を作ることは政府の急務であるとした。翌日二十日より開催された「帝國美術館建設ニ関スル建議案委員会」では日本が「古来美術國」であるにも関わらず、「一ノ美術館ヲ有セザル」状況が改めて指摘され、四日間の日程を経て、全員一致で委員会を終了、二十六日には再び衆議院本会

議に持ち運ばれ、満場一致で可決された。⁽⁵⁹⁾しかし、美術館は設置されなかった。

江崎氏は触れていないが、これに遡る明治三十九年には美術館の設立の必要性が説かれ、「美術館要求の声」「国立美術館設置の必要」といった論説が発表されていた。⁽⁶⁰⁾そして明治四十二年三月二十二日に「常設美術展覧会会場及美術館設立ノ件」と題する請願が洋画家岡精一（一八六八～一九四四）ほか三十四名から貴族院に提出されている。

意見書案

常設美術展覧会会場及美術館設立ノ件

東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町士族画工岡精一外三十四名呈出

右ノ請願ハ常設美術展覧会会場及美術館ノ設立ハ美術ノ進歩及文化ノ開発ヲ期スルニ於テ最緊要ナルモ我国ニハ未タ東西美術ノ系統的研究ニ資スヘキ専門的美術館ノ施設ヲ欠キ美術品ヲ收容スヘキ適当ナル展覧会会場ナキヲ以テ之ヲ設立セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大体ハ採択スヘキモノト議決致候因テ議員法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣総理大臣侯爵桂太郎殿⁽⁶¹⁾

これによれば、美術館の設立は美術の進歩と文化の開発に「最緊要」なものであるが、未だ「東西美術ノ系統的研究」に資する専門的美術館、展覧会会場がないので設立を請願し、貴族院はそれを採択した。

このように貴族院・衆議院での建議案があったにも関わらず、公立の美術館はなかなか設立されなかった。大正十年には東京府において「平和記

念博覧会開設ニ際シ永久的記念トシテ美術陳列館ヲ建設スベシ」との建議案が、府会議員・小池素康より東京府会に提出された。大正十一年に予定されていた東京府主催の「平和記念東京博覧会」(以下、「平和博」と略す)開催に際して、その平和博事業の永久的記念を目的として、恒久的な展示施設を建築せよと主張したのである。しかしこの建議案は、時間と財源と敷地の問題で議長預かりとなり、可決されることはなかった。いつまでも開設されないジレンマの中、日本で最初の美術館である東京府美術館が開館するのは大正十五年五月一日であった。そしてその建設費は佐藤慶太郎唯一人の寄付金百万円で賄われた。⁽⁶²⁾議員でも府議会でも美術館設立が可決されながら、美術館が成立しなかった背景には財源や敷地問題があった。美術雑誌では財源が一度確保されながら予算が半分削減されたことなどが、大きく取り上げられている。⁽⁶³⁾

大正二年の『美術新報』には「趣味の開発と財力の善用」と題した時言があり、富豪の「骨董熱を利用して、其趣味を開発し、能ふべくんばその財力を更に有効に藝苑の公益の爲にも使用せしむ様に盡力した」との意見を展開している。書画骨董品の流行につれて、ただ評判の高い作家の作品や劣悪な骨董品を無闇に購入するような真似をやめてもらいたい、その財力を美術館の建設資金や有望な少壮芸術家の奨学資金といったことに充てて欲しいと述べている。⁽⁶⁴⁾このような意見に基づくかはわからないが、大正四年に男爵を襲爵した大倉喜八郎（一八三七～一九二八）は、授爵に際し、美術品、美術館及び五十万円の基金を国家に献納し、⁽⁶⁵⁾大正六年八月には大倉集古館を開館させた。初代館長を務めたのは、明治四十四年に大曾根邸を訪れた今泉雄作であった。

美術館設立が貴族院で取り上げられた明治四十二年、義親は尾張徳川家

を家督相続した翌年であり、満二十五歳に満たないため、未だ貴族院議員にはなっていない。⁽⁶⁶⁾しかし貴族院議員予備軍である義親はおそらく明治四十二年の意見書の件を耳にしたことであろうし、それ以降も続く美術館設立運動は少なからず義親に影響を及ぼしたであろう。

大倉喜八郎の長男・喜七郎（一八八二—一九六三）は、義親が寄留した毛利家時習舎の出身である。大倉喜七郎と義親の間に親密な交流は確認されないが、義親は公立とは異なるこのような美術館の設立方法があることを認識したことは間違いない。大倉集古館の開館は、尾張徳川家に伝来する什宝の価値を再確認し、どのように伝えていくか頭を悩ませていた義親に、大きな解決策として捉えられたのではなからうか。

結論

名古屋開府三百年である明治四十三年、尾張徳川家は単独で「敬公記念展」とも称すべき独自の展覧会を開催するとともに、名古屋開府三百年記念事業の一環である「古美術展」にも多数の作品を出品し、当時一流の学者・識者を迎えて作品の鑑定を行い、写真撮影が行われた。その写真は美術雑誌に掲載されていた。

徳川美術館設立前、大正末期から昭和初期にかけて、尾張徳川家単独の展覧会は大曾根邸で多数開催されるが、明治四十三年の「敬公記念展」はその端緒と捉えることも出来る。また旧来の尾張徳川家における美術品の評価は「家」を中心としており、世襲財産附属物として選ばれた多くの作品は「宸筆」や「由緒品」であった。しかし明治四十三年以降、尾張徳川家を訪れた研究者により、「美術」という別の価値基準で評価を受ける作

品が多数出現した。これ以降、尾張徳川家の美術品は研究者の間で注目されていったと考えられる。

大正四年五月二十九日、東京帝国大学山上御殿で、源氏物語絵巻三巻の展覧が行われ、七百人が詰めかけた。この展示を義親は下記の通り回顧する。

大正四年、帝大の山の御殿において、学者、美術関係の人々、好事家を招待して絵巻物の展覧を行った。明治以降、人々の目に触れた最初である。当然これは問題となり話題となつて、絵巻物の存在が再び世に知られることとなつた。（中略）この展覧から後、是非みたいという希望者が多くなつた。⁽⁶⁷⁾

また同年十二月二十四日から二日間、名古屋大曾根邸で初音の調度の展示が行われた。

研究者の尾張徳川家所蔵の美術品に対する興味は、明治四十三年の展覧会や『國華』への画像掲載などを経て強まつていったことであろう。同四十五年の写真展示までもが話題となり、大正四年に更に熱烈な観覧希望を寄せられるようになった時、義親はこれらの什宝を未来に向けて保存し、広く公開していく必要性を切々と感じたのではなからうか。

尾張徳川家を継承してやつと落ち着いてきたこの時期、社会情勢としても美術館設立の機運があり、また一部で家宝を散逸させていく大名家があり、大名道具の売立が増加していく中で、徳川義親は周囲の御相談人・家職と共に、美術品の保管を一つの大きな命題として捉えたと思われる。本稿で紹介した明治四十三年にスタートする美術品に関する動向とその背景は、その後の尾張徳川家の活動を筋立てるベクトル——徳川美術館の設立へと続く流れの淵源——と見る事ができるように思える。

徳川美術館の開館に関して、義親の孫である故徳川義宣の文章を長くながるが引用する。

尾張徳川家第十九代・徳川義親は家督相続以来二十余年、大正時代から昭和初期の激動する国際情勢・社会情勢を眼のあたりにして、深く世を憂ふると共に、尾張家歴代伝承の重宝・史料・文書類を如何に保存し、かつ世に役立たしめるべきかと考へつづけ、遂に意を決して財団を創立し、これに全てを寄附するとの方針を固めるに至った。その準備には年月を費して慎重な検討を重ね、昭和六年十月九日、東京市麻布区富士見町の自邸で計画を記者団に公表し、同年十二月二十四日、文部省から正式に許可を受けて財団法人尾張徳川黎明会は発足した。(中略)昭和六年、財団設立に当って歴代伝承の家宝は重宝―古美術品と、図書・文書記録類とに二大別され、美術品類は名古屋市東区徳川町の尾張徳川家大曾根別邸の一角に地を撰び、美術館を建設してこれに収蔵するものとし、図書・文書記録類は東京市豊島区目白町の尾張徳川家本邸の一角に文庫を建設してこれに収蔵するとの方針が定められた。同時に徳川義親氏が当時まで個人で主宰して来た生物学研究所ならびに歴史研究室をも財団事業に組み入れることとし、それらのための研究所も文庫に隣接して建設されることとなり、三つの建物は相前後して着工された。(中略)文庫と研究所の建物は昭和七年末に完成し、文庫は「蓬左文庫」と名付けられて七〇九一五冊の図書を収蔵、閲覧室を設けて研究者に公開された。研究所には蓬左文庫附属歴史研究室と徳川生物学研究所が収容された。これらの建物や図書・実験研究のための機械器具、美術品とともに、名古屋の美術館建設用地

約三千坪、東京目白の約一千坪、及び年々約三十万円の経費支弁のための財源として簿価百二十万円の有価証券及現金が寄附された。(中略)徳川美術館は昭和十年十一月に完工し、翌十二月開館された。(中略)敷地は約三千坪、建物は鉄筋コンクリート造りで延約四百三十坪である(徳川義宣「徳川美術館紹介」⁶⁸⁾)。

昭和初期の当時の帝室博物館、国立博物館を除けば、都道府県立や市町村等の公立美術館は、ほんの二、三の例を数えるに過ぎない時代であった。まして私立美術館など数えるほどもなかった。(中略)中でも祖先伝来の秘宝⁶⁹⁾私有財産を挙げて財団に寄付し、単に保存するだけでなく、一般にも公開する美術館は皆無であり、暴挙とさえも批判されたという。その批判・反対を押し切って美術館設立に踏み切った財団の創設者徳川義親の思想は、当時とすれば極めて進歩的・革新的だった。出来上がった美術館の建物も昭和十年当時の技術の粋を凝らし、全電動射光調整装置、自動除湿エアコン収蔵庫など、超近代的設備を誇って人々の耳目を驚かせた(徳川義宣「徳川美術館開館40周年に当たって」⁶⁹⁾)。

徳川美術館開館にあたっては建物の外観意匠を懸賞募集し、佐野時平の案を一等とし、この佐野案を基に大江新太郎と渡邊仁が外観設計を行い、吉本与志雄が実施設計して、昭和七年に竹中工務店を施工者として着工した。このような博物館建築競技設計は大正から昭和初めにかけて多数行われ、徳川美術館もその一例である。⁷⁰⁾

これまで徳川美術館開館に関して知られていることは、この徳川義宣の

文章にほぼ限定されており、それ以上の経緯は多くは紹介されていなかった。しかし徳川美術館開館に至る道程はもうすこし詳細に知ることができ、記録も残されている。続く年代の美術館設立準備に関しては第二稿以降にみていくこととしたい。

註

(1) 徳川義親『最後の殿様』講談社 一九七三年九月発行。

ある日、ぼくは美術倶楽部に道具の売り立てを見にいった。大名家から出た道具類が多い。定紋付の道具、刀剣、鎧兜など、大名家が生活に困り、一品、二品と恥ずかしいから密かに美術商に売ったものもあろう。(中略) いずれにせよ、大名華族の没落の徴候がはつきりと出ていた。

ぼくの家でもそうならないという保証はない。現在よくても時代が変われば持ちこたえられないこともあるはずだ。時代の変化にともなう大名家の没落は仕方がないとしても、大名家の歴史までが散逸し消滅することは、淋しいことであった。(中略) 幾夜か眠れないときがあったが、ふと思いついたのは、財団法人をつくり、主要なものは法人に寄附することである。それも金がなくなつては駄目で、金があるうちに処理するのが大事だ、と気がついたのは大正の初めごろであった。

ほぼ同じ内容が『名古屋新聞(昭和10年11月6日)』に掲載されているのを、原史彦が紹介している(原史彦「尾張徳川家と徳川美術館」『徳川美術館展 尾張徳川家の至宝』中日新聞社 平成二十五年一月二日発行)。

(2) 以下に記す義親の経歴に関しては左記を参考にした。

「徳川義親公御略系(大正十四年七月調)」、「徳川義親公年譜」(個人蔵)

徳川義親「私のうけた教育(2)」『日本教育新聞』教育新聞社 昭和四十一年

一月二十一日発行

徳川義親『最後の殿様』講談社 一九七三年九月発行

(3) 越前松平家・松平春嶽関係の事項は左記を参考にした。

三上一夫『幕末維新と松平春嶽』吉川弘文館 二〇〇四年五月一日発行

なお、安藤坂の越前松平邸は旧安藤邸であり、関口台町邸は昭和二十五年に震災により焼失する目白不動(文京区関口駒井町)の筋向かいである。

(4) 徳川義親によると、毛利家時習舎は井上馨侯爵が旧藩主毛利家に人物がいないのを憂いて、明治三十年十二月に一族の子弟のために麻布に設けた寄宿舎である。監督は元老の井上馨侯爵、舎長は子爵・大村徳敏(一八七六―一九二三)、教職員二十七名で運営されていた。北白川宮輝久王(後の小松輝久)、松平慶民(義親の兄)、大倉喜七郎、また麻生大吉の次男鶴十郎や貝島太市(貝島炭坑)を輩出した他、タイからの留学生も在寮していた。毛利家時習舎は明治四十五年三月に閉鎖された(註1)前掲書)。

(5) 明治四十一年一月二十八日に宮内大臣伯爵田中光顕宛に養子縁組願(差出人侯爵徳川義禮、家族公爵徳川家達、親族伯爵松平頼壽連名)が提出され、明治四十一年一月三十一日に指令第四〇号により認可を受けた。これに基づいて同年二月十九日に「養子縁組届」が届出人義禮、良子、錦之丞、証人海部昂蔵、種野弘道、同意者松平康荘として本籍地である名古屋に提出された(錦之丞様御養子縁組)。

(6) 宮内大臣正二位勲一等伯爵田中光顕「従五位位記」(個人蔵)。また改名に關しては、明治四十一年三月二十八日に名古屋市宛改名届が提出され戸指第三四号により認可されている(錦之丞様御養子縁組)。

(7) 明治三十六年一月から米子は牛込仲之町に家庭教師と暮らし始めるが、その隣地を尾張徳川家は明治三十六年十二月に購入し、家職ほかに貸与していた。明治四十一年七月一日に義親が入り、三棟を御学問所として使用、もう一棟は家扶水野正則が引き続き使用していた。明治四十二年に義親が水道端邸に移住して以降、御学問所は助愛社が使用、大正十二年七月二日からは義親の長男・五郎太(後の徳川義知)の御学問所(翌年に三男・義龍が同居)となった。昭和九年三月に山階宮菊麿王第五王子・葛城茂麿伯爵(一九〇八―四七)へ売却した(御住居之沿革)。

(8) 明治四十年一月、子爵・田中不二麿より購入。田中不二麿のこの屋敷は「双芝仙館」と呼称され、度々詩筵が開かれていた(西尾豊作『子爵田中不二麿伝』)。米子は明治四十年八月三十一日に水道端邸に移住し、同四十一年十二月には義禮

夫人良子が、同四十二年十二月十二日には義親が移住し、大正二年七月十一日の麻布富士見町邸転居まで居住した。

(9) 『日本美術年鑑 明治四十三年』画報社 明治四十四年四月二十八日発行(平成八年八月三十一日 国書刊行会復刻)、「第一章 美術界年史」には以下の通りある。

九日 本日より三日間尾州徳川家に於ては、名古屋共進会を機会とし、秘蔵の什器を陳列して数寄者の展覧に供す。

(10) 『國華』の記述である「長篠敗戦の像を敬公が特に当時苦窮の状を忘れざる為に描かした」、「普通の肖像と異つて甚だ面白い」という記事から、ここでは「三方ヶ原戦役画像」と判断した。徳川美術館学芸部長代理・原史彦氏に依ると、現在伝来する「三方ヶ原戦役画像」の根拠は江戸末期〜大正期の箱書(表書)によるが、三方ヶ原戦役の同様のエピソードに関する記述文献はなく、また江戸時代の道具帳では「神君御肖像」と記されているのみなので、証左は取れないとご教示賜った。明治四十三年の時点で長篠敗戦の画像とされていた可能性を指摘しておく。

(11) 徳川美術館学芸員・並木昌史氏によると、江戸時代に遡る「御側御道具帳」には「源敬様」所用と記されており、義直の筆として伝えられているという。夫人高原院春姫の所用であったとの記録は確認されない。

(12) 名古屋開府三百年記念行事及び組織名については、「紀年」・「記念」・「記念」と三種の表記が混在する。明治四十年設立の「名古屋開府三百年記念会」は「記念祭」(記念会)、名古屋市に設立された委員会は「開府三百年記念委員会」と表記する。明治四十四年三月十五日発行の「第十回関西府県連合共進会事務報告」では「紀年大祭」と表記する。混乱をきたすため、本論では「記念」に統一して表記する。

(13) 明治三十七年二月に吉田禄在が「新愛知新聞」に意見書を掲載して三百年紀年大典に関して触れており、その頃には名古屋開府三百年紀年事業に関する議論が開始されていたことが知られる。

名古屋開府三百年紀年事業に関しては「第十回関西府県連合共進会事務報告」(名古屋市鶴舞図書館蔵)及び「秘蔵!名古屋開府三百年紀年祭」展(平成二十一

年十二月十一日〜平成二十二年一月三十一日 名古屋市政資料館)を参考にした。記念大祭が四月十二日に開催されたのは、「元和元年四月十二日義直卿入城ノ日二因」むという(第十回関西府県連合共進会事務報告)。

(14) この共進会は古美術品を展示するものではなく、出品物は農産物、工業製品等の十一部九十一類である。明治四十一年以前の採取・産出・製造品は出品出来ないと定められており、全ての出品物は販売され「売約済」の札がつけられている(第十回関西府県連合共進会事務報告) 名古屋市鶴舞図書館蔵)。

(15) 註(14)前掲書。

(16) 註(14)前掲書。また名古屋開府三百年紀年館の建築に関しては以下の論文がある。

吉橋龍哉・三島雅博「名古屋開府三百年紀年館の建築について(その1)〜その建設経緯と設計者について」『日本建築学会大会学術講演梗概集』二〇一一年八月発行

(17) 尾陽神社は大正十三年に現在の名古屋市昭和区御器所に遷座。祭神は天照大御神・徳川義直命(尾張家初代)・徳川慶勝命(尾張家十四代)。元治元年(一八六四)に徳川慶勝が孝明天皇より拝領した刀を神宝とする。

(18) 『尾張敬公』興風書院 明治四十三年四月五日発行

(19) 名古屋開府三百年紀年会編纂『名古屋案内』扶桑新聞社印刷 明治四十三年三月十三日発行

(20) 註(14)前掲書。

(21) 記念会で発行された『尾張敬公』(註(18)参照)には「尾州徳川侯爵家の海部家令を初め家従、家扶諸君并に旧藩士中村修、服部直衡、種野弘道、御宿正定、鈴木信吉の諸君」に資料の提供を受けたと記されており、家を挙げて協力して取り組んだと思われる。

(22) 註(14)前掲書によれば、各展覧会の主催・場所・会期は以下の通りである。教育品展覧会 主催・名古屋市教育会、場所・名古屋市門前町愛知県商品陳列館、期間・三月十六日〜六月十三日(九十日間)

新古美術展覧会 主催・斯業有志者、場所・名古屋市門前町愛知県商品陳列館、期間・三月十六日〜六月十三日(九十日間)

古武器展覧会 主催…大日本武徳会愛知支部 場所…名古屋市前津小林武

徳殿、期間…三月十六日(六月十三日(九十日間))。

(23) 「名古屋開府三百年紀年新古美術展覧会感謝状」明治四十三年六月「信濃国松代真田家文書」(寄1037110)国文学研究資料館蔵。名古屋開府三百年紀念新古美術展覧会については註(9)前掲書第二章に記事がある。

(24) 名古屋開府三百年紀年新古美術展覧会「古美術出品目録」(名古屋市鶴舞図書館蔵)。巻末の参考品出品人員及出品点数表各点数と共に合計数千三十二点と記されているが、各点数も集計数も目録内容と一致しない。

(25) 註(24)文獻。尚、丸数字の作品は以下の現存作品に対応すると推定する。

③0 伝秋月等観筆「寿老人・鶴図」三幅対 徳川美術館蔵

③1 「牡丹図屏風」八曲一双 徳川美術館蔵

③2 「三酒人図」三幅対 徳川美術館蔵

③3 「蒙古襲来絵詞模本」三卷 建中寺蔵

明治四十三年の時点で本作品が尾張徳川家所蔵であったのか、建中寺所蔵であったかは判明しない。尾張徳川家の菩提寺・建中寺には当主の寄進した作品が多数伝来するが、それ以外に元禄十二年(二六九八)以降建中寺宝蔵には靈仙院千代姫遺品が尾張徳川家所蔵のまま管理されていた(明治五年建中寺より尾張徳川家に返還)。本作品の所蔵も建中寺と尾張徳川家の間を往復した可能性があり、建中寺所蔵品を尾張徳川家所蔵品として出品した可能性もあることから、当時どちらの所蔵であったかは簡単には判断できない。

③4 伝黄庭堅筆「晦堂疏」 徳川美術館蔵

③5 熊斐筆「花鳥図屏風」六曲一双 徳川美術館蔵

③6 伝周之冕筆 花鳥図 一幅 徳川美術館蔵

③7 現在徳川美術館に謝時臣筆と伝える作品は「夏木垂陰図」のみである。

③8 伝道見親王筆「和歌十二月短冊帖」 建中寺蔵

本作品も③③と同様、当時の所蔵は判明しない。

③9 俊恭院福君所用 菊折枝調度 徳川美術館蔵

④0 「雲籠文蝦夷錦」 徳川美術館蔵

④1 伝是閑吉満作 「小面」 徳川美術館蔵

④2 伝是閑吉満作 「大飛出」 徳川美術館蔵

④3 伝宮田筑後作 「小戀見」 徳川美術館蔵

④4 「瀬戸瓢形茶入」 徳川美術館蔵

④5 「柳藤四郎茶入」 徳川美術館蔵

④6 「瀬戸夏山春慶茶入」 徳川美術館蔵

④7 「瀬戸茶壺 銘 木ノ葉猿」 徳川美術館蔵

④8 「耕夫図堆朱軸筆」 徳川美術館蔵

④9 「建盞天目茶碗」に該当する作品は複数ある為、特定出来ない。

⑤0 「瀬戸茶壺 銘夕立」 徳川美術館蔵

⑤1 「古瀬戸耳付茶入 銘雨雲」 徳川美術館蔵

⑤2 琉球楽器 一式 徳川美術館蔵

(26) 註(9)前掲書第二章参照。

(27) 『新愛知』明治四十年七月七日には「施設すべき事業」として以下の通りある。天守閣の拝観の議を宮内省へ出願する事、各種大会開催の件、案内記印刷の件、イルミネーションの設備を為す事、煙火打揚の件、煙火大会開催の件又教育品、絵画、宝物等の展覧会等を開設したときは相当補助金を交附する事、徳川家始め諸家所蔵の古器物展覧会を開設する事、武術に属する一切の催しものは武徳会へ交渉する事、瓦斯、電灯等を以て市内各所を裝飾する事国旗提灯を各戸に掲揚せしむる事、尚亦三百年紀年事業として施設すべき事業は藩祖源敬公の社を建設する事、名古屋市三百年誌編纂の事、紀年絵端書発行の事、紀年灯燈を以て市内を裝飾する事、名古屋祭車を曳出す事、三百年来の時代行列を催す事、馬の塔を出す事等なり。因に主査委員長は中村修氏に選定せしと。

(28) 明治四十三年五月五日に東京小日向別邸で行われた通常御相談会に於いて決議されている(御相談会決議録)。

(29) 徳川義親「序文」、鈴木信吉「財団法人徳川黎明会の設立及事業について」

昭和三十一年十二月発行。

(30) 片桐助作は、嘉永四年(一八五二)五月二十七日生の尾張藩士で、儒学者細

野要齋(一八一―一七八)の弟子である。明治十年七月に十七代慶勝(一八二四―一八三・十四代当主)に北海道開拓地の選定を命ぜられ、吉田知行・角田弘業と共に調査に赴いた。同十七年、尾張徳川家の家扶心得として尾張徳川家の開墾地・八雲に移住し、開墾試験場三代目委員となった。同二十一年に開墾地事務所は廃止されその後の残務処理も終了したため、同二十四年より名古屋に戻り尾張徳川家の世襲財産・所有地の取り調べを命じられた。同二十六年には家扶心得、翌年には家扶となり、同年、庶務課長、翌年には会計課長を兼務しながら庶務・営繕をも兼務し、尾張徳川家事務所の要となっていた。十八代義禮が住した名古屋大曾根邸新築も担当し、同三十二年七月十一日の依願退職まで家扶として務めた。同三十六年からは御相談人として尾張徳川家を支えた。明治四十三年にどのような立場で委任を受けたかは判明しないが、大正四年七月の什宝整理終了後、再び御相談人に委嘱しようとしている矢先、大正七年二月十一日に歿した。

(31) 徳川義宣は国宝源氏物語絵巻甲巻も明治二十六年の道具帳に記載されていることを指摘し、「明治四十三年に書庫の道具を整理中、新発見と思ひ込んだ家扶の片桐助作が、第十九代の当主だった義親に報告し、義親も新発見と信じて世に語り、後年著した随筆随想にも同じく、新発見談」を記している」と推測する(徳川義宣「源氏物語絵巻について」『源氏物語絵巻』(徳川美術館蔵品抄Ⅱ) 徳川美術館 昭和六十一年十月十二日発行)。しかし後述する通り、明治四十三年の整理は書庫整理よりも品位鑑査を主体としていること、並びに片桐は明治二十四年から始まる世襲財産認定の準備作業においても中心的役割を果たしていることから、筆者は明治二十四年の作業中に発見し、発見時期が間違つて伝えられていた可能性を指摘する。

(32) 未調査品六百九十四点を書き上げて編入・処分などの対応を書き留めた、明治四十二年の記録が残されている(「明治四十二年什器係下調帳」徳川美術館蔵)。(33) 村瀬玄中(一八四四―一九一八)は名古屋清寿院住持、明日庵玄中・青樹庵と号する。裏千家十一世玄々斎の高弟として知られ、今日庵名譽教授となった。村瀬玄中には明治四十三年十二月二十三日に十日分の鑑定料、明治四十四年六月二十七日に二十六日分の鑑定料が支払われるが、今泉雄作・村瀬玄中・観世喜之等のいずれについても、徳川美術館に鑑定書は残されていない。今泉雄作と同様

に冊子形式の鑑定目録が過去に存在した可能性があるが、現在は所蔵が確認されない。

(34) 観世喜之(一八八五―一九四〇)は観世流シテ方能楽師。観世鏡之承家の分家二代目。初代観世清之夫人の弟永島喜助の三男。初名服部喜多。明治三十八年(一九〇五)清之の養子となり、明治四十一年喜之と改名。翌年家督相続。明治四十四年、東京・神田区西小川町神田九皇会舞台を新築(関東大震災で焼失)。清之が丸岡桂と共に編纂した改定謡本の刊行問題で告訴され、裁判には勝つたが、宗家から破門された。大正四年和解して復帰。昭和五年牛込区矢来町に新舞台を建設。(「新訂増補 能・狂言事典」平凡社 一九八七年六月十四日初版発行、一九九九年六月二十一日新訂増補版第一刷発行)

(35) 金剛勤之助(一八五四―一九二三)金剛流シテ方能楽師。大阪生、幼名金之助、初名直喜。金剛禎之助の長男。野村三次郎の孫である。慶応元年(一八六五)に父が死去し、祖父三次郎育てられるが明治三年三次郎も没し、修業時代には苦労した。明治十二年、東京の宗家二十一世氏成のもとに修行の為上京、同年九月に帰京後は観世流の片山晋三と京都を二分して活躍し、関西能楽界に君臨する重鎮となった(註(34)文献)。

尚、関岡吉太郎に関して事典に記載がないが、『梅若実日記』に名前がみられる他、「厳格なお楽屋」(『能楽画報』第二巻八号 明治四十三年八月発行)、「大震災大火災遭遇実話 装束全部焼失」(『同』十七巻九号―十一号 大正十二年十一月発行)、「唐織」(『謡曲界』第三巻三号 大正四年発行)といった文章があることから、能楽師であると思われる。

(36) 今泉雄作に関して片桐助作は同日録に左記の通り記している。

今泉雄作ナルハ明治八九年頃佛国里昂博物館ニ雇ハレ彼地ニ留ルコト七年同国美術学ヲ研究スル所アリ。帰朝后文部省ニ奉職、美術事業ニ従事、大ニ美術思想ヲ鼓吹シ、廿一年ヨリ廿三年頃ノ全国宝物取調員ニ加ハリ現ニ東京帝室博物館部長ヲ勤ム。此人頗フル鑑識力ニ富ミ、就中漆器古銅茶器書画陶器硯石古裂類ニ精通スト云「片桐」(朱文長印)

今泉雄作に関しては、下記の文献を参照した。

吉田千鶴子「今泉雄作伝」『五浦論叢』第六号 茨城大学五浦美術文化研究所

紀要 一九九九年九月三十日発行

依田徹「岡倉天心と横山大観、その元恋人と今泉雄作」松尾金蔵記念奨学基金編『明日へ翔ぶ―人文社会学の新視点―』風間書房二〇〇八年三月十九日発行

依田徹「今泉雄作と正木直彦の茶会記について」『美術に関する調査研究の助成』研究報告 二〇〇八年度助成『鹿島美術財団年報』二十六号 二〇〇八年十一月十五日発行

依田徹「今泉雄作の美術史と茶の湯」『美術フォーラム21』第二十五号 二〇一二年五月三十日発行

(37) 吉田千鶴子氏に依れば、明治三十三年以降、今泉雄作は東京帝室博物館の部長職にあり五等に叙されていた。古社寺保存会委員、第五回内国勸業博覧会審査官、東京勸業博覧会審査官、日英博覧会鑑査官、伊太利万国博覧会美術品出品鑑査委員、東京美術工芸展覧会審査員などの展覧会審査の他、美術審査委員会委員、東京御所装飾品取調委員、表慶館列品調査委員、第一回・第三回美術展覧会買上品審査委員などを任命されていた。

(38) 東京国立博物館 恵美千鶴子氏にご協力頂いたが、明治四十四年の庶務録(東京国立博物館蔵)は残されていない旨、ご教示賜った。また東京国立文化財研究所蔵『記事珠』の閲覧に際しては、同研究所研究員・塩谷純氏のご教示・ご協力を賜った。

(39) 東京御所造営に関しては下記文献を参照した。

谷口吉郎「建築と絵画―東京御所の竣成に際しての対談」『三彩』百二十八号 三彩社 一九六〇年七月発行

大橋乗保「浅井忠筆東宮御所壁飾下絵と関係資料について」『京都工芸繊維大学工芸学部研究報告』人文九号 一九六一年四月発行

小野木重勝「東宮御所造営における片山東熊の米国出張について」『日本建築学会大会学術講演梗概集、計画系』五十二(建築歴史・建築意匠) 社団法人日本建築学会 昭和五十二年十月発行

小野木重勝『明治洋風宮廷建築』相模書房 昭和五十八年十二月十五日発行

小野木重勝「赤坂離宮の外装仕様」『学術講演梗概集』F、都市計画、建築経

済・住宅問題、建築歴史・意匠 日本建築学会 一九九二年八月一日発行

山田麻衣・小林久美子「迎賓館赤坂離宮の装飾に関する研究・和風装飾の混在とその背景」『建築雑誌』一一九号 日本建築学会 二〇〇四年八月二十日発行
 児島由美子「赤坂離宮の室内装飾の調達・製作実態」『日本建築学会計画系論文集』六〇三号 二〇〇六年二月八日発行

児島由美子・川本重雄「赤坂離宮の室内装飾・家具に関する復元的研究」『生活造形』五十一号 京都女子大学・京都女子大学短期大学部 二〇〇六年二月八日発行

(40) 註(36)吉田論文。

(41) 『日本美術年鑑 明治四十四年』画報社 大正元年十一月五日発行(平成八年八月三十一日 国書刊行会復刻)第一章「明治四十四年 美術界一年史」

なお、吉田千鶴子氏の履歴書に、同年鑑から今泉が重要な役割を果たした日本鑑定会(幹事)、日本美術協会(第七部委員長)、國華俱樂部(幹事)などの会の動向をあわせると七月から九月までは左記のようになる(太字は今泉の出席が確実な活動、その他は欠席の可能性がある)。

七月八日 日本鑑定会総会・研究会

七月十五日 日本美術協会常会・絵画研究会

七月二十一日 國華俱樂部 立川にて鮎漁会

八月十二日 日本鑑定会常会(参考品展観)

八月十七日 美術審査委員会委員被仰付(内閣)、第一部員任命(文部省)

九月十日 國華社 清国羅振玉氏所蔵品を陳列

九月十六日 日本美術協会常会 (高柳陶造講話)

九月二十五日 國華俱樂部例会 今泉雄作講話

(42) 鑑定にあたり連番で番号が振られており、元々冊子毎に連番で記されていた番号が、合冊の際に全巻通しての連番に変更されている。

(43) 同番号が続く箇所や、連番となっている箇所などもあり、何を示す番号が特定出来ない。

(44) 帝国博物館全国宝物鑑査規程は以下の通りである。

第十条 歴史ノ正徴、美術ノ模範トナルヘキモノヲ以テ宝物トシ其優劣ニ随テ更ニ最大至宝、一等乃至六等、特殊要品及甲要品、乙要品ノ十階ニ区分ス

第十一条 宝物ノ階級区分左ノ如シ

最大至宝 右ハ国家ノ最大宝物ト認ムヘキモノ

一等 右ハ優等ニシテ歴史上ノ徴拠、又ハ美術上、美術工芸上、若クハ建築上ノ模範トシテ要用ナルモノ

二等 右ハ優等ニシテ歴史上ノ徴拠、又ハ美術上、美術工芸上、若クハ建築上ノ模範トナルヘキモノ

三等 右ハ優等ニシテ歴史上、美術上、美術工芸上、建築上ニ要用ナルモノ
四等 右ハ歴史上、美術上、美術工芸上、建築上ノ参考トナルヘキモノニシテ優秀ノモノ

五等 右ハ歴史上、美術上、美術工芸上、建築上ノ参考トナルヘキモノ
六等 右ハ五等ニ次クヘキモノ

特殊要品 宸翰

太子親王及王妃御筆(最上特等トシテ取扱フモノナリ)

甲要品 右ハ歴史ノ資料ニ充ツヘキモノ

乙要品 右ハ歴史ノ参考に充ツヘキモノ

(45) 五百一号「掛物 周文筆 寒山拾得」は「松谿」印が写され、また七百五十二号には「紺紙金泥大日梵字」として梵字が写される。

(46) 第七七四号、第七七五号は左記の通り記される。作品は特定出来ない。

第七七四号 一 芭蕉翁自画賛 61 一幅

偽

第七七五号 一 雪舟筆 62 一幅

偽

(47) 明治二十六年の宝物調査と世襲財産附属物に関しては、別に一稿を執筆中である。

(48) 東京大学は明治十年に設立、同十九年三月の帝国大学令により帝国大学とな

徳川義親の美術館設立想起

り、文学部は文科大学に改組された。当初は哲学科、和文学科、漢文学科の三学科であり、翌年から学科はすこしずつ増設されていった。美術史学科の淵源は明治十一年に東京大学の御雇外国人教師として赴任したフェノロサに求められ、つづいてドイツ人ブッセが哲学と審美学を講義する中に西洋美術史が含まれていたという。同二十四年には審美学の科目名は美学美術史に改められた。ブッセの後任のケール、同三十三年美学講座初代担当教授となった大塚保治も美学と西洋美術史の講義を行った。

日本・東洋美術史については黒川真頼が国文学・国史学の講義を行う中で日本美術史に触れ(明治二十六年(三十二年)、また明治三十三年には高山樗牛が日本美術史を通史として講じたという。また同四十一年には関野貞が建築を主とする日本美術史を講じ、同四十二年から瀧精一が日本絵画史を、同四十三年には岡倉天心が「泰東巧芸史」を講じた。しかし美学第二講座として美術史学講座が新設されるのは大正三年である。

『東京大学百年史 部局史二』東京大学 昭和六十一年三月一日発行、増記隆介「複製画」と美術史教育「学問のアルケオロジー」(東京大学コレクション V 学問の過去・現在・未来「第一部」)東京大学 一九九七年十二月一日発行

(49) 京都帝国文科大学は明治三十年に設置され、明治四十二年に美学美術史講座が開設された。講座担当に予定された深田康算は留学中であったため、当初は心理学講座教授松本亦太郎と西洋文学講座教授藤代禎輔が美学講座を担当し、西洋美術史は京都高等工芸学校教授の武田五一が、日本美術史は瀧精一が担当したという。京都帝国文科大学学長は仏教学者の松本文三郎(一八六九〜一九四四)である(神林恒道「京曆美学事始」『美術京報 Bijutsu Kyōhō』第三十三号・三十四号、財団法人中信美術奨励基金 二〇〇四年九月、二〇〇五年三月発行)。

(50) 國華俱樂部の幹事は明治四十四年十二月末日には下記のとおりである。

石川光明・今泉雄作・林田源太郎・星野錫・小原大衛・小倉俊司・岡崎雪声・和田英作・香川勝広・河合玉堂・田口米舂・高村光雲・中村作次郎・海野勝猷・久保義三郎・山岡米華・山本松之助・前田健次郎・正木直彦・藤井祐敬・小山正太郎・古宇田実・寺崎広業・赤塚自得・荒木十畝・佐瀬得三・由井彦太郎・塩田真・執行弘道・杉崎秀明(註(41)文献)。

(51) 『美術新報』第九卷十一号 明治四十五年七月一日発行

(52) 註(一)文獻。

(53) 高橋義雄「廃藩置県の大変」『近世道具移動史』慶文堂書店 昭和四年十月一日発行。

尾張徳川家においても、明治期に邸宅は激減し、すべての大名道具をそのまま保管することはできなかつた。藩債償却の対価としての贈呈、尾張徳川家に所縁ある寺院の分蔵等を除いても、七割以上の作品が処分されたと山本泰一氏は推測する。(山本泰一「尾張徳川家の収蔵品について」『大徳川展』図録『大徳川展』主催事務局 平成十九年十月十日発行)。しかし尾張徳川家では、主要な作品は大曾根邸に集められて一括管理された。

(54) 瀬木慎一編『日本美術の社会史——縄文期から近代の市場へ』里文出版 平成十五年六月二十日発行

(55) 『美術新報』第十一卷四号 画報社 明治四十五年二月五日発行

京都に於ける古書画の騰貴

同地古書画古器物の価格は近年益騰貴する一方なるが此程同地美術倶楽部にて催はせる売立は、東本願寺売立以来の好況にて其の中なるものは蕪村筆東坡桃林探詩横物が三千二百五十円、寛齋筆赤壁舟遊図が三千三百円、呉春筆蒼松及鶴図が三千五百円、景文筆日出老松三幅対が二千三百三十円、呉春筆茅屋山水襖六枚が千六百元、祥瑞作九紋中皿二十人前が千四百円なりと以て其一斑を知るべし。

(56) 都守敦夫『売立目録の書誌と全国所在一覽』勉誠出版 二〇〇一年十一月発行

(57) 江崎瑠里子「大正前期・美術雑誌にみる「美術館建築」構想」『二〇〇八年度日本建築学会関東支部研究報告集』九〇二一 日本建築学会 二〇〇八年発行
同「大正期における「美術館」に対する認識と「美術館」の類義語」『全日本博物館学会 第三十五回研究大会 発表要旨集』二〇〇九年六月十三日発行

(58) 岡田三郎助「美術展覧場先決に就ての希望」『美術新報』第十六卷一号 画報社 大正五年十一月発行

(59) 「第四十回帝国議会衆議院議事速記録第二十五号」(官報 号外大正七年三月二十日 印刷局)、「第四十回帝国議会衆議院 帝国美術館建設ニ関スル建議案委

員会議録」第一号、第四号 大正七年三月二十日、二十五日(国立国会図書館蔵) 会官庁資料室蔵)

(60) 『美術新報』(画報社)には美術館設立を求める以下の記事がある。

「美術館要求の声」第四卷二十三号(通卷九十六号) 明治三十九年三月二日発行、第四卷二十四号(通卷九十七号) 明治三十九年三月十七日発行

「国立美術館設置の必要」第五卷二号(通号九十九号) 明治三十九年四月二十七日発行

「再び国立美術館設置の必要」第六卷十三号(通号百三十三号) 明治四十年十月二十九日発行

「時言 美術館は先づ小規模に開け」第九卷五号(通号百八十六号) 明治四十三年三月一日発行

「時言 美術館設立の要求」第九卷第九号(通号百九十号) 明治四十三年七月一日発行

「時言 美術館設立問題」第九卷第十号(通号百九十一号) 明治四十三年八月一日発行

「時言 美術館と国宝館」第十四卷第十一号(通号二百五十二号) 大正四年九月八日発行

(61) 「第二十五回帝国議会貴族院議事速記録第十九号」(明治四十二年三月二十二日 国立国会図書館蔵) 官庁資料室蔵)

尚、この美術館設立運動については、明治三十三年には具体的な運動となっていくことが隈本謙二郎氏により紹介されている。

隈本謙二郎「日本に於ける近代美術館設立運動史(三)」「現代の眼」第二十七号 東京国立近代美術館 一九五七年二月発行

(62) 東京府美術館(現・東京都美術館)設立に関して下記の文献を参照した。
東京都現代美術館編『東京都美術館の時代 1926-1970展』東京都現代美術館 二〇〇五年九月、二〇〇七年三月発行

齊藤泰嘉「佐藤慶太郎伝」石風社 二〇〇八年五月発行

朴昭炫『「戦場」としての美術館——日本の近代美術館設立運動/論争史』ブリュッケ 二〇二二年十月発行

(63) 「時言 美術館設立費の削減」『美術新報』第十卷二号 画報社 明治四十三年十二月一日発行

(64) 『美術新報』第十一卷九号 画報社 大正二年七月十五日発行

(65) 『美術新報』第十五卷三号 画報社 大正五年一月一日発行

(66) 義親が貴族院議員となるのは明治四十四年十月四日である(貴族院議員ノ異動) 自明治四十四年三月二十四日至明治四十五年三月二十六日 国立国会図書館蔵。

(67) 徳川義親「源氏物語絵巻を切断するまで」『窓口』(愛知県文化会館 美術館 ニュース)第十八号 愛知県文化会館美術館 昭和三十一年十二月二十五日発行

(68) 徳川義宣「徳川美術館紹介」『徳川美術館名宝展』昭和四十七年十月発行

(69) 徳川義宣「徳川美術館開館40周年に当たって」『中日新聞』夕刊 中日新聞社 昭和五十年十月三十日発行

(70) 徳川美術館設立に関してはこれまで下記のような文献がある。

徳川義宣「徳川美術館——その歩みと四十八年」『源氏物語絵巻と徳川美術館』朝日新聞社 昭和五十八年六月十五日発行

徳川義宣「徳川美術館紹介」『MOA美術館徳川美術館名宝展』MOA商事 昭和六十一年三月三十日発行

徳川義宣「美術館を作った人々 徳川義親」『茶道の研究』四百号 茶道之研究社 平成元年三月二十五日発行

徳川義宣「徳川美術館紹介」『徳川美術館の名宝』(新版 徳川美術館蔵品抄①) 徳川美術館 平成七年四月十五日発行

山本泰一「尾張徳川家の収蔵品について」『大徳川展』「大徳川展」主催事務局 平成十九年十月十日発行

山本哲也「大正〳昭和初期の博物館建築競技設計資料について(その二)」『國學院大學博物館學紀要』第三十六輯 國學院大學博物館學研究室 二〇一一年発行

『徳川美術館ガイドブック』徳川美術館 平成二十二年十二月二十五日発行
原史彦「尾張徳川家と徳川美術館」『徳川美術館展 尾張徳川家の至宝』中日新聞社 平成二十五年一月二日発行

〔謝辞〕 本稿執筆及び資料閲覧にあたり、尾張徳川家第二十二代当主徳川義崇氏をはじめ、東京文化財研究所塩谷純氏、東京芸術大学吉田千鶴子先生、東京国立博物館恵美千鶴子氏、徳川美術館副館長四辻秀紀氏、元学芸部長佐藤豊三氏、元企画情報部長小池富雄氏(現・鶴見大学教授)、学芸部部长代理原史彦氏、学芸部課長吉川美穂氏、学芸員並木昌史氏ほか学芸員の諸氏及び徳川林政史研究所研究員の皆様に格別のご高配・ご教示を賜りました。また明治期の尾張徳川家の家政制度及び履歴事項を確認する上で長沼秀明氏、井芹啓子氏のご協力を仰ぎました。ここに記して深謝いたします。(総務部 非常勤學藝員)

〔附記〕 脱稿後に明治四十三年からの什宝整理に関する別文書を見出し、今泉雄作は八月十五日夜に来名し、十六日から十日間で千点以上の作品を見たことが判明した。

【史料紹介】

新出史料「徳川家康書状 豊臣秀保宛」および「式御成之次第」について

——文禄四年、豊臣秀吉の徳川邸御成に関する史料の考察——

原 史 彦

- 一 「徳川家康書状 豊臣秀保宛」の史料解釈
- 二 「徳川家康書状 豊臣秀保宛」の発給年の特定と発給時の秀保
- 三 史料から見る秀吉の徳川邸御成
- 四 文禄四年三月二十八日の御成
- 五 史料の評価

一 「徳川家康書状 豊臣秀保宛」の史料解釈

本稿は、中村孝也氏の『徳川家康文書の研究』⁽¹⁾および、徳川義宣氏の『新修徳川家康文書の研究』⁽²⁾を補完することを目的に、徳川美術館が継続的に実施する徳川家康関連史料の紹介である。今回紹介する「徳川家康書状 豊臣秀保宛」(以下、「本書状」という)は、現在、東京都が所蔵(東京都江戸東京博物館保管)する書状で、平成二十二年度に京都の古書店より購入した作品であるため、直前の伝来経緯は不明である。ただし、箱の上面儉鈍蓋表面にある「東照宮御消息」の文字は、「竹腰正五位正美」、すなわち尾張藩

付家老・竹腰家九代正美(一八二二〜八二二)の筆であると古筆了仲が同箱蓋裏面に極めているため、江戸末期まで竹腰家に伝来していた可能性がある。

本書状は、縦一八・三糎、横七八・三糎の楮紙系の折紙で、現在は掛軸装となっているが、表装の段階で半裁の上、背面部を表面に繋ぐ横紙型に改装されている。上下の裂は白地龍の丸文緞子、中廻しの裂は茶地牡丹唐草文金襴、一文字および風帯の裂は紺地葵紋に松葉・梅文金襴で、表具全体は総縦寸法は一〇三・〇糎、総横幅は八七・五糎、軸の長さは九五・〇糎、軸頭は黒漆塗宗丹形である。

なお、江戸東京博物館の斎藤慎一氏が目視できる折線の間隔を調査したところ、元の折紙に復元した場合に、十一行目以下の裏面にあたる部分が、表面に比べて大幅に短いことを確認している。つまり、折れ筋が一致する部分で繋いだところ、十行目と十一行目の間には、その他の文字間隔からみて、少なくとも二行分ほど切断されているとのことである。一見すると文意は通じるため、切断された部分にどのような文言が記されていたかは推測できないのが惜しまれる。

本書状の釈文と意識は、以下のとおりである。

〔釈文〕

能令啓候 仍御湯
治以来者 為御見
舞以書状等不申
入無音所存之至候
如何之御湯治相当
申候哉 承度存候
将又先度
御成御機嫌能
万事仕合無残
所可御心安候 猶
(欠失)
令期後音之時候
恐々謹言

卯月四日 家康(花押)

太和中納言殿

〔意識〕

お手紙をお出しいたします。(豊臣秀保が)湯治に赴いてからお見舞いの書状も送らず、音信不通となっております(ことをお詫びします)。湯治に赴

かれていかがでしたでしょうか、お話を聞かせいただきたく存じます。さて、先頃(豊臣秀吉が徳川家康邸に)御成になり、(秀吉は)ご機嫌よろしく無事に(御成を)終えることが出来ましたので、ご安心下さい。なお(欠失)お便りをお待ちしております。

発給年の無い卯月(四月)四日付で、家康から大和中納言、すなわち豊臣秀保(二五七九〇九五)へ宛てた書状である。病氣療養のためか、湯治に出かけた豊臣秀保に対する見舞状であり、豊臣秀吉を自邸に迎えたことが首尾良く終わったことを報告する内容となっている。以下、まず本書状の発給年と発給の背景について、検討を行うこととする。

二 「徳川家康書状 豊臣秀保宛」の発給年の特定と発給時の秀保

宛先である「⁽⁷⁾太和中納言殿」とは、秀吉の姉・日秀と三好吉房との間に出来た子で、天正十六年(一五八八)に秀吉の弟である大和中納言・豊臣秀長(一五四〇〜九二)の養子となり、同十九年に秀長が歿した後、秀長の遺領である大和国・紀伊国を相続した秀保のことである。秀保が従三位権中納言に任官するのは、『公卿補任』⁽³⁾によれば天正二十年(一五九二)六月七日で、文禄四年(一五九五)四月十六日に歿していることから、この間に発給された書状であることが分かる。

この秀保の中納言任官時に豊臣秀吉が徳川家康邸に御成を行ったのは、文禄三年六月五日・同年九月九日・同年十一月二十五日・文禄四年三月二十八日の四回が、『言經卿記』⁽⁴⁾や『家忠日記』⁽⁵⁾等の諸史料から確認出来る。書状の日付・卯月(四月)四日と、文中で用いた「先度御成」という近

日での状況を報告する文言から鑑みて、本書状にいう「御成」とは、三月二十八日に御成が行われた文禄四年とするのが妥当であろう。

また、書状内容により秀保が病氣療養のために湯治に赴いたとみられるため、本書状が発給された十二日後に大和国十津川において享年十七歳で歿する状況とも符合する。ただ、秀保の死因について『公卿補任』では「横死云々」と記しており、『言經卿記』でも四月廿日条で秀保の死について「不可説々々」という表現を使うなど、病死ではないとする風聞もあったようである。

『国史大辞典』の「羽柴秀保」の項⁽⁶⁾でも十津川で水死したという説も紹介しているが、これは『武徳編年集成』⁽⁷⁾の記述に依拠したと思われる。本書での秀保は、「無双ノ悪人」とまで書かれた悪逆非道の君主で、癩病治療のため十津川の温泉に赴いた際、吉野川上流の西川において数十丈ある崖から小性を飛び込ませようとしたものの、逆に小性に抱きつかれて共に崖から「深泥ノ流」に落ちて「微塵ニ成」ったとする。ただ本書では、この出来事を文禄三年のこととするなど、事実誤認の記述も含まれているため、この死因については創作・風聞の域を出ない。

『駒井日記』⁽⁸⁾では四月十日条に「とつ川にて御煩出被成由」とあり、以後、亡くなるまで毎日のように十津川へ見舞いの使者や、医師が派遣されている様子を記す他、秀保の病は「疱瘡」であるとか「ゆほろし」(発疹か)といった風聞が記されている。

『多聞院日記』⁽⁹⁾には四月十二日条以降、秀保の「煩」に対して祈禱を行ったが、四月十五日条で「中納言死去必定也ト云々」とあり、『駒井日記』では四月十六日の「暁」に死去したとする。『駒井日記』には危篤となる四月十五日の様子が記されており、「暁より少御蟄氣様御息様あらく成申

由」とか「兎角出物多」といった症状のようで、これらの風聞が正しければ少なくとも転落死といった状況ではなく、何らかの病気によって亡くなったことが分かる。

十津川に赴いた理由は不明だが、本書状の内容から三月二十八日の御成には参加しておらず、その間には湯治に出かけていたと考えられるため、死に至る病との認識はなかったにせよ、本書状を受け取った当時の秀保は、すでに健康的に優れなかった状態であったことは確かであろう。

三 史料から見る秀吉の徳川邸御成

本書状で注目すべき点は、秀吉による徳川家康邸への御成について記述されていることである。秀吉の御成については、佐藤豊三氏による研究¹⁰⁾が知られており、同氏によれば秀吉の御成は、「天下一統事業の祝賀的意味を以て、段階を追って催され、そのたびごとに盛大化していった」とする。また、秀吉の御成は、ほぼ近親者・婚姻関係者に限られた天正期と、政権にとって重要な大大名が中心となった文禄・慶長期とに大きく分けられるとし、特に、文禄・慶長期に催された御成は、「式正の御成」とそれ以外の御成とに区別されて、御成を催す大名家に対しても家格の規定が成されたこと、御成を催した背景には、朝鮮侵攻時の戦争最高責任者・太閤としての威信を示す必要があったことを指摘している。

ただ、秀吉の御成の詳細については、『輝元公上洛日記』¹¹⁾『天正十八年毛利亭御成記』¹²⁾『文禄三年前田亭御成記』¹³⁾『文禄三年卯月八日 加賀之中納言殿江御成之事』¹⁴⁾など、わずかな史料しか遺されていないため、悉皆的に知ることは難しい。しかし、これらの記録からは、派手好みの秀吉らしい大

がかりな御成が行われた反面、室町將軍家の御成に比べて御成時間は短縮・簡略化され、主要な行事は陽のあたる時間に終了したこと、かつて寝殿・会所の二箇所で行われていた行事が一箇所にとめられていること、献儀や能の番組の数が減らされている場合があったことなどが判る。さらに数寄の茶湯が公的行事として行われ、座敷飾りも従来にはない葉茶壺飾りや、古筆手鑑飾りといった装飾形式が現れたことも指摘されている。

佐藤氏の調査によれば、秀吉による徳川家康邸への御成は、千利休を自刃させた直後の天正十九年三月二日の京都邸御成を最初とし、先に紹介した文禄三年六月五日の伏見邸御成、同年九月九日の伏見邸御成、同年十一月二十五日の伏見邸御成、同四年三月二十八日の京都邸御成の他、慶長元年（二五九六）八月二十日の伏見邸御成、同二年七月十三日の伏見邸御成、同三年四月十日の伏見邸御成の都合八回が確認されている。この他に、慶長元年閏七月十一日には、徳川秀忠の伏見邸に御成したことも確認できる。ただし、本書状にある文禄四年三月二十八日の御成以外は、限られた史料に散見されるのみで御成の実態についてはよく分からないのが実状である。

以下、文禄四年三月二十八日以外の御成について、秀忠邸御成を含めて確認出来る史料を列記する。

（一）天正十九年（二五九二）三月二日 京都邸御成

『言經卿記』

二日、戊辰、天晴

（中略）

一、^{（豊臣秀吉）}殿下江戸大納言殿へ御出也云々、^{（徳川家康）}

(二)文祿三年(一五九四)六月五日 伏見邸御成

『武徳編年集成』

○五日 神君伏見ノ御假館へ秀吉喫茶ノ會トシテ來臨終日御饗心美ヲ尽サル是ヨリ秀吉伏見ニ逗留シ城築を監檢セラル

『朝野舊聞哀藁』東照宮御事蹟 第二九六

五日伏見の御館にをいて「*創業記考異にハ聚楽の亭とす今武徳大成記大三川志にしたかふ」⁽¹⁵⁾ 太閤を招請せられ茶會を催し給ふ

原本家忠日記「*四月條」曰 普請候 太閤様 明日五日ニ大納言様御茶湯ニ而御成候 御見舞ニ御屋敷へ出仕候

御年譜曰 五日秀吉來ニ于公第ニ有饗

創業記考異曰 五日公聚楽御館ニ於テ秀吉ヲ饗セラル

家忠日記追加曰 五日大神君ノ御館ニ秀吉ヲ招請シ給ヒ御茶會ヲ促サル終日ノ饗應アリ 家忠出仕ス「*按するに今日の出仕ハ国数輩なるへけれども今所見なし」

武徳大成記曰 六月秀吉伏見城普請巡見アリ 神君茶ノ會ヲ催シ伏見ノ邸ニテ秀吉を饗シタマフ

大三川志曰 五日神祖伏見ノ假館へ秀吉ヲ請シ喫茶ノ會ヲナシ終日饗應シタマフ 秀吉伏見ニ滞留シ城築ヲ監檢ス「*按スルに呉服師由緒書に此年三月廿八日太閤を招請し給ひし事見ゆ 今 原本家忠日記 駒井日記等を考るに其日太閤を饗せられし事所見なし 是必ず六月五日の事を誤り傳へしるるへけれハ左に附載す」

新出史料「徳川家康書状 豊臣秀保宛」および「式御成之次第」について

呉服師由緒書曰 文祿三年三月廿八日於 伏見 御亭秀吉公御招請之

時 茶屋四郎次郎 亀屋栄任 兩人御菓子奉行被ニ仰付 奉勤仕候「*

〔附注〕此時御相伴衆御詰衆御膳方被ニ申付 候御定書有之候」

(三)文祿三年(一五九四)九月九日 伏見邸御成

『家忠日記』

九日、甲、同普請候、大納言様へハ太閤様御成候とて今日之出仕やミ候、石左、牧右馬 そひニ被越候、

(四)文祿三年(一五九四)十一月二十五日 伏見邸御成

『言經卿記』

廿五日、己亥、晴陰

(中略)

一、江戸亞相へ ^(豊臣秀吉) 大閤様御茶湯ニ渡御也云々、

(五)慶長元年(一五九六)閏七月十一日 徳川秀忠伏見邸御成

『言經卿記』

十一日、丙午、天晴、陰、

(中略)

一、冷へ香薷散一兩進了、後刻伏見へ發足了、江戸内府へ被行也云々、不及對顔了云々、^(豊臣秀吉) 大閤江戸中納言殿へ渡御也云々、ソレへ内府モ御出也云々、

(六)慶長元年(一五九六)八月二十日 伏見邸御成

『言經卿記』

廿三日、丁亥、天晴、小動了、晚陰、夜雨、

(中略)

一、石河日向守へ罷向對顔了、吸物・酒有之、去廿日ニ 江戸内府亭
へ (豊臣秀吉) 大閣様茶湯ニ渡御也云々、キタウ文字拜領也云々、同中納言
殿へ茶壺キンセイ、拜領云々、又内府壺一可被遣之由御異見也
云々、関東江戸城へ卅日逗留御イトマ被參云々、上下路次卅日、
合六十日也云々」大閣様御機嫌也云々、來廿八日ニ内府御下向
也云々、又明後日廿五日中納言殿へ大閣様茶湯ニ被渡御云々、
(河脱力) 石日向守雜談了、

(七)慶長二年(一五九七)七月十三日 伏見邸御成

『言經卿記』

十二日、辛丑、天晴

(中略)

一、江戸内府ヨリ、月死取ニ遣之處ニ、明日 (豊臣秀吉) 大閣内府宅へ御成ニ付
而、急忙之間、重而可相渡之由有之、奉行岩間兵庫助へ錫代二百
文遣了、少モ不取之由申來了、返了、但下奉行二人二十疋ツ、遣
了、

(八)慶長三年(一五九八)四月十日 伏見邸御成

『言經卿記』

十日、乙丑、陰、

(中略)

一、伏見へ發足、冷・阿茶丸(石川家忠)同道了、先日(石川家忠)日向守へ罷向了、盃酌有之、
吸物也、今日 (豊臣秀吉) 大閣(豊臣秀吉)さへ江戸内府へ」御成也、昨日ナレトモ今日
也云々、則帰京了、

文祿四年三月二十八日の御成以外で、秀忠邸への御成を含め確認される
八回の事例では、文祿三年六月五日の伏見邸御成と、慶長元年八月二十日
の伏見邸御成が比較的情報量が多いものの、具体的内容が分かるほどでは
なく、他の事例に至っては大半が御成の事実を示すのみである。なお、慶
長元年八月二十日の伏見邸御成を記した『言經卿記』の記録から、同年八
月二十五日に秀忠邸への御成を告げられたことが記されているが、この御
成が実現したのは『言經卿記』に記載は無く、他の史料からも確認が取
れない。

御成記録の多くが『言經卿記』のみに依拠していることからみても、こ
の八回の御成は規式に即した方法で多数の相伴者を擁して実施した大がか
りな御成とは考えられない。文祿三年六月五日・同十一月二十五日・慶長
元年八月二十日の三回は茶事の御成であり、特に文祿三年六月五日の御成
は、「終日ノ饗応」であったとはいえ、伏見城普請場巡検の途次に立ち寄っ
た形であるため、太閤としての威信儀礼ではなく、秀吉個人の嗜好による
立ち寄りと解釈出来る。文祿三年九月九日の御成にしても、伏見邸へ出仕
予定だった松平家忠が、秀吉の御成があったため出仕を取りやめたことか
らみて、予定された御成ではなかったことが判る。

なお、慶長元年八月二十日の御成では、秀吉から家康に「キタウ文字」、
すなわち虚堂智愚の墨蹟が下賜されたことが記されている。現在、徳川美

術館には家康の遺産「駿府御分物」として名物「虚堂智愚墨蹟 与徳惟禪者偈」一幅が所蔵されており、北向道陳―細川幽齋―徳川家康遺品―尾張家初代義直―尾張家三代綱誠遺品―五代將軍綱吉―六代將軍家宣遺品―尾張家四代吉通―尾張徳川家と伝わった経緯が判明している。ただし、細川幽齋から家康に伝えられた経緯が不明確である。

細川幽齋所持については『宗湛日記』¹⁶ 天正十五年十月十二日条に、長岡玄旨(細川幽齋)の京都邸へ秀吉が訪れた後、神谷宗湛が細川邸を訪れたところ、教寄屋の床にこの墨蹟が掛けられていたことが記されている。この時、宗湛は本紙の寸法・表具裂・文字を詳細に書き記しており、その記載内容が現状の作品形態と一致するため、尾張徳川家に伝えられた一幅は、かつて細川幽齋が所持した一幅であることは明白である。また、『山上宗二記』¹⁷では、「一虚堂 一幅 長岡幽齋 此一軸道陳所持名物也、」とあり、幽齋以前は北向道陳が所持していた由来も判る。これらの史料の次にこの墨蹟が記録に表れるのは、家康の遺産目録『駿府御分物御道具帳』であるため、家康は誰からこの一幅を譲り受けたのか、現時点では判明していない。

家康が所持した虚堂の墨蹟は一幅のみではないため、『言經卿記』に記された「キタウ文字」が本幅にあたるかと断言できないものの、細川幽齋から豊臣秀吉の手に渡り、慶長元年八月二十日の伏見邸御成の際に家康に下賜されたという経緯も、一つの可能性として提示したい。

さて、秀吉が実施した大がかりな御成は、佐藤豊三氏が指摘するように天正十八年九月十八日の毛利邸御成と、文禄三年四月八日の前田邸御成の二例が知られる。前者は小田原平定の祝賀として、後者は太閤となつて初の御成であると同時に朝鮮出兵の戦意高揚を計る目的をもって催された御

成であり、先に指摘したように秀吉独自の趣向を凝らし、室町將軍家の御成次第に即した一大行事として展開された。特に前田邸御成は、『駒井日記』において「式正御成」と記されるなど、室町將軍家の權威・儀礼を踏襲した天下人としての御成であったことが判る。

これまでにみた家康邸・秀忠邸への御成は、いずれも立ち寄り程度の御成である。これら一連の御成は、何らかの政治性を内包している可能性も否定できないが、表面的には気安い訪問の類といつてよからう。ただし、本書状にある文禄四年三月二十八日の京都邸、すなわち聚楽第下に置かれた家康邸への御成は、これまでにみた御成と異なり、毛利邸・前田邸への御成と同様の規模で執り行われた、いわゆる式正の御成であることが記録より判明する。次にこの御成について概観する。

四 文禄四年三月二十八日の御成

文禄四年三月二十八日の京都邸御成は、他の御成と異なり数種の記録によつて、ある程度の規模が判明している。

『言經卿記』

廿八日、辛丑、天晴、晚小雨、次雨、
一、大閤御方 江戸亞相渡御也云々、御能有之、御機嫌ヨキ云々、

『當代記』卷三¹⁸

文禄四年乙未正月

三月廿八日、太閤秀吉公家康公江於聚楽御成、自家康公進上物銀三千枚、小袖百、此内唐織色あり綿千把、八丈島五百端、褶三百端、太刀^長、御

腰物光、御脇指光、御馬一疋墨毛敷を置、家康公御息、中納言秀忠進上物銀五百枚、小袖五十、越後布百端、御太刀一腰、御馬一疋毛鹿、家康公御袋進上物小袖十、黄金十枚、同御息三河守より小袖卅、其外十萬貫以上の衆小袖廿、三萬貫二萬貫とをり衆小袖五つ、五千貫二千貫とをり迄小袖、或は三或は二進上也、即還御也、

『武徳編年集成』

○廿八日 秀吉牛車ウシクルマニテ聚楽城下 神君ノ館ニ来臨供奉皆直垂ヲ着ス 神君ヨリ長光ノ太刀 光忠ノ刀 行光ノ脇差 良馬一匹驪毛鞍置 白銀三千枚 則三万両 美服百領此内唐織色々ナリ 八丈嶋五百端 褶三百反 台徳公ヨリ太刀一腰 馬一匹 白銀五百枚 時服五十領 越後布百端 傳通院殿ヨリ黄金十枚 時服十領 結城少将秀康朝臣ヨリ時服三十領及ヒ 神君ノ 御家人十萬貫以上ノ輩時服二十領 三萬貫二萬貫ノ族時服五領 五千貫ヨリ二千貫迄ハ時服或ハ三領或ハ二領ヲ献ス 饗心ノ美筆紙 二不及ト云々

この他に『朝野舊聞哀藁』に記載された引用史料には、「創業記」「御年譜」「家忠日記追加」「武徳大成記」「落穂集」「貞享書上」などがあり、いずれも前記の史料とほぼ同内容が記載されている。能の上覧、刀剣をはじめとする様々な献上物、家康以外の一族の臨席など、前項で紹介した御成記録には見られない儀礼が行われており、この御成が特別な行事であったことを物語っている。

文禄四年三月二十八日の徳川邸御成については、『朝野舊聞哀藁』で「文禄四年御成記」として紹介された式次第に関する記録も伝えられており、

具体的な内容がある程度判明する。「文禄四年御成記」は、『群書類従』巻四百九に掲載されているが、名古屋蓬左文庫が所蔵する、尾張徳川家の故実礼法を司った尾張藩土朝岡家伝来の小笠原流伝書記録群の中に、「式御成之次第」(以下、「本状」という)と題してほぼ同内容の記録が伝えられている。文言の表記や、記載項目に違いはあるものの大意は同じで、御成儀礼の凡例として後世に継承された記録であったことが判る(史料1)。なお、本状は紙本墨書で、法量は縦一七・九糎・長七七〇・九糎であり、以下のような構成となっている。

- ① 御成時の役割分担
- ② 家康の進物次第(初献〜七献)
- ③ 一門・家中の進物次第
- ④ 相伴衆一覧(公家・大名)
- ⑤ 献の部次第(初献〜七献)
- ⑥ 膳の部次第(本膳〜七之膳・菓子十二種)
- ⑦ 相伴衆膳の次第(本膳〜五之膳・菓子九種)
- ⑧ 諸大夫衆膳の次第(本膳〜三之膳・菓子七種)
- ⑨ 能楽屋膳の次第(本膳〜三之膳・菓子五種)
- ⑩ 松波重隆奥付(文禄四年三月廿八日)
- ⑪ 七五三膳の次第(本膳〜三之膳・菓子九種)
- ⑫ 五五三膳の次第(本膳〜三之膳・菓子九種)
- ⑬ 朝岡安国・朝岡国豊奥付(寛文三癸卯年二月十二日)

文禄四年の御成に関する記録は、この御成を差配した松波右衛門尉重隆

(一五二五～一六〇六)が記した⑩の奥付までで、⑪以降は尾張藩士・朝岡家による七五三・五五三形式で膳の次第を行う場合の規式書である。この部分は、儀礼伝書として相伝する上で、おそらく⑬の奥付が記された寛文三年(一六六三)時点で付加した記録と思われる。そのため、⑪と⑫および⑬部分は『群書類従』には所収されていない。

本状の筆者は、朝岡弥五右衛門尉国豊で、朝岡伊予守安国(寛政重修諸家譜)では「泰国」、一五二九～一六〇〇)の第二子にあたる。安国の家督は、兄の泰勝(一五七三～一六二九)が嗣いで、元禄二年(一六八九)に刃傷沙汰で改易になるまで旗本として存続した。国豊は尾張徳川家初代義直に仕えて分家し、尾張徳川家の故実礼法を司る家として、国豊の血統は江戸時代を通じて命脈を保った。国豊の生歿年は未詳だが、父・兄の生歿年から鑑みて、本状の執筆時点では晩年に近かったと思われる。なお、⑬の奥付で父・安国の名も併記しているが、安国は慶長五年(一六〇〇)に歿しているため、家訓・秘伝書のような形で継承することを意図して父の名を入れたのであろう。宛先の青山弥次兵衛は、礼法を伝授された者と思われる。前半の「文禄四年御成記」部分(①～⑩)を記した松波重隆は、家康に仕

えて従五位下但馬守に叙任されたこと、慶長十一年に八十二歳で歿したことしか『寛政重修諸家譜』に記載はなく、文禄四年の御成時は本状に記されたように、御献方奉行の下において御献方の役を務めた以外、当時の役職や徳川家内の立場は不明である。子孫は六百二十石の旗本として重隆以降六代を数えたものの、元禄十六年(一七〇三)に重隆の曾孫にあたる重純(一六八〇～一七〇三)の代で無嗣断絶した。

本状から判ることは、徳川家を挙げての接待だったことである。まず前書きにおいて「都鄙之珍物」を調べ、「何之御成二増培一段馳走」することを堅く家老に申しつけ、台所を統括する大角与左衛門の下で国内各所から料理人を集めて、徳川家の威信を示すことを命じている。そして、御献方奉行以下、それぞれの膳符(膳部)方には有力家臣が割り当てられ(表1)、準備に万全を期している。

御台所、すなわち料理の監修役、もしくは指南役を務めた大角与左衛門は、豊臣家の厨所頭で、御膳符方の監修・指南役である道春・西道・道祐・林副は経歴不明だが、おそらく豊臣家の同朋衆ではないかと思われる。徳川家による饗応ではあるものの、秀吉の好みなどは彼らを通じて遺

表1 「式御成之次第」にみる文禄四年御成の徳川家役割分担

御膳符方	御台所		役 割		御成時の年齢	御成時の官位	御成時の領地・役職	備 考
	大角与左衛門	道春	担当者(表記名)	担当者諱				
道祐	西道	道春	道祐	道春	不明	不明	不明(豊臣家同朋衆か)	来歴不明
林副					不明	不明	不明(豊臣家同朋衆か)	来歴不明

料理仕立之膳符方	上京下京衆												
	堺衆												
	大坂衆												
	奈良之衆												
	賀茂衆												
	関東衆												
	嶋田次兵衛	重次(しげつぐ)	1545-1637	51		武蔵国内2,000石							
	浅井雁兵衛	道多(みちあま)	1577-1634	19		不明(嫡子政道は凜米200俵給付)							
	加藤喜助	正次(まさつぐ)	1549-1613	47		武蔵国・上総国内2,000石							
	森河金右衛門	氏俊(うじとし)	1545-1598	51		武蔵国・上総国内2,000石							
阿部八右衛門	正廣(まさひろ)	1550-1602	46		2,000石								
御献方之役	松波右衛門	重隆(しげたか)	1525-1606	71		不明(子孫は620石知行)							
御湯漬之御膳符方	石河日向守	家成(いえなり)	1534-1609	62		伊豆国梅縄城主(隠棲領)5,000石							
諸大夫衆江御膳符方	大久保十兵衛	長安(ながやす)	1545-1613	51		不明							
	伊奈熊蔵	忠次(ただつぐ)	1550-1610	46		関東郡代兼甲府代官・武蔵国内10,000石							
	彦坂小刑部	元成(もとなり)	生歿年未詳	不明		町奉行							
	酒井宮内太輔	家次(いえつぐ)	1564-1619	32		下総国白井城主30,000石							
	御能之時楽屋ニオイテ膳符方	石河左右衛門大夫	康通(やすみち)	1554-1607	42		上総国成戸城主20,000石						
	烏帽子着之衆江膳符方	平岩主計頭	親吉(ちかよし)	1542-1611	54		上野国厩橋城主33,000石						
		本多豊後守	康重(やすしげ)	1554-1611	42		上野国白井城主20,000石						
		鳥居彦右衛門	元忠(もとただ)	1539-1600	57		下総国矢作城主40,000石						
		牧野右馬允	康成(やすなり)	1555-1609	41		上野国大胡城主20,000石						
		小笠原信濃守	秀政(ひでまさ)	1569-1615	27		下総国古河城主30,000石						
本多中務丞		忠勝(ただかつ)	1548-1610	48		上総国大多喜城主100,000石							
井侍従		直政(なおまさ)	1561-1602	35		上野国箕輪城主120,000石							
榊原式部太輔		康政(やすまさ)	1548-1606	48		上野国館林城主100,000石							
四郎次郎		清延(きよのぶ)	1542-1596	54									
御菓子奉行		永仁											
	亀屋栄任												

表2 「式御成之次第」にみる文禄四年御成の相伴衆

相伴者(表記名)	相伴者(通称)	生歿年	御成時の年齢	御成時の官位	御成時の領地・石高	備考
聖護院	道勝	1576-1620	20	従一位		誠仁親王第五王子・後の興意法親王。
菊亭右大臣	今出川晴季	1539-1617	57	従一位		正しくは「右大臣」・8月25日越後流罪(秀次事件)。
武蔵大納言	徳川家康	1542-1616	54	従二位	武蔵国江戸城主2、402、000石	石高は「徳川諸家系譜」に基づく。
久我大納言	久我敦通	1565-1624	31	正二位		
勤修寺大納言	勤修寺晴豊	1544-1602	52	正二位		
中山大納言	中山親綱	1544-1598	52	正二位		
烏丸大納言	烏丸光宣	1549-1611	47	正二位		
日野大納言	日野輝資	1555-1623	41	正二位		
廣橋中納言	廣橋兼勝	1558-1622	38	従二位		
藤宰相	高倉永孝	1560-1607	36	従三位		
飛鳥井中将	飛鳥井雅庸	1569-1615	27	正四位下		
羽柴備前中納言	宇喜多秀家	1572-1655	24	従三位	備前国岡山城主	「公卿補任」では文禄3年7月29日に権中納言辞退。
同岐阜中納言	織田秀信	1580-1605	16	従三位	美濃国岐阜城主130、000石	「公卿補任」では文禄5年、従三位中納言任官。
同大和中納言	豊臣秀保	1579-1595	17	従三位	大和国郡山城主	「公卿補任」では天正20年6月28日に権中納言辞退。
同筑前中納言	小早川秀俊	1582-1602	14	従三位	筑前国名島城主336、140石	後の「秀秋」・「公卿補任」では天正20年9月20日に権中納言辞退。
同安藝中納言	毛利輝元	1553-1625	43	従三位	安芸国広島城主1、120、000石	「公卿補任」では参議、慶長2年3月10日に従三位権中納言任官。
同加賀中納言	前田利家	1538?-1599	58	従三位	加賀国金沢城主	「寛政譜」では文禄4年正月に従三位中納言任官。
同越後中納言	上杉景勝	1555-1623	41	従三位	越後国春日山城主	「公卿補任」では文禄3年5月20日に権中納言辞退。
同安藝宰相	毛利秀元	1579-1650	17	不明	毛利輝元嫡子	慶長3年正月10日、陸奥国会津若松城主一、二〇〇、〇〇〇石。
同三原宰相	小早川隆景	1533-1597	63	不明	安芸国三原城主	「寛政譜」では正四位上侍従、文禄4年7月27日に正三位参議。
同丹後少将	細川忠興	1563-1645	33	従四位下	丹後国宮津城主120、000石	「寛政譜」では従四位下侍従、文禄4年8月6日に従三位中納言。
同結城少将	結城秀康	1574-1607	22	従四位下	下総国結城城主101、000石	
同越中少将	前田利勝(利長)	1562-1614	35	従四位下	越中国富山城主	徳川家康次男。
同吉田侍従	池田輝政	1564-1613	32	従四位下	三河国吉田城主152、000石	前田利家嫡男。「寛政譜」では文禄4年に中将。
同若桜侍従	木下勝俊	1569-1649	27	従四位下	若狭国後瀬山城主62、000石	
同郡上侍従	稲葉貞通	1546-1603	50	従四位下	美濃国郡上八幡城主	
同松任侍従	丹羽長重	1571-1637	25	従四位下	加賀国松任城主43、000石	「寛政譜」では従五位下、「寛永傳」では従四位下。

同伊賀侍従	筒井定次	15621615	34	従四位下	伊賀国上野城主200,000石	
同能登侍従	前田利政	15781633	18	従四位下	能登国七尾城主	前田利家次男。
同最上侍従	最上義光	15461614	50	従四位下	出羽国山形城主	
同八幡山侍従	京極高次	15631609	33	従四位下	近江国八幡山城主28,000石	
同大崎侍従	伊達政宗	15671636	29	従五位下	陸奥国岩出山城主585,000石	『寛政譜』では慶長2年冬に従四位下少将。
同左近侍従	立花宗茂	15691642	27	従四位下	筑後国柳川城主132,200石	
同東郷侍従	長谷川秀一か	未詳1594?	不明	従四位下	越前国東郷城主	通説では文禄3年2月頃歿。但し文禄5年まで長谷川家一門の判物が確認される。
同北庄侍従	堀秀治	15761606	20	従五位下	越前国北庄城主180,800石	『寛政譜』では慶長3年正月に従五位下侍従。
同大溝侍従	不明					添書の「サン法師殿」を信じれば、当時、越前国大野城主の織田秀雄(1583-1610)が該当する。秀雄ならば「大野」の誤記か。ただし、秀雄の侍従任官は確認出来ない。
同宇津宮侍従	宇都宮国綱	15681607	28	不明	下野国宇都宮城主	『寛政譜』は「寛政重修諸家譜」、『寛永傳』は「寛永諸家系図傳」の略。両書で確認できる石高のみを記載。

漏なく伝えられたのであろう。料理人は、上京下京衆・堺衆・大坂衆・奈良之衆・賀茂衆・関東衆を動員しており、屈指の規模の饗宴であった。

なお、厨所頭の大角はこの後、大坂城落城の前日である慶長二十年(二六一五)五月七日に豊臣家を裏切り、大坂城の厨所に放火して城を灰燼に帰させたことが「駿河土産」所収の逸話として『東照宮御実紀附録』巻十六に記されている。大角は、この行為によって徳川家に取りたててもらおうと計ったが、ほどなく病死した。家康は、大角の裏切りを「思しらず」として憎み、もし生きていたら「刑戮」に処したと述べている。

徳川方の御献方奉行は、嶋田重次・浅井道多・加藤正次・森川氏俊・阿部正広の二千石高の旗本五人が務めた。膳符方は、「御湯漬之御膳符方」「諸大夫衆江御膳符方」「御能之時楽屋ニオイテ膳符方」「烏帽子着之衆江膳符方」「料理仕立之膳符方」「御菓子奉行」の七役に分かれ、それぞれ万石級の重臣が差配を行っている。特に「料理仕立之膳符方」を務めたのが

本多忠勝・井直政・榊原康政の筆頭三重臣であり、この役務が最も重要だったことを物語る。御菓子には、茶屋家初代の四郎次郎清延と亀屋栄任の豪商が受け持った。

儀式は、当時の通例に従い酒盃を取り交わす「献」の部から始まったはずで、一献ごとに家康から秀吉に進物が献上された。初献では長光の太刀・黒毛鞍置の馬、二献で小袖百領、三献で光忠の刀・助光の脇差、四献で八丈嶋五百反、五献で銀子三千枚、六献で綿千把、七献で巻物三百巻の献上が行われた。続いて、家康嫡男の徳川秀忠より太刀・月毛馬・小袖五十領・銀子五百枚、家康二男の結城秀康より太刀目録・小袖三十領・井伊直政より太刀目録・小袖五領、家康四男の福松(後の松平忠吉)より太刀折紙・小袖二十領が納められた。なお、初献が始まったと同時に能も始められ、式三番から協能が終わる頃に御酌が祇候して、協能後に献参し、狂言の間に幾度も献参したことも記されている。

ここで注目すべきは、家臣である井伊直政が、家康・秀忠・秀康に続いて家康四男の福松より先に献納を行っていることである。御成における献納は、その家の一門衆から成されるのが通例であり、従五位下侍従に任じられているとはいえ、家臣身分の井伊がこの列に加わることは本来ではありえない。膳符方を務めた家臣の中でも叙任している家臣は他に七人おり、いずれも従五位下であるため、官位の上で井伊が突出しているわけでもなく、この一例で言うならば、この時点で井伊は一門級の扱いを受けていたことになる。ただ、このいきさつに関しては関連する史料が見当たらないため、ここでは指摘のみに留める。

一門衆の献納に続いて、上級家臣からは太刀折紙と小袖五領、それ以外の家臣からは太刀目録・小袖一領が献納され、一通り済んで後に「膳」の部の座敷配置となつて秀吉以下、相伴した公家・有力大名に対して膳部が出された。膳は一度に並べられるが、秀吉に対しては七膳・菓子十二種、記載された三十七人の相伴衆に対しては五膳・菓子九種、本状には未記載の諸大夫衆に対しては三膳・菓子七種と差が設けられていた。その他、御能の時の楽屋に三膳・菓子五種が用意されている。

相伴衆に出された膳の形式は、三方と足打折敷の区別が付けられている。「同(羽柴三原宰相)小早川隆景」までが三方で、「同(羽柴丹後少将)細川忠興」以降が足打折敷となっており、官位の差による区別と思われる。細川忠興以下は従四位下・従五位下であるのに対し、小早川隆景と「同(羽柴安藝宰相)毛利秀元」が官位不明であるものの、それより前の相伴衆は従三位であることから、従三位以上の公卿か、それ以下の者かで膳部形式に差を設けたと思われる。小早川隆景は『寛政重修諸家譜』では従四位下侍従で、この年の八月六日に従三位中納言に任官されるとし、毛利秀元

も同記録では正四位上侍従で、この年の七月二十七日に正三位参議になつたとするが、本状にある相伴衆一覧の記載内容が正しいとするならば、両者とも御成当時は従三位以上の官位であつた可能性がある。

相伴には徳川家康も加わつたようで、公家衆の一員として「武蔵大納言」の名が記されている。当時、家康は従二位で、他の大納言任官者の正二位より下位ではあつたが、聖護院道勝・右大臣の今出川(菊亭)晴季に次ぐ、大納言筆頭に位置している。なお相伴衆に結城秀康の名はあるものの、中納言であつた秀忠の名は記されていない。

なお、列記された大名について、おおむね官職に齟齬はないが、『公卿補任』ではまだ中納言に任官していない織田信秀を「同(羽柴)岐阜中納言」とするなど、『公卿補任』や『寛政重修諸家譜』で記された官位・官職任官日と異なる表記の人物もいる。ただ、両書とも江戸初期以前の記述に関しては事実誤認の記載があるため、記述全てが正しいわけではなく、本状が同時代史料を忠実に筆写したのか、後世の編纂になる史料なのかを見極めるのは難しい。中でも「同(羽柴)東郷侍従」と称された長谷川秀一は、歿年未詳だが通説では前年の文禄三年二月頃に歿したとされており、「同(羽柴)大溝侍従」とする人物も特定出来ない(表2)。

長谷川秀一については、文禄五年正月まで越前国大野郡畔川村に対して長谷川一門から発給された判物が存在しているため、あるいは文禄五年頃まで生存していた可能性もある。⁽²⁾「大溝侍従」の文字脇にある「サン法師殿」の添書きを信じるならば、織田信雄の嫡男・織田秀雄が、幼名・三法師であり、この当時、越前国大野城主だったため、あるいは「大野侍従」の書き間違いの可能性もあるものの確証は無い。

中でも本状には「同(羽柴)大和中納言」の名が記されていることが、今

回紹介した家康書状との関連で注目すべき点である。前述したように、文禄四年三月二十八日時点で、豊臣秀保は病を患って湯治に出かけており、少なくとも徳川邸への御成には参加していなかった。そのため、家康から見舞いを兼ねて、御成時の秀吉の機嫌を報告しているわけであり、「無音」としていることから、暫く対面も無かったことは明らかであろう。すなわち、相伴衆の中に秀保の名はあっても実際には列席していなかったことになる。このことから、本状は実際の経過を記した記録ではなく、御成準備段階で作製された計画仕様書の可能性が出てくる。

仮に本状を御成にあたっての計画仕様書であったとするならば、実施においては多少の異同はあり、相伴衆として列記された人物が必ずしも当日に同席していたとは限らない。むしろ、本状の眼目は、参加形態の実態を記すことではなく、記述内容からみても料理献立の伝承に重きをおいた内容と見なせよう。本状が後世の規範書として伝来している性格からみて、少なくとも料理に関しては概ねはこの内容で実施されたとみてもよからう

と考える。また、本多忠勝・井伊直政・榊原康政が請け負った「料仕立之膳符方」は「五百膳計」と記されており、天下人秀吉を迎える徳川家の威信をかけた饗応であったと言えるであろう。

なお、献の部と膳の部で供された料理については、平成十六年(二〇〇四)三月から五月にかけて行われた三河武士のやかた家康館特別展『目で味わう——家康・もてなしの膳』図録で、学校法人茶屋四郎次郎記念学園理事長・中島範氏および同学園名古屋医療福祉専門学校教授・堅山翠氏、同教授・和田恵美子氏による再現料理模型が紹介され、堅山翠氏による詳細な料理解説が成されている。²³⁾ 筆者は当該分野における識見を持ち合わせていないため、詳細は同書をご参照していただきたい。なお、表3「式御成之次第」にみる「献の部」料理と、表4「式御成之次第」にみる「膳の部」料理は同展図録に掲載された堅山翠氏の解説に依拠して、転載・加筆・抄略を行った。

表3 「式御成之次第」にみる「献の部」料理

膳		料理(表記名)	料理(現代名)	料理解説
御初献	小串	小串(くぐし)	干しアワビの小串。	
	そき物	刎物(そきもの)	干したサケのそき物。	
	亀のかう	亀甲(きっこう)	カメの甲羅にめでたい五色の乾物(青・スルメ・黄・カツオ・黄・ニシ・白・アワビ・黒・イリコ)を盛る。	
	御雑煮	雑煮(ぞうじ)	下に大根、焼き豆腐を敷き、角餅を二つ重ね、その上に串アワビ・ノシ・ワラビ・コンブ・かちぐり・クシコを7色を盛る。	
御二献	蛸	蛸(たこ)	腐敗しやすいイボや皮はむいて使用。	
	唐墨	鱧子(からすみ)	ボラやサワラの卵巣に塩をふり、板の間に挟み、徐々に水分を抜いて干す。土佐国の特産物。	
	栄螺	栄螺(さざえ)	冬から春にかけて最も美味な貝。	
	鯛	鯛(たい)	タイの煮物。当時はヒレを立てるのが礼儀。	

御七献	鯛	鯛(ふな)	フナの汁。琵琶湖産。
御六献	鯛頭 鶏冠苔	鯛頭(まんじゅう)	カザミ(ワタリガニ)を使用。肉は甘みがあり、茹でて盛りつけられた。
御五献	椎茸 藕 蓮根(れんこん)	椎茸(しいたけ) 煮たレンコン	煮たレンコン。当時は菓子的一种。
	鯉	鯉(こい)	煮たシイタケ。当時は菓子の一種。
	焼鳥	焼鳥(やきとり)	コイの味噌煮。薄めの汁でじっくり煮込む。
	鱧	鱧(はも)	産地は紀伊国。木の芽焼きが代表的料理。
	巻小蛸魚	巻小蛸魚(まきこだご)	茹でた小ダコ。
御興献	蒸麴 胡椒昏	蒸麴(むしむぎ)	ソウメンを少し堅めに茹でて水で洗ってから、また熱湯に浸し、湯を切つて器に盛り、暖かい内にたれ味噌の汁に浸して食する。
	堅海藻	堅海藻(かたのり)	現在の海藻の何に相当するか不明。「ツノマタ」や「フノリ」ではないかと推定されている。
	刻物	割物(さきもの)	塩の供給が充分でなかった当時、割物は塩をつけずに干した。
	摺物	摺物(すりもの)	「摺」とは、新鮮な魚や鳥の肉に塩を振り、酒をかけた調理法。
御三献	鶴	鶴(つる)	ツルの煮物。皮や脂を除いた肉を塩漬にし、薄く切る。
	桶	桶(おけ)	コノワタやウルカを盛りつける時には桶を使用する。桶は薄い檜の板を丸く形どつた「わげ物」で彩色を施す。
	干鰯	干鰯(ひだら)	干したタラを小さく割いて火にあぶり、たいて細かくする。
	鮮	鮮(すし)	アユ鮮。生成れの鮮。着け込みに使用したご飯も一緒に食す。

表4 「式御成之次第」にみる「膳の部」料理

膳	料理(表記名)	料理(現代名)	料理解説
	しほ引	塩引(しおびき)	塩に漬けた魚を15〜20日間干した後、塩を落とし乾燥させる。サケ・マスが使用される。
	焼物	焼物(やきもの)	カツオの塩焼き。
	桶	桶(おけ)	コノワタの桶。このわはナマコの内臓を塩漬にした食材。当時は尾張国和田産・三河国佐久島産が著名。
御本膳	あへませ	和交(あえませ)	削ったイカとカツオを交ぜて酒に浸す。スルメや干しカツオなども削り、湯をかけて戻して揉み洗いをし、煎酒である。
	御ゆつけ	湯漬(ゆづけ)	ご飯を湯で洗って椀に盛る。作法は中を少しあけて湯を七八分注ぎ、ご飯を食べながら塩をなめたり、香の物を食す。
	かうの物	香物(かうのもの)	当時は味噌漬けのことをいう。
	かまほこ	蒲鉾(かまぼこ)	タイのすり身にだし汁を加えて良く攪り、薄板に付けて焼く。
	御むく	フクメダイ	「群書類従」本では「帛綿鯛(ふくめだい)」と記される。干したタイを洗い、身を焙つて槌でたたくと毛のように細くなる。現在のタイそぼろに相当する。

二之御膳	別物 山柙はむ 鯛之汁 にし	別物(そぎもの) 山椒鱧(さんしょうはも) 鯛汁(たいじる) 辛螺(にし)	干したアワビにタイ、サケなどを削って盛りつける。 ハモの骨切りをして、6cmくらいの長さに切って茹でる。山椒味噌を塗って食す。 ひれを立て、すまし仕立てにする。 「にしつほいり」という料理。辛いニシをさらに辛くした当時の激辛食材。 魚を酒に浸し、塩を入れ、酢を少し加える。 スルメを巻いて紐で固く結び、数日間おいてさつと茹でて薄く切る。 イリコ串アワビ・麩・シイタケ・大豆・アマノリなどを入れた実の多い汁で、すまし仕立てにする。当時のすまし汁は「すめみそ」といい、味噌汁の上澄みだけをとって作る最高の汁であった。 腐敗しやすいイボや皮はむいて使用。 コヌカを振りかけて洗い、その後、酒で揉み洗いする。芥子の実とシヨウガ・カツオを一緒に摺り、酢を加えた汁で和える。 白鳥の汁。
三之御膳	くゝゝの汁 かいあわび からすみ はい 鯉汁 いか えい 羽盛 おちん こち	鶴汁(くぐいじる) 貝鮑(かいあわび) 鰻子(からすみ) 鮠(はや) 鯉汁(こいじる) 烏賊(いか) えい 羽盛(はもり) 御沈(おちん) 鯛(こち)	生のアワビを貝に盛りつける。縁起物・不老長寿の食べ物として珍重された。 ボラやサワラの卵巣に塩をふり、板の間に挟み、徐々に水分を抜いて干す。土佐国の特産物。 ハヤ(ハエ)のふくめ煮。ハヤ(ハエ)は日本各地の河川中下流域に生息する魚で、冬が旬。 赤味噌で胡椒仕立てにする。出世魚として縁起が良いとされた。 食べやすいように表面に切り込みを入れて茹でる。当時は、茹でてから火で焙り、たまりをかけるのが一般的な調理法。 能登・若狭・備前が産地で、スルメイカが多かった。 「群書類従」本では「鯛(たら)」と記される。 鴨(シギ)を焼いて食器の小角に盛り、頭と羽と足を飛ぶ形のように置く。 魚の卵のことで、主にイクラを使用。 4〜7月にかけて沿岸に近づいた時が美味となる。吸い口にはニンニクを使用。
与之御膳	御さしみ うけいり かさめ ひはり ちち河いり はまくり さゝゝ	刺身(さしみ) 浮煎(うけいり) 蛸蛸(がさみ) 雲雀(ひばり) 越河煎(えちがわいり) 蛤(はまくり) 栄螺(さざえ)	「群書類従」本では「羹餅(かんもち)」と記される。 タイのすり身を小梅ほどに丸めて茹で、たれ味噌を加えて煮る。 ワタリガニ。カニの甲羅に茹でた身を盛る。 骨付きで焼き、骨ごと食す。5月に産卵期に入るため、3月に旬の食材として食した。 カジカと竹の子や白瓜などを入れて作った汁。カジカの代わりにハヤ(ハエ)・ゴリなどを用いる場合もある。 春の旬。貝殻を付けたまま盛る。 「群書類従」本では「蠣(かき)」と記される。
六之御膳(扇之臺 貝盛尽)	かいあわび くちらの汁 ほたてかい あをか	貝鮑(かいあわび) 鯨汁(くじらじる) 帆立貝(ほたてがい) 青貝(あおがい)	生のアワビを貝に盛りつける。縁起物・不老長寿の食べ物として珍重された。 クジラの身の部分を使用した味噌汁。肉は塩漬けにして保存され、コイより上級の「魚」として珍重された。

七之御膳 (雲の臺よせ盛)	うつら	鶉(うずら)	ウスラ餅。
	はなはす	花蓮(はなはす)	花形に切ったハス。
	あまのり	尼海苔(あまのり)	天然に採取された岩ノリ。
	たち花焼	橘焼(たちばなやき)	魚の身を摺りくずして団子にし、ピワぐらいの大きさに丸めてクチナシで黄味をつけ、たれ味噌で煮てタチバナの枝にさす。
	まはやき	間羽焼(まはやき)	『群書類従』本では「間羽盛(まはもり)」と記される。
	舟盛	舟盛(ふなもり)	膳を美しく豪華に飾るために、色鮮やかな花や鳥も飾られた。
	むすひ花	結花(ゆか)	スズキはタイ・コイと共に「五魚」の一つとされる最高級魚で、汁物が最も美味とされた。
	鱈汁	鱈汁(すずきじる)	薄皮饅頭のことか。
	やうかん	羊羹(ようかん)	大和芋・山芋・つくね芋などを饅頭の皮に用いた蒸し菓子。
	うすかハ	薄皮(うすかわ)	
	山のいも	薯蕷(やまのいも)	
	ひめくるみ	姫胡桃(ひめぐるみ)	
	しゐたけ	椎茸(しいたけ)	煮たシイタケ。当時は菓子の一種。
	くハすいり	葛煎(くずいり)	煮たコンブを結んで鬚斗状とする。
御菓子十二種	むすひのし	結鬚斗(むすびのし)	
	花おこし	花おこし	煮たコンブを結んで鬚斗状とする。
	つりかき	吊柿(つりがき)	つるし柿・干し柿のこと。美濃国が有名な産地。
	きんかん	金柑(きんかん)	
	みかん	蜜柑(みかん)	古来、薬用植物として珍重された。
	松こふ	松昆布(まつこんぶ)	細切りコンブを出汁で炊きあげる。

表3・表4とも、岡崎市・文化国際課編『目で味わう家康・もてなしの膳(三河武士のやかた家康館特別展 平成16年3月31日発行)に掲載された『文禄四年御成記』饗応料理」における表の形式を踏襲し、解説は名古屋医療福祉専門学校教授・堅山翠氏の再現料理解説を転載・加筆・抄略した。

五 史料の評価

豊臣秀吉の御成については、断片的な記録しか残されておらず、先述したように佐藤豊三氏による分析が、唯一の体系的分析事例である。徳川家康邸への御成については、これまで『群書類従』所収の「文禄四年御成記」

しかし、具体的な内容は分かっておらず、同記録内容が御成の実態をある程度伝えられると考えられてきた。他に比較する史料が無いため、家康邸への御成の実態を推測するには、この内容に依拠する現状には変わりなく、徳川家の威信をかけた饗応であったとする評価は揺るがないものの、相伴者の官職・官位を検討した結果、「文禄四年御成記」と今回紹介した「式御成之次第」が必ずしも同時代史料を正確に筆写したわけではない可能性

が出てきた。

また、今回発見された「徳川家康書状 豊臣秀保宛」の内容によって、「文禄四年御成記」に相伴衆として記載されている「大和中納言」こと豊臣秀保が、実際には参加していなかったことが明らかとなった。そのため、本書状の内容からは、御成の実態までは判らないものの、これまで御成の実態を記したと考えられてきた「文禄四年御成記」は、御成準備にあたっての計画書である可能性も指摘できる。本書状は、豊臣秀吉の徳川邸御成について記載された唯一の同時代史料でもあり、本書状の発見によって、わずかながらでも、徳川邸御成の実態を知る一助となった点で評価すべき史料といえよう。

註

- (1) 中村孝也著『徳川家康文書の研究』 日本学術振興会「上巻」昭和三十三年三月二十五日発行(初版)・昭和五十五年三月二十八日発行(新訂初版)、「中巻」昭和三十四年三月二十五日発行(初版)・昭和五十五年三月二十八日発行(新訂初版)、「下巻之一」昭和三十五年三月二十五日発行(初版)・昭和五十五年三月三十一日発行(新訂初版)・平成六年十月三十一日発行(新訂初版第二刷)、「下巻之二」昭和三十五年三月二十五日発行(初版)・昭和五十七年三月三十一日発行(新訂初版)。
- (2) 徳川義宣著『新修徳川家康文書の研究』 徳川黎明会編・吉川弘文館 昭和五十八年六月二十日発行。
- 徳川義宣著『新修徳川家康文書の研究』第二輯 徳川黎明会編・吉川弘文館 平成十八年十一月一日発行。
- (3) 黒坂勝美・國史大系編集會編『公卿補任 第三篇』 吉川弘文館 昭和四十六年九月十日発行。
- (4) 東京大學史料編纂所編『大日本古記録 言經卿記 六』 岩波書店 昭和四十四年四月五日発行。

- (5) 竹内理三編『増補續史料大成』第十九卷(家忠日記) 臨川書店 昭和五十六年五月二十五日発行。
- (6) 三鬼清一郎「羽柴秀保」(國史大辞典編集委員會編『國史大辞典』第十一卷 吉川弘文館 平成二年九月三十日発行)。
- (7) 名古屋市蓬左文庫所蔵本。
- (8) 駒井重勝著・藤田恒春編校訂『増補 駒井日記』 文献出版 平成四年十月十六日発行。
- (9) 辻善之助編『多聞院日記 第五卷』 角川書店 昭和四十二年十一月二十三日発行。
- (10) 佐藤豊三「將軍家「御成」について(五)―織田信長と豊臣秀吉の御成―」『金鯢叢書 第六輯―史学美術史論文集―』 徳川黎明会 昭和五十四年五月三十日発行)。
- (11) 平佐就言著・村田峯次郎編『長周叢書 卷二十 輝元公上洛日記』 稲垣常三郎 明治二十五年六月発行。本史料の概説書として、二木謙一著「秀吉の接待―毛利輝元上洛日記を読み解く」学研新書 二〇〇八年二月六日発行。
- (12) 塙保己一編・太田藤四郎補『續群書類従・二十三輯下 武家部』 卷第六百六十三 續群書類従完成會 大正十三年十月二十五日発行・昭和三十四年五月十五日訂正三版発行。
- (13) 註(12)前掲書参照。
- (14) 塙保己一編『群書類従・第二十二輯 武家部』 卷第四百九 續群書類従完成會 昭和三年十一月十五日発行・昭和三十四年八月二十日訂正三版発行。
- (15) 『朝野舊聞哀藁』における「*」は、割註を示す。
- (16) 『宗湛日記』 千宗室編『茶道古典全集』 第六卷 淡交社 昭和三十三年十二月二十日発行・昭和四十六年十二月二十日三版発行。
- 一墨跡ハ、昏ノ内、立一尺二三寸、ヨコ二尺一二寸、上下コヒ茶、中白地ノ金ランフン²⁾、一文字風躰キンシヤ古³⁾、ミルイロ共、モエキ共、露白シ、ハチ軸クワリン、表具アタラシクミユル、先六字ツ、五クタリ、四字一クタリ、其ヨリ一字サケテ、四クタリ有、奥ニハ角印一アリ、一寸方ホト、已上十クタリ、字數合四十九有、

岩桂初飄好問 初クタリメ、

〔史料1〕

●●●●●●●●

●●●●●●●●
コノ字數ノ
内ニ、コノ心ノ
テノ字有リ、

●●●●●●●●

●●●●●●●●
コノ字數ノ
内ニ、コノ心ノ
テノ字有リ、

●●●●●●●●

●●●●●●●●
コノ字數ノ
内ニ、コノ心ノ
テノ字有リ、

●●●●●●●●

●●●●●●●●
コノ字數ノ
内ニ、コノ心ノ
テノ字有リ、

寶祐甲寅秋
虚堂叟知禹書
九クタリメ也、
内ノ字凡
コノ心ニアリ、

●●●●●●●●

●●●●●●●●
コノ字數ノ
内ニ、コノ心ノ
テノ字有リ、

●●●●●●●●

●●●●●●●●
コノ字數ノ
内ニ、コノ心ノ
テノ字有リ、

●●●●●●●●

●●●●●●●●
コノ字數ノ
内ニ、コノ心ノ
テノ字有リ、

●●●●●●●●

●●●●●●●●
コノ字數ノ
内ニ、コノ心ノ
テノ字有リ、

●●●●●●●●

●●●●●●●●
コノ字數ノ
内ニ、コノ心ノ
テノ字有リ、

●●●●●●●●

●●●●●●●●
コノ字數ノ
内ニ、コノ心ノ
テノ字有リ、

●●●●●●●●

●●●●●●●●
コノ字數ノ
内ニ、コノ心ノ
テノ字有リ、

●●●●●●●●

●●●●●●●●
コノ字數ノ
内ニ、コノ心ノ
テノ字有リ、

●●●●●●●●

●●●●●●●●
コノ字數ノ
内ニ、コノ心ノ
テノ字有リ、

●●●●●●●●

●●●●●●●●
コノ字數ノ
内ニ、コノ心ノ
テノ字有リ、

新出史料「徳川家康書状 豊臣秀保宛」および「式御成之次第」について

式御成之次第

夫御成之儀被相定候付而
為其御用意都鄙之珍物
被相調畢今度者何之御成ニ
増培一段馳走可仕之由堅ク
家老江被申付即時ニ令調
進也然者御臺所大角与左衛門
方被申付候而道春 西道 道祐
林副此衆御膳符方之儀干要ニ
付而料理之人數申談候
上京下京衆 堺衆 大坂衆
奈良之衆 賀茂衆 関東衆也
一 御献方奉行之事 嶋田次兵衛
浅井雁兵衛 加藤喜助 森河
金右衛門 阿部八右衛門 御献
方之役松波右衛門
一 御湯漬之御膳符方石河
日向守請取ニテ被申付候也
一 諸大夫衆江膳符方之事
大久保十兵衛 伊奈熊藏 彦坂
小刑部三奉行膳符之儀枕
流也

〔付記〕 本稿執筆にあたり、本状の基本情報について江戸東京博物館の熊谷紀子氏に多大な御教示を得た。記して謝する次第である。

(美術館 學藝員)

- (17) 註(16)前掲書参照。
- (18) 『當代記 駿府記』続群書類従完成会 平成七年十月十日発行。
- (19) 註(14)前掲書参照。
- (20) 黒坂勝美・國史大系編集會編『徳川實紀』第一篇 吉川弘文館 昭和三十九年八月三十一日発行。
- (21) 『群書類従』では、井伊直政の小袖献上は二十領とする。
- (22) 『福井県史 通史編3 近世1』一九九四(平成六)年発行。
- (23) 岡崎市・文化国際課編『目で味わう―家康・もてなしの膳―三河武士のやかた家康館特別展図録 平成十六年三月十三日発行。

一 御能之時 楽屋ニライテ膳符

方之事 酒井宮内大輔 石河

左右衛門太夫平岩主計頭被

申付候也

一 烏帽子着之衆江膳符方

請取之事 本多豊後守 鳥井

彦右衛門 牧野右馬允 小笠原

信濃守也

一 料理仕立之膳符方 五百

膳計 本多中務丞井侍從

榊原式部太輔被申付候也

一 御菓子奉行四郎次郎永仁也

一 亜相御禮御進物之次第

○初献 御太刀 長光 一腰

御馬 黒毛御鞍置 一疋

○二献 御小袖 唐織縫薄 百

○三献 御腰物 光忠

御脇指 助光

○与献 八条嶋 五百端

○五献 銀子 三千枚

○六献 綿 千把

○七献 卷物 三百

以上

黄門ヨリ

一 御太刀一腰 御馬 月毛 一匹

一 御小袖 五十

一 銀子 五百枚

以上

結城少将殿

一 御太刀 御折昏

一 御小袖 三十

以上

井侍從殿

一 御太刀 御折昏

一 御小袖 五縫薄

以上

福松殿

一 御太刀 御折紙

一 御小袖 二十

以上

一家中諸太夫国衆奉行衆何モ

御縁通之御禮也

進上物者御太刀御折昏御小袖也

上之通者御小袖五宛 下之通ハ
一重充進上候 各持参之御礼
也 此御禮濟候而御座配有之也

一 御相伴之事

聖護院殿 菊亭右大臣（マ）殿
武藏大納言殿 久我大納言殿
勸修寺大納言殿 中山大納言殿
烏丸大納言殿 日野大納言殿
廣橋中納言殿 藤宰相殿
飛鳥井中将殿
以上

一 御相伴之事

羽柴備前中納言殿 三方
三郎殿 同岐阜 中納言殿 三方
同大和 中納言殿 三方
金吾殿 同筑前 中納言殿 三方
同安藝 中納言殿 三方
筑前殿 同加賀 中納言殿 三方
同越後 中納言殿 三方
同安藝 宰相殿 三方
小早河殿 同三原 宰相殿 三方
同丹後 少将殿 足打
同結城 少将殿 足打

新出史料「徳川家康書状 豊臣秀保宛」および「式御成之次第」について

孫四郎殿 同越中 少将殿 足打
池田殿 同吉田 侍従殿 足打
杉原大藏殿 金吾殿同若狭 侍従殿 足打
弟 同郡上 侍従殿 足打
五郎左衛門殿息 同松任 侍従殿 足打

同伊賀 侍従殿 足打
孫四郎殿弟 同能登 侍従殿 足打
同最上 侍従殿 足打

京極殿 同八幡山 侍従殿 足打
伊達殿 同大崎 侍従殿 足打
法印御息 同左近 侍従殿 足打

同東郷 侍従殿 足打
久太郎殿 同北庄 侍従殿 足打
同大溝 侍従殿 足打
同宇津宮侍従殿 足打

以上
一 初献御盞参候 御雑煮参候而
御銚子参候と御能はしめ申候と同
時也 式三番より脇能過候間
御杓祇候也 脇能過候而献参
納申候也 幾度も狂言之間ニ
参候也

○御初献

小串スシ

亀のかう
御雑煮塩
御箸之臺

そき物

○御二献

蛸タコ

栄螺

鯛

御箸之臺

唐墨

御一ツ物

鮒

御箸之臺

○御三献

鮓スシ

桶ヲケ

鶴

御箸之臺

干鰯カラ

かうの物 かまほこ 御むく

○御與献

摺物スリ

堅海藻カタノリ

蒸麴むキ

胡椒昏

御箸之臺

刻物キキミ

さかひて 卷するめ 集汁

○御五献

卷小蛸魚マキスルメ

焼鳥

鯛

御箸之臺

鰹ヒラ

○御六献

椎茸シイタケ

御添物

鶏冠苔トウサカ

饅頭マンヂウ

御箸之臺

藕ハス

○御七献

○御本膳

しほ引 焼物 桶

あへませ 御ゆつけ御箸之
臺

○二之御膳

別物ソキ 山枳はむ 鯛之汁

にし

○三之御膳

たこ くらげ くゝゐの汁

かいあわひ

からすミ はい 鯉汁

○与之御膳

いか ゑい

羽盛

おちん こち

○五之御膳

御さしみ うけいり

かさめ

ひはり ちち河いり

○六之御膳 扇之臺貝尺盛

はまくり さゝゐ

かいあわひ うちの汁

ほたてかい あをかい

○七之御膳 雲之臺よせ盛

うつら はなはず

あまのり たち花焼

鱸汁

まはやき 舟盛

むすひ花

○御菓子十二種

やうかん うすかハ 山のいも

ひめくるミ しゐたけ くハすいり

むすひのし 花おこし つりかき

きんかん みかん 松こふ

以上

御相伴

○本之御膳

塩引 焼物 桶

アハマセ 壺交 御湯漬 塩 御箸之

香物 蒲穂子 帛綿鯛

○二之御膳

蛸 山柝鱧 鮒

辛螺

酒浸 御沈 集汁

○三之御膳

ナマイカ 生鳥賊 海月 鵠

貝蛸

カラスミ 唐墨 バイ 鯉

○与之御膳

マキスルメ 卷鯛 鱒

羽盛

別物 ソキ
鯛 コメ

○五之御膳
小鱧 コンキリ
浮煎 ウケイリ

甲盛
指躬 サシミ
越河煎 エチカライリ

○御菓子九種
羊羹 ヤウカン
薄皮 ウスカハ
薯蕷 ヤマイモ

姫胡桃 クワルミ
椎茸 シイタケ
釣柿 ツクリ
蜜柑 ミカン
結昆布 コブ
おこし

以上
諸大夫衆

○本膳
塩引 シホヒキ
焼物 ヤクモノ
桶 バケ

香物 カウモノ
蒲穂子 ハスホコ
帛綿鯛 ヒメワタ
壺雑 アヘマゼ
湯漬 ユヅク
塩箸之 シホハシ

○二之膳
蛸 タコ
山柝鱧 ヤマハシ
鯛之汁 タコノシ

辛螺 ニシ
酒浸 シメ
御沈 オシ
集汁 ツグ

○三之膳
差美 サシミ

貝蛸 カイ
鵠 ク
羽盛 ウバ

○御菓子七種

羊羹 ヤウカン
薄皮 ウスカハ
釣柿 ツクリ
椎茸 シイタケ
蜜柑 ミカン
薯蕷 ヤマイモ

結花 ムスヒバナ
已上

御能之時楽屋

○本膳

蛸 タコ
焼物 ヤクモノ
菜草 ナクサ
壺交 アヘマゼ

香物 カウモノ
鮓 ズ
飯 イ

○二盛ごほし

切かまほこ

しき シキ
しいたけ シイタケ
ふ

ゑひ エビ
雁 カニ

かひあわひ

さし

〇三

さけの焼物
いか ひや汁

〇くハし

うすかハ 山のいも やうかん
つりかき 花おこし

已上

右御成之次第誠以兎毫染候

事 且雖憚至極候 為後季不顧外
見粗驗置候畢

文祿四年三月廿八日

松波右衛門尉

重隆

〇七五三

〇本膳

塩引 鱧 小串
蛸 湯漬 塩 箸之台

香物

帛綿鯛桶

〇二之膳

かまほこ 烏賊 鵒之汁
かい焼

羽盛 海月 集汁

〇三之膳

蛸 辛螺 鯛

舟盛

〇菓子

枝柿 あり乃ミ かや くるミ
やうひ めんなもの ふこさし
やうかん むらほし 已上

〇五々三

〇本膳

塩引 蛸 菊草
あへませ 塩

さんせう 箸

香物 海月 飯

新出史料「徳川家康書状 豊臣秀保宛」および「式御成之次第」について

○二之膳

かまほこ 唐墨 鳥

にし

つくミ あふひ 塩鯛

○三之膳

こつし かけいり

桶

羽盛 筒切

○菓子

すんきんかん あまのり つりかき

くり ほうらい 山のいも

きんかん ひめくるミ かや

已上

右之條々無望人ニ不可伝仍如件

朝岡伊豫守

安國

寛文三癸卯年

朝岡弥五右衛門尉

國豊

二月十二日

青山弥次兵衛殿

「中殿御会図」の修理報告

はじめに

- 一 「中殿御会図」の研究史と本巻の位置づけ
- 二 本巻の修理前・修理後の概要
- 三 本巻の修理前の損傷状況
- 四 修理の方針と方法
- 五 修理で得られた知見
おわりに

はじめに

徳川美術館は、「特定公益法人」の認定に基づく徳川美術館拡充整備基金(第四回)により館蔵品の「中殿御会図」(以下、「本巻」と略称する)の修理を行った。本巻は、鎌倉時代に製作された原本をもとに後世に製作された「中殿御会図」の模本の一つである。尾張徳川家に伝来した一巻で、製作は室町時代に遡るとみられ、諸本の中でも代表的な遺例として、また徳川

「中殿御会図」の修理報告

吉川 美穂

美術館の中世大和絵を語る上でも欠くことのできない重要な作品である⁽¹⁾。

修理前の本巻は、軸首がとれ、扱いに困難をきたしていた。また、本紙に多数の折れ・皺が生じていた。萌黄地に胴体を丸くくねらせた五爪の龍を大きくあらわした表紙裂は中国・明時代(十五～十六世紀)の繡珍と思われる、本巻の見所の一つとなっているが、これも浮き・破れ等の損傷が著しかった。さらに、過去の修理時に施された補修紙が違和感を生み、裏打ち紙に施された銀砂子が本紙表面に黒い汚れを生じさせるなど、視覚的にも作品の価値を損なっていた。

そこで、本巻の鑑賞や安全な取扱いの妨げとなる損傷を軽減し、また劣化の進行をとどめるべく、平成二十三年二月二十四日より翌二十四年四月二十五日まで修理施工を行った。施工にあたった有限会社墨仙堂・代表関地久治氏による詳細な修理報告書などを参照しつつ、以下に報告したい。

一 「中殿御会図」の研究史と本巻の位置づけ

建保六年（一二二八）八月十三日の夜、中殿すなわち宮中の清涼殿で、順徳天皇が右大臣九条道家はじめ公卿・殿上人三十一名を召し、和歌管絃の宴を催した。中殿御会は、天皇の即位以後初めて開催する御遊（管絃）を伴う晴れ（公式）の和歌あるいは漢詩の宴をいう。順徳天皇による建保の御会は、堀河天皇の長治二年（一一〇五）以来途絶していた御会を、百十三年ぶりに復活させた晴れの儀であった。御会では、八月十三夜の月に対し一夜の清遊をなそうと、まず管絃の遊びが行われた。音楽のたしなみのある貴族が楽を奏し、その後「池月久明」の歌題で和歌が披露された。⁽²⁾

この建保六年の中殿御会を描いたのが「中殿御会図」である。原本は早くに失われたとみられ、後世の模本が十数種知られている。模本のうち九条家旧蔵で北村美術館所蔵の「中殿御会図」以下、「北村本」と略称する⁽³⁾は、当日の行事内容を詳しく記した漢文体の「御会記」の詞書と、琵琶を擁する順徳天皇と参会者を清涼殿に配した管絃の場面を描いた絵、九条道家の中殿御会を賛美する漢文体の序文と参会者の位置と和歌という三部構成から成る。⁽³⁾

北村本は、宮次男氏によって宮内庁三の丸尚蔵館蔵「天子撰関御影」との比較から、その人物描写の肖似性の高さが証明され、もつとも原本に近く、鎌倉末から南北朝をくだらない時期の模本であると位置づけられた。⁽⁴⁾ また、小松茂美氏は、同御会に参会し、原本の詞書を記したと『本朝画史』などに伝えられる当代きつての能筆・世尊寺行能（一一七九～一二五五歿か）の現存遺品に見られる筆致の特徴と北村本の詞書が一致するとして、北村

本が建保六年の中殿御会の開催後、時を隔てずして製作されたと推測されている。⁽⁵⁾

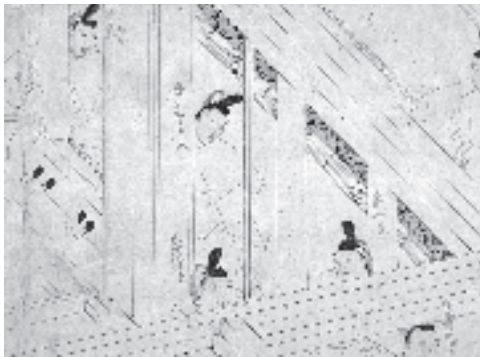
一方、本巻をはじめ、その他の諸本は、北村本にみられる「御会記」と絵と和歌の三部がさまざまに組み合わせられて伝存する。その一つである本巻は、三部構成のうち「御会記」を欠いている。五紙で構成され、三紙にわたる前半には、墨書による「中殿御会図」の内題に始まり、中殿御会の墨画淡彩画に人物の名と漢数字の朱書きが添えられ、次いで和歌および詠歌者名を一行書きとした墨書が続く。後半の二紙は全紙に薄く雲母を引いた金箔散らしの紙を継ぎ、陪席者の姓名が官位とともに墨書で記されている（図1-1・2）。装束等に淡彩を施した諸本が多いなかで、本巻の絵は人物の顔にわずかに淡彩で肌色を指す程度に留まり、他は墨一色のいわゆる白描画であり、同じく白描画の北村本と出光美術館蔵の「中殿御会図」（河本嘉久蔵氏旧蔵。以下、「出光本」と略称する）とともに古作の部類に入るとされる。⁽⁶⁾

ただし、和歌の部においては、北村本が和歌を二行書きにするのに対し、本巻では一行書きで、和歌の下に詠み人の名だけを書き、位階官名と姓名を別記している。また、北村本は図中の公卿の名が名前のみで墨書されるのに対し、本巻では朱書で名前の下に年齢が注記されている。

宮氏は、和歌にみられる藤原保季の位置に注目され、北村本と出光本では位置が「正四位下行中宮亮臣藤原朝臣保季 上」と誤記されているのに対し、本巻や「晴御会部類記」引載『無名記』（『群書類従』和歌部所収。以下、「群書類従本」と略称する）では正しく「従三位藤原朝臣保季」と記されていることから、二つの転写系列が存在することを明らかにされた。また、画中に注記された藤原雅経の年齢が、出光本は「四十八」と書いたのを訂正して「四十九」とあるのに対し、本巻・群書類従本では「五十六」となっ



挿図1



挿図2 台盤の代わりに巻き上げられた御簾が描かれる

ている(挿図1)ことから、絵も模本の系統が二流あることが指摘されている。さらに、「中殿御会図」の伝存諸本を詳細に調査研究された佐多芳彦氏から、新たな見解が示されている。佐多氏によれば、北村本の系統では、殿上間の台盤を挟んで忠信・実氏・定家が着座する。一方、本巻と群書類従本の系統では台盤は描かれず、殿上間南側の長押に巻き上げられた御簾が掛けられている(挿図2)。これらの絵の異同は、宮氏の転写系統の分類と一致するという⁽⁷⁾。これら諸先学の研究から、本巻は北村本・出光本とは転写系統を異にする古模本であることがわかる。

藤原信実による原本は、北村本をはじめ原本を忠実に模写したとみられる各種の模本から、モデルである貴族のそれぞれの顔や姿の個性を捉えて、その姿にできるだけ似せようとして写實的に描かれた「似絵」であったと推察されるが、本巻は絵の人物の顔貌表現に似絵的表現とは異なる趣味をおびた表現がとられている。また、和歌および詠歌者名を記した詞書

は、箱や附属文書に記されるように、二条為氏(一二三二〜八六)と伝えられ、鎌倉時代中期頃の諸作に近い書風を示している。しかし、これは底本を臨摸したためと考えられ⁽⁸⁾、本巻の模写年代としては、室町時代が想定される。

二 本巻の修理前・修理後の概要

本巻の修理前・修理後(図1〜3)の装丁の概況を次に述べる。

(修理前)

装丁形式 卷子装

寸法 縦三三・六糎 長三三二・一糎

各紙の長さは左記の通り。

第一紙 五二・四糎 第二紙 五四・四糎

第三紙 五二・七糎 第四紙 五二・六糎

第五紙 五二・七糎

表紙 裂 萌黄地瓔珞に円龍文繡珍

題 箋 金銀砂子撒紙に「中殿御會和詞 建保六八月／順徳院御

在位」の墨書がある。

見返し 金地金銀野毛撒紙

軸付紙 金砂子撒紙

裏打ち紙 四〜五層(第一〜三紙は五層、第四・五紙は四層)

薄肌裏紙 雁皮紙(第一〜三紙のみ)

肌裏紙 楮紙

「中殿御会図」の修理報告

増裏紙 竹紙

中裏紙 楮紙

総裏紙 雁皮紙(金銀砂子撒)

軸 螺鈿頭切軸

黒漆地に螺鈿で四花を花芯とした菊花文を中央にあしらい、周辺部および側面に鋸歯文をあらわす。

(修理後)

装丁形式 卷子装

寸法 縦三二・七糎 長三六〇・四糎

表紙 裂 萌黄地瓔珞に円龍文繡珍(元使い)(図4・5)

見返し 金地金銀野毛撒紙(元使い)

軸付紙 混合紙(江宣紙)(新調)

裏打ち紙 三層

肌裏紙 楮紙(薄美濃紙)(新調)

増裏紙 美栖紙(新調)

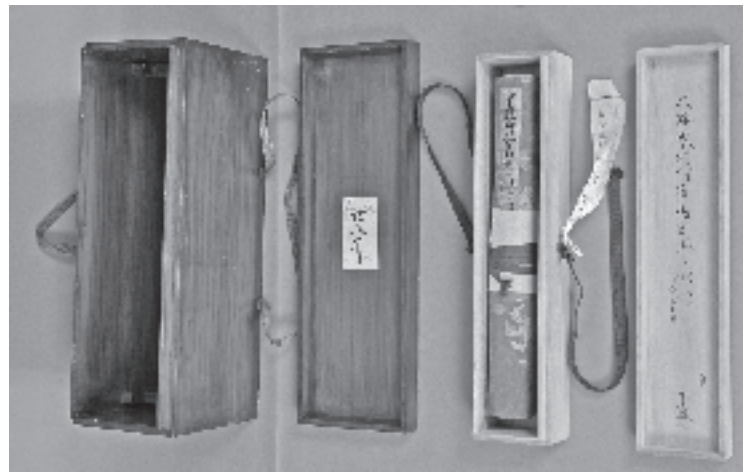
総裏紙 混合紙(江宣紙)(新調)

軸 螺鈿頭切軸(元使い)

本巻の収納環境としては、修理前は旧包布二枚に包まれ、内箱が桐印籠蓋造、外箱は春慶塗印籠蓋造の二重の収納箱に収納され(挿図3)、それぞれ左記の墨書が認められた。また折紙や添状といった附属文書を伴う。これらの旧箱・附属文書は、修理後、旧装丁のうち元使いしなかった軸付紙・裏打ち紙とともに別途保存した。修理後の本巻は新調した桐太巻添軸に巻き、新調の袱紗に包んで桐印籠箱に収納した(挿図4)。



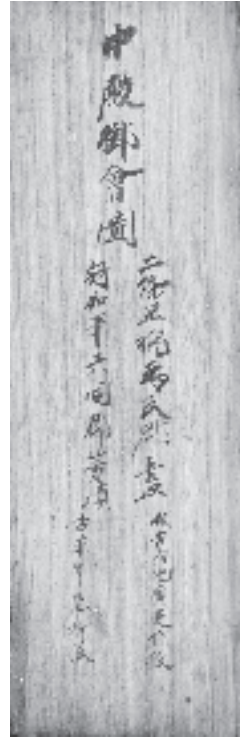
挿図4 新調箱：桐印籠蓋造



挿図3 旧収納箱 左より外箱：春慶塗印籠蓋造 内箱：桐印籠蓋造



挿図5 旧内箱
蓋裏墨書



挿図6 旧外箱 蓋表墨書

旧収納箱や書付は、本巻の伝来状況を伝える重要な情報を含んでいるため、左記に概要を述べておく。

旧内箱蓋表 墨書「中殿御會圖畫并和歌」

蓋裏 墨書「二條家大納言為氏卿／池水に／哥各二十七首／古

筆／了意(花押)「最□」朱文方印」(挿図5)

旧外箱蓋表 墨書「中殿御會圖／二條重槐為氏卿畫 住吉内記廣定折紙／

譚加筆共同卿芳蹟古筆了意折紙」(挿図6)

蓋裏 貼札「天卷(朱字)／廿八号(良順)朱文円印」

側面 貼札「中殿御會圖」「卷物／第九五號」

旧包布(二枚) 墨書「二條為氏卿筆／中殿御會和歌之圖繪画讚／御卷

物／内箱附／二枚之内」

これに次の折紙・極札が附属する。

①古筆了意折紙 文政十一年(一八二八) 一通

「中殿御會圖」の修理報告

中殿御會圖畫卷物

池水に

いけ水に

哥数二十七首

二條家大納言為氏卿真蹟

無疑者也

各名書為氏卿之朱書墨書共

文政十一年 柳營 古筆目利隱居

初夏上旬

了意(花押、印)

②住吉広定添状 文政十三年六月 一通

建保年中
中殿御會之図一卷

和歌 二條大納言為氏卿

繪 同 卿 筆

(之)
右源本者藤原信實

朝臣之真跡彩色於

今九條家之御藏也

其圖本書画共為氏卿

模給筆跡可有之候畢

住吉内記

文政十三庚寅年 廣定(墨円印)

六月

③畠山牛庵極札 一枚

④恒川了廬極札・添状 一枚・一通

旧内箱の蓋裏墨書および①折紙に名が記された古筆了意（一七五一～一八三四）は、古筆鑑定を生業とする古筆家九代であり、和歌および図中の墨書・朱書ともに筆者を二条為氏（一二三二～一八六）と極めている。

また、②文政十三年六月の添状の住吉広定（一七九三～一八六二）は、住吉派七代目の絵師で住吉広行（一七五五～一八一）の二男である。先代広尚（一七八一～一八二八）の弟にあたり、通称は内記といい、嘉永六年（一八五三）には弘貫と改名している。添状にあるように、広定は当時、九条家に所蔵された藤原信実筆の原本を、二条為氏が詞・絵ともに模写したと極めている。なお、このときの鑑定の記録が『住吉家鑑定控』三にあり、「尾州家様御道具也」と記されていることから、文政十三年の時点で本巻が尾張徳川家に所蔵されていたことが確認される⁽⁹⁾。

③の極札に名がみえる畠山牛庵は、初代牛庵（一五八八～一六五五）から三代（生年未詳～一七二七）まで代々牛庵を名乗った古筆家であるが、比較資料に乏しく何代目の牛庵かは断じがたい。また、④の極札・添状の恒川了廬（一七五五～一八六〇）は、古筆了意の高弟で、文政六年（一八二三）に古筆の鑑識力を買われて尾張徳川家の御小納戸御用達の目利めきとなつている。牛庵・了廬ともに、③・④の極札および添状で、詞書筆者を同じく二条為氏としている。

①・②の折紙にそれぞれ文政十一年と同十三年の年記があり、また④の恒川了廬もほぼ同時代の人物であることから、この頃に立て続けに本巻の詞書や絵の鑑定が行われたことがわかる。鑑定が行われた経緯は未明だが、①で了意が自ら「柳営」と記していることから、文政十一年時の古筆鑑定には幕府の関与がうかがわれる。文政十一年頃の尾張徳川家と幕府と

の動きに目を向けると、十一代將軍家斉の十九男で、尾張徳川家十代斉朝の養子となった斉温が、文政十年八月十五日に斉朝の隠居により家督を継いで十一代当主となつており、また翌十一年十一月十一日には斉温が田安斉匡の娘・愛姫と婚儀を挙げている。古筆鑑定にいたつた理由の一つとして、本巻を家督相続や婚札にかかわる贈答品とするため、「折紙付き」という言葉通り、価値付けを行つた可能性が考えられるが、現段階ではこれを断定できるほどの裏付けはない。

もつとも、内箱の古筆了意による箱書は、年記こそないものの、鑑定とほぼ同時期とみられることから、このとき修理が行われ、あわせて新調した箱に了意が箱書をしたとみてよいだろう。後述するように、今回の修理による知見で、本巻は過去に二回の修理がされたとみられるが、そのうちの一回が文政十一年頃であつた可能性が高い。

三 本巻の修理前の損傷状況

1 修理前の損傷状況

(一) 物理的損傷

本紙には料紙の破れ・欠失が見られた。特に第二紙右部に欠失箇所が数箇所あり、欠失箇所には補修紙が繕われていた。表紙は、表紙裂の天地部分や八双取り付け部に破れ、欠失、さらに糸のほつれ等の損傷が多数あつた。見返しに生じた多数の折れ・皺に沿つて多数の破れが生じていた。この破れは天地の小口付近に集中し、折れ・皺に加え、糊浮きが生じたことで損傷の拡大に繋がつていた（挿図7・8）。また、軸の取り付け部付近や、第四・五紙間の紙継ぎ付近の総裏紙に合い剥ぎがされていた。本紙・見返



挿図7 修理前 見返し

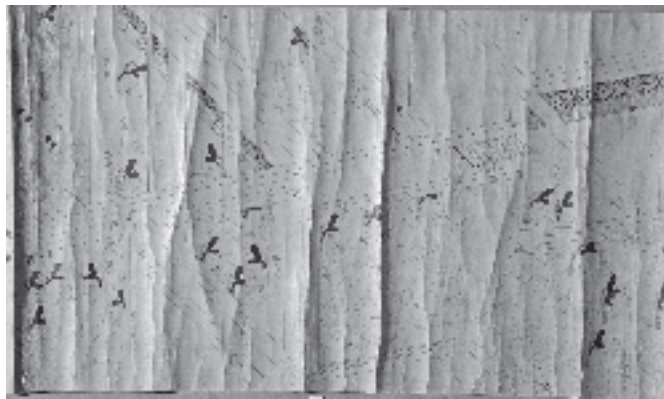


挿図8 修理後 見返し

し・表紙裂に折れ・皺が多数あり、特に料紙の紙継ぎ部分の折れが強く、また見返しには縦方向に細かな折れが多数、横方向にも皺が多数生じていた(挿図9)。加えて、糊浮きが多数確認できた(挿図10・11)。なかでも表紙裂と見返しの糊浮きが著しく、天地部分と中央の一部分がわずかに貼りついてる状態だった。また紙継ぎ部分も、折れに伴い糊浮きも多数生じていた。螺鈿の軸首が外れ、別保存されていた(挿図12～14)。

(2) 視覚的損傷

本紙に多数の汚れ・染みが確認できた。本紙の料紙には、茶褐色の染みが確認されたと共に、黒色の汚れが多数見受けられた。黒色の汚れは、卷子裏面に施された銀砂子が劣化変色したことで黒色化し、さらに卷子として巻いて収納することにより、裏面に接する表面に接着力が低下した銀が色移りしたことが原因と考えられた(挿図15)。一方、彩色層の剥落・欠失等の損傷は見受けられなかった。



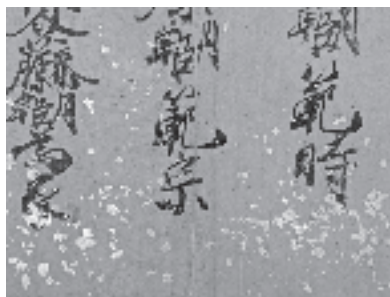
挿図9 修理前 本紙の折れ 斜光線撮影

(3) その他

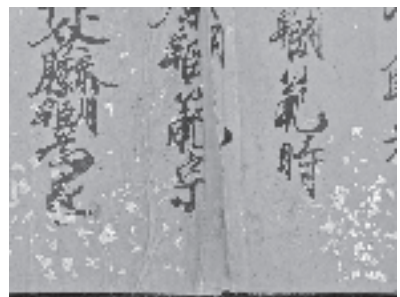
八双に金属(銅)が使用されており、その重みから見返しの取り付け部周辺に破れ等が生じていた。また金属由来の錆による腐食もみられた。

2 過去の修理状況

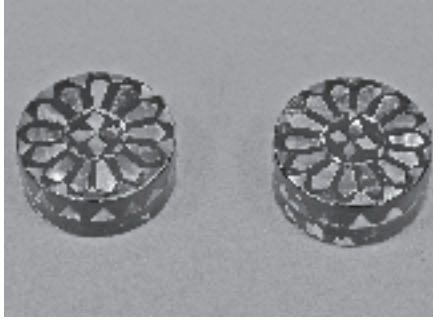
本紙の欠失箇所の本紙裏面から補修紙が繕われていた(挿図16)。



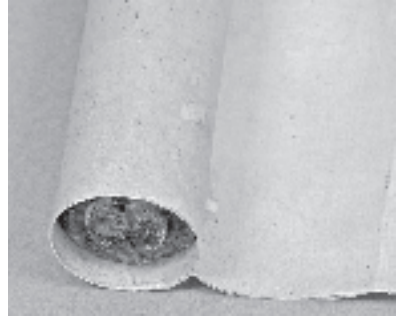
挿図11 修理後 本紙 糊はがれ部分



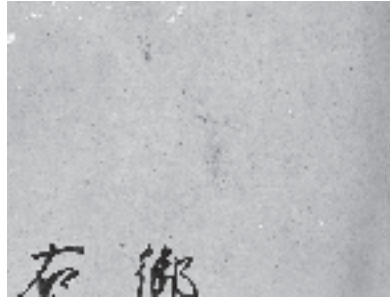
挿図10 修理前 本紙 糊はがれ部分



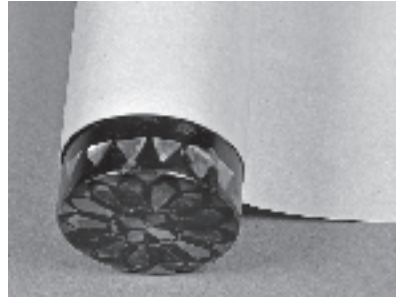
挿図13 修理前 螺鈿軸首



挿図12 修理前 軸首部分 軸首がとれていた



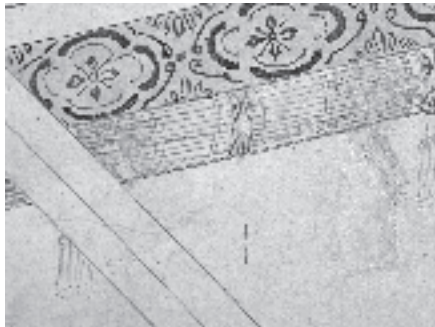
挿図15 修理前 第四紙 裏面の銀砂子による色移りが右上に確認される



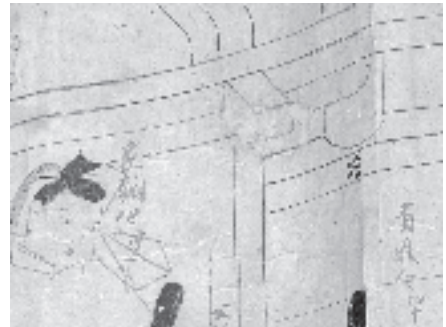
挿図14 修理後 軸首部分

17)。補修紙は本紙料紙と色調の違和感が少ないものの、紙質や風合いが異なっていた。

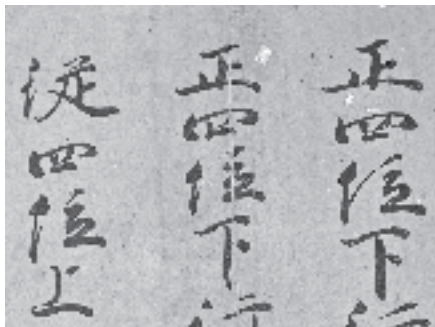
紙継ぎの歪み・ズレがあり、とりわけ、各紙継をまたぐ図様や文字の歪みやズレが目立っていた(挿図18・19)。過去の修理時に紙継ぎが外され、再び継がれた際にズレが生じたと考えられる。



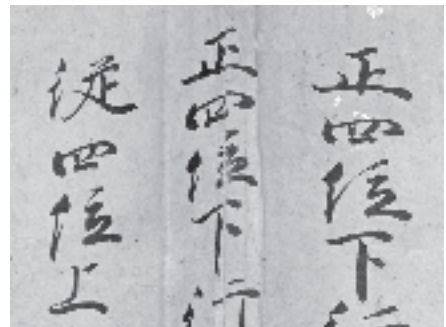
挿図17 修理前 第二紙右上部 補修紙部分



挿図16 修理前 第二紙右 補修紙部分



挿図19 修理後 第四・五紙 紙継ぎ中央



挿図18 修理前 第四・五紙 紙継ぎ中央

四 修理の方針と方法

修理は、実施する作業および方針の決定・変更等、徳川美術館との協議・監督の下に進め、本巻を解体し、本紙から裏打ち紙の除去後、本紙料紙の修理処置および新たに裏打ちを施し、再び卷子装に装丁することを基本方針とした。

なお、修理の施工中に問題となったのは、表紙と見返しを元使用するか否かであった。元使用しない場合にはどのような表紙裂・見返しにするか、墨仙堂の関地久治氏から表紙裂・見返しの見本を送付いただいた上で、元使用する場合、しない場合の長所・短所を想定し、学芸部内で協議した結果、可能な限り修理前の装丁は元使用するという徳川美術館の従来の方針に則って、修理をすすめることとした。

1 本紙

(1) 旧補修紙は、色調の差が少ないものの紙質が異なり、補筆等がみられなかったことから全て除去する。ただし、一部の肌裏紙上に朱の文字が書かれていることから、この部分だけ元使用とする。元使用する肌裏紙は、欠失箇所に適する形状に整形し、補修紙として再使用する。補修紙は、料紙の繊維組成試験の結果から、「楮と雁皮の混合紙(江宣紙)」を選定し、欠失箇所の形状にあわせて整形して繕う。なお、補修紙にのみ補彩を施す。

(2) 本紙料紙の天地側を保護するため、小口部分に足し紙を施す。足し紙には、補修紙と同じ混合紙(江宣紙)を使用する。

(3) 修理後の紙継ぎは、図様や文字の歪みを可能な限り修正する。
(4) 本紙の折れが生じている箇所、および今後折れが生じると思われる箇所に折れ伏せを行う。

2 装丁

(1) 旧装丁材料

表紙裂・見返し・螺鈿頭切軸首は元使用する。表紙裂の萌黄地環瑠に円龍文繡珍は、修理前には裏打ちが施されてなかったため強度が低く、折れや破れなどの損傷が拡大する原因となっていた。楮紙による肌裏打ちを行い、その後、元使用の見返しを貼り込み、強度を上げて安定した状態にする。表紙裂には題箋を元と同じ位置に貼りつける。

また、表紙裂の欠失箇所には、適する補修紙を選定し、繕いを施す。見返しは、修理前には厚い間似合紙(土が添加された雁皮紙)が使用されており、多数の折れ・皺が生じ、また内部が合い剥ぎとなり、更なる折れ・皺の生じる原因となっていた。厚い間似合紙を全体が薄くなるように合い剥ぎし、今後の損傷の拡大を防ぐ。薄くなった見返しを補強するため、極薄い楮紙(薄美濃紙)で肌裏を打つ。見返の欠失箇所には、適する補修紙を選定し、繕いを施す。さらに見返の天地には、補修紙と同じ間似合紙で足し紙を施す。

(2) 新調装丁材料

① 裏打ち紙をすべて新調し、三種三層の裏打ちを新たに打つ。新たに施す裏打ち紙は、伝統的に使用されている三種三層の裏打ちとし、作品に適度なしなやかさと強度を持たせるようにする。裏打ちは、肌裏紙が楮紙、増裏紙が美栖紙、総裏紙が混合紙の三種三層である。こ

のうち肌裏紙・総裏紙は本紙の色調にあわせ、天然染料の矢車で染色、水酸化カルシウム水溶液で色素を定着させた後、使用する。

②軸付紙を新調する。新調する軸付紙は、本巻に適した長さに変更し、紙は本紙料紙と類似の混合紙を選定する。裏打ちと同様、天然染料の矢車で染色、色素定着の後、使用する。

③巻緒・軸木・八双を新調する。巻緒は、旧巻緒と似寄りの茶地巻緒とし、軸木は杉材軸木を新調する。八双は、金属性の八双を変更し、八双竹を新調する。

(3)裏打ち・紙継ぎ

修理前の本紙料紙の各紙継ぎは、すべての裏打ちが各本紙に施された後に最終的に行われていた。協議の結果、修理前に倣い、各本紙にすべての裏打ちを施した後に紙継ぎをする。

五 修理で得られた知見

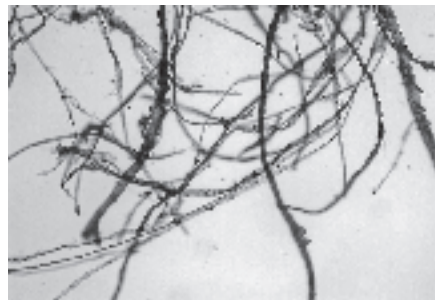
1 繊維組成

本紙料紙は、前半の第一・二・三紙と後半の第四・五紙では紙質が異なる。第一紙および第四紙の本紙料紙の紙継ぎ部分、第一紙の旧肌裏紙と旧総裏紙から極微量のサンプルを採取後、高知県立紙産業技術センターに依頼し、繊維組成試験を行ったところ、次の知見が得られた。

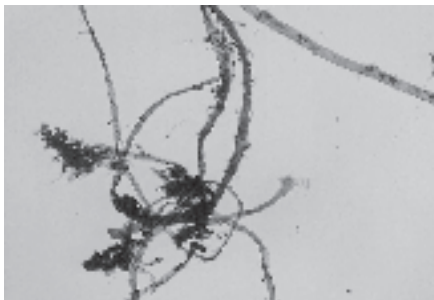
本紙料紙のうち第一紙は、雁皮繊維と楮繊維の混合紙であることが確認された(挿図20)。その割合は一对二であり、楮繊維は2mm程度の縦繊維で平均していた。また第四紙も雁皮と楮の混合紙であった(挿図21)が、雁皮繊維の含有率は一割程度で、第一紙とは雁皮と楮の混合比が異なる。ま

た、肌裏紙(挿図22)と総裏紙(挿図23)はいずれも雁皮だったが、総裏紙には土成分の添料が確認された。

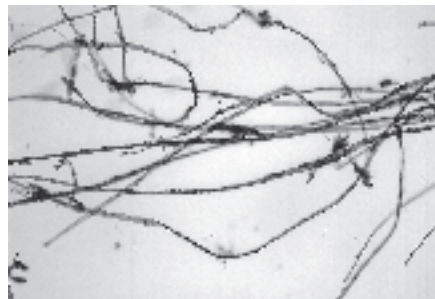
修理前、本紙料紙は過去の修理時に表裏二枚に合い剥ぎにされ、それが裏打ち後再び貼り戻されたという可能性も考えられたが、本紙料紙と裏打



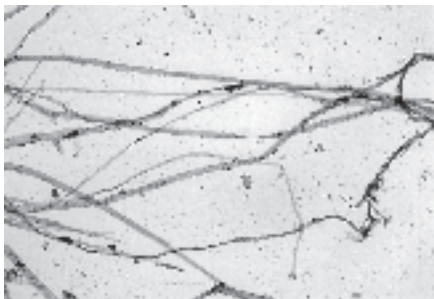
挿図20 本紙料紙 第一紙 繊維顕微鏡写真



挿図21 本紙料紙 第四紙 繊維顕微鏡写真



挿図22 旧肌裏紙(第一紙) 繊維顕微鏡写真



挿図23 旧総裏紙(第一紙) 繊維顕微鏡写真

ち紙が同質の紙ではないことが明らかとなったことから、裏打ち紙は過去の修理時に打たれたことが確認できた。

2 修理前の作品構造

(1) 裏打ち

修理前の本紙料紙は、第一・二・三紙と第四・五紙では裏打ちの枚数が異なっていた。前半は薄肌裏紙・肌裏紙・増裏紙・中裏紙・総裏紙の計五層、後半は肌裏紙・増裏紙・中裏紙・総裏紙の計四層であった。前半は、本紙料紙が薄いため、雁皮紙による薄肌裏紙が打たれ、前半三紙と後半二紙との厚みの差を解消したと思われる。残る裏打ちは全紙に、楮の肌裏紙、竹紙の増裏紙、楮の中裏紙、そして土を混入した雁皮の総裏紙が打たれていた。修理前の本巻は、これらの複数におよぶ裏打ちにより厚くなり、またしなやかさに欠け、深い折れが生じる要因となっていた。また、第一・二紙の本紙料紙と肌裏紙の間には、過去の修理時による補修紙が繕われていたが、折れ伏せ等の処置は見受けられなかった。

(2) 表紙

修理前の表紙の構造は、表紙裂に裏打ち紙が施されておらず、天地の端を折り返した表紙裂に金地金銀野毛撒紙の厚い間似合紙が見返しとして貼りつけられた構造となっていた。しかも、貼り付けられた箇所は四辺のみ強く接着され、中央部分は極薄い糊が使用されたとみられ、経年により、中空の袋張りの状態となっていた。支えのない表紙裂は天地の端等から解れや破れが生じやすくなり、一部が欠失していた。上記の方法は厚い繻珍の表紙裂をやわらかく仕上げるためにとられたとみられるが、損傷が拡大し、特に見返しの折れや皺が著しかった。

3 過去の修理について

(1) 本紙料紙について

本紙料紙は先述したように、第一―三紙と四・五紙で厚みや紙質等が異なり、二種の本紙が継がれた構造であることが確認された。各料紙には、過去に薄く合い剥ぎされた形跡があり、製作当初は現在よりも厚い料紙であったとみられる。

この合い剥ぎにより、本紙料紙に部分的に破れなどがみられるが、第二紙の欠失箇所(挿図16・17)は、その形状から合い剥ぎによるものではなく虫害欠失である可能性が高い。修理中の薄肌裏紙除去後の透過光写真により、本紙料紙の厚みのムラが全体に生じているのが確認できる(挿図24・25)。

(2) 補修紙について

本紙二・三紙の欠失箇所には、裏面から補修紙が繕われていた。補修紙は二紙目の左端に四箇所、三紙目の右端に三箇所、計七箇所確認できた。補修紙はいずれも本紙料紙に比べ、艶がなく薄い紙で、欠失箇所を覆うように貼りつけられていた。また、補筆が施されていることが確認された。

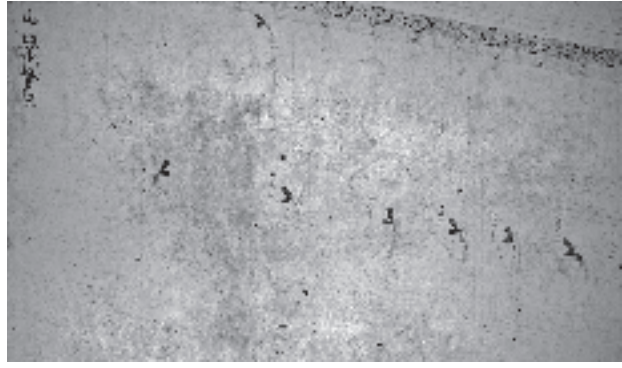
第二紙、左上部に朱で書かれた「定家卿」の内、「定」の字に当たる箇所、本紙料紙が欠失し、露出した肌裏紙上に「定」の字が書かれていた(挿図26)。

(3) 裏打ちから見る過去の修理

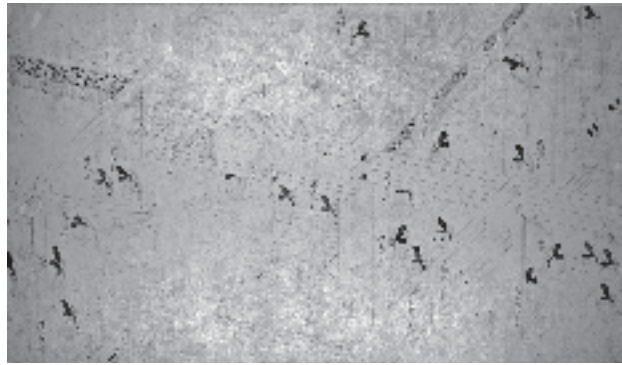
修理前の本紙の天地部分、または旧軸付紙の巻末部分には、裏打ち紙のずれがあり、部分的に裏打ち紙が露出している箇所が確認できた。修理中の調査から、本紙料紙と肌裏紙(薄肌裏紙を含む)は同じ大きさで断ち切られているため、増裏紙にずれが生じていることがわかった。また裏面では総裏紙と中裏紙がずれており、総裏紙を打つ際に再びずれが生じたこととみら



挿図26 修理前 第二紙左上部「定」の字の補筆



挿図24 修理中 薄肌裏紙除去後 第一紙裏面全図 透過光写真



挿図25 修理中 薄肌裏紙除去後 第二紙裏面全図 透過光写真

れる。

本紙料紙は図様の状態や装丁構造から、天地部分が装丁時に裁ち切られたことがわかる。しかし、通常の装丁では裏打ちにずれが生じ、露出することは考えにくい。つまり、修理前の装丁は肌裏打ちが行われた後に、天地が裁ち切られ、その後増裏・中裏が打たれ、すでに天地が裁ち切られた総裏が打たれた後に、再び天地が裁ち切られたという不自然な構造になる。このことから、本巻は修理前に少なくとも二回以上の大がかりな解体修理が行われた可能性が高い。上記を踏まえ、過去二回の修理方針が以下のように推測される。

まず、一回目は本紙料紙の破れ等の損傷が生じたために修理が施されたのであろう。この時点ではすべての紙継ぎが外された後に、本紙料紙が薄く合い剥ぎにされ、補修紙が施され、薄肌裏紙と肌裏紙が打たれたと考えられる。さらに、このときに修理前の総裏紙が打たれていた可能性が高い。つまり、この時点で少なくとも三層以上の裏打ちが施されており、その後、天地が裁ちさられたとみられる。二紙目左上部にみられた「定」の字の補筆は、薄肌裏紙に書かれていることから、この修理以降に書き加えられたと考えられる。

次に二回目の修理では、何らかの損傷理由で修理が行われたとみられ、修理前の本巻は、この二回目の修理時の装丁で伝世したと考えられる。修理前の本紙料紙と薄肌裏紙・肌裏紙はまったく同じ大きさで裁ち切られており、捲り取られた形跡がない。このことから、二回目の修理では、一回目の修理時の薄肌裏紙・肌裏紙を外さず、そのまま使用した可能性が高い。一回目の修理時に打たれた総裏紙は一度捲り取り、補強のために楮紙で裏打ちし元使いされたとみられる。つまり、修理前の中裏紙は、総裏紙

の裏打ち紙であったということになる。

工程としては、作品の紙継を解体後、総裏紙を捲り取り、本紙料紙と元使われた薄肌裏紙・肌裏紙に竹紙で増裏紙が打たれた。その後、中裏紙で裏打ちされた総裏紙が打たれ、天地が裁ち切られた後に表紙および軸を取り付ける。つまり、二回目の修理は、総裏紙を捲り取り、補強のために間に裏打ち紙を挟むように打った修理であった。このため、修理後は層が厚くなり、しなやかさが失われた状態で細軸に巻かれたために、折れ・皺等の損傷を生んだと考えられる。

本巻は、少なくとも過去に二回の解体修理の痕跡が確認できたが、これらの修理の時期や、表紙の取り付けられた時期、製作当初の本紙や装丁の状態については、解体修理からだけでは判断することはできなかった。だが、先述したように、文政十一年の古筆了意の折紙と内箱の箱書から、この頃に修理が一度行われ、おそらく収納箱の状況からみて今回の修理まで、修理されることなく伝存したと推察されることから、文政十一年時の修理が二回目の修理に当たる可能性が高い。

(4) 料紙装飾について

本紙料紙と総裏紙に金砂子や野毛等の装飾がみられるが、これらの装飾は当初からではなく、過去の修理で施されたことが判明した。

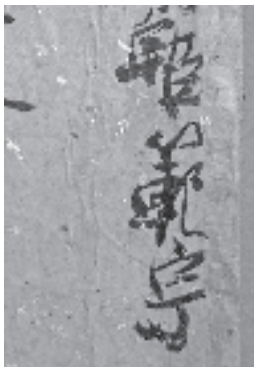
① 第四・五紙の金砂子

本紙料紙は全紙に薄く雲母が引かれ、さらに四・五紙・軸付紙に金砂子が撒かれている。雲母は引かれた時期が特定できなかったが、金砂子は墨字の上にも散っている(挿図27)ことから、墨書した後、金砂子が撒かれたことが明らかである。今回の修理で紙継を外したところ、紙継部分にも金砂子が撒かれていることを確認できた(挿図28)。これは、紙継が外された

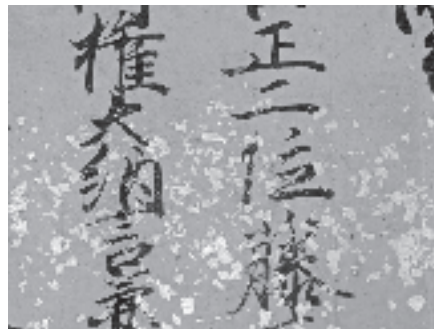
状態で金砂子が撒かれたことを意味し、特に挿図28では、墨字が紙継をまたぎ、途中で文字が切れているにも関わらず、金砂子が紙継部分に確認できることから、紙継が外された過去の修理時に金砂子が撒かれたと推察される。

② 総裏紙の装飾

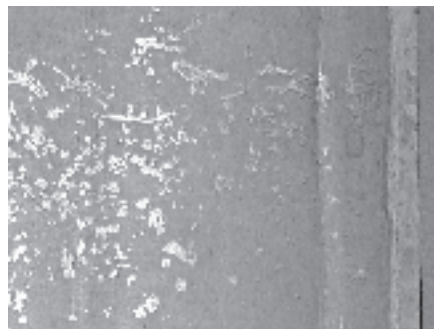
修理前の総裏紙には、金銀砂子野毛が撒かれ、部分的に金泥で草花が描かれた豪華な装飾が施されていた。しかし、修理で紙継を外したところ、紙継部分にも同様の金銀砂子が確認できた(挿図29)ことから、本紙料紙と



挿図28 修理中
紙継ぎ取り外し後
第五紙右端
紙継ぎ部分



挿図27 修理前 第四紙右下部分
墨字の上に撒かれた金砂子



挿図29 修理中 紙継ぎ取り外し後
第三紙裏面右端 紙継ぎ部分

同様、紙継が外された状態で加飾されたとみられる。ただ、総裏紙が打たれた後に加飾されたか、あらかじめ装飾された紙を使用して総裏紙が打たれたかについては確認が得られなかった。しかし、総裏紙が本紙料紙と同じ大きさで打たれていることや、総裏紙が打たれた後に紙継がされていることなどから、本紙料紙が継がれる前に総裏紙が加飾され、その後継がれたことは間違いない。二回の修理の内、二回目では総裏紙を補強し再使用している点から、一回目に総裏紙が打たれた後(もしくは打たれる前)に加飾が行われたと考えられる。むしろ、二回目では、総裏紙に加飾があったために補強の必要が生じたのではないだろうか。

以上、本紙および総裏紙にみられる金銀の加飾は、製作当初ではなく、過去の修理時に行われた可能性が高いことが確認できた。特に総裏紙の金銀砂子野毛は華美で装飾性も高いが、銀砂子は本紙の表面に付着して汚損の原因になっていた。今後も汚損が進行する可能性が高いことから、今回の修理では除去して別保存とし、総裏紙を新調した。

おわりに

本巻は、これまで平成二年十一月の「雅びの原点——宮廷文化と伝統——」展、平成五年四月の「大和絵——館蔵の絵巻を中心に——」展などの展覧会に出陳され、また「池月久明」の歌題から、しばしば九月の常設展を飾る作品としても展示されてきた。

また、本巻の表紙裂は中国・明時代の繡珍で、名物裂としても鑑賞の対象とされてきた。平成四年一月の「名物裂」展に表紙裂を対象として展示されたのははじめ、修理後には平成二十四年九月の「世界のテキスタイル」展でも展示された。

ル」展でも展示された。

中世大和絵と染織という両様の観点から展示使用されてきたが、その展示方法は本紙を見せる場合と裏返して表紙裂を見せる場合とでは大きく異なる。展示という観点から見れば、表紙は元使いとせず、取り外して別途保存した方が簡便かつ安全である。また、表紙・見返しともに新調すれば、修理作業はより容易であったと思われる。しかしながら、作品は本紙のみで成り立つものではなく、表具も含めてひとつの作品である。表具には、製作者あるいは伝来の過程で修理された際の所蔵者を含め、当時の時代背景や美意識などが反映されており、作品の製作状況あるいは伝来を読み解く上でも重要な情報が盛り込まれている。表紙裂・見返しを元使いしたことにより、作品に積み重ねられた歴史を失うことなく、今後もより幅広い展示に活用できるようにした。

稿末ではあるが、徳川美術館の活動にご理解いただき、ご寄附くださったご有志の方々、そして長期間に及ぶ修理施工にご尽力いただいた墨仙堂・代表 関地久治氏はじめ、左記にこのたびの修理に従事された同社職員のお名前を記して、感謝を申し上げる次第である。

代表取締役 関地久治、主任技師 吉田裕志、箭木康一郎、谷奈智子、西川淳、平山友菜、津田文香、小林久晃(敬称略)

註

(1) 徳川美術館編『徳川美術館名品集二 絵巻』 徳川美術館 平成五年四月十日発行。

(2) 赤羽淑「建保六年の中殿御会」『新修 日本絵巻物全集 第26巻 天子撰関御影公家列影図 中殿御会図 隨身庭騎絵巻』 角川書店 昭和五十三年九月三十日

発行。

(3) 佐多芳彦「中殿御会図」の諸本と伝存関連資料〔MUSEUM〕五〇六号
東京国立博物館 平成五年五月一日発行。

(4) 宮次男「中殿御会図について」〔新修 日本絵巻物全集 第26巻 天子撰関御
影 公家列影図 中殿御会図 隨身庭騎絵巻〕 角川書店 昭和五十三年九月三十日
発行。

(5) 小松茂美「『中殿御会図』の伝存」〔続日本絵巻大成 十八 隨身庭騎絵巻
中殿御会図 公家列影図 天子撰関御影〕 中央公論社 昭和五十八年六月二十日
発行。

(6) 註(4)前掲論文参照。

(7) 註(2)前掲論文参照。

(8) 註(1)前掲書 四辻秀紀 作品解説。

(9) 註(4)前掲論文参照。なお、左記に翻刻されている。

「住吉家鑑定控 三(公刊)」〔美術研究〕第四十号 美術研究所 昭和十年四月
二十八日)。

(美術館 学藝員)

Report on recent discovered documents, "Letter of Tokugawa Ieyasu to Toyotomi Hideyasu"
and "Record of the *Onari* formal visit"; Historical investigation of Toyotomi Hideyoshi's
Onari to Tokugawa Ieyasu's Residence in 1595 *Fumihiko Hara* (31)

On the restoration report of *Chūdengyokai-zu*, Moonlight Banquet at the Imperial Palace on
August, 1218 *Miho Yoshikawa* (57)

THE TOKUGAWA INSTITUTE FOR THE HISTORY OF FORESTRY

Appendixes

A catalog of historical materials concerning the Owari Tokugawa family-Part Ten
..... (1)

A catalog of historical materials concerning the Ishiko family who was a retainer of the
Owari Clan-Part Nine (1)

A catalog of historical materials concerning Japanese forest systems —The Sendai domain-
Part Two (1)

THE TOKUGAWA REIMEIKAI FOUNDATION

8-11, Mejiro 3-chōme, Toshima-ku, Tokyo 171-0031, Japan.
(phone) (03)-3950-0111

THE TOKUGAWA INSTITUTE FOR THE HISTORY OF FORESTRY

address & phone as above.

THE TOKUGAWA ART MUSEUM

1017, Tokugawa-chō, Higashi-ku, Nagoya 461-0023, Japan.
(phone) (052)-935-6262

KINKO SŌSHO

BULLETIN

NO. 41

OF

THE TOKUGAWA REIMEIKAI FOUNDATION

THE TOKUGAWA INSTITUTE
FOR THE HISTORY OF FORESTRY

Contents

- A study of garden scenery created by planting and cultivating various kind of trees and flowers in the garden within the confines of Nagoya Castle, which was implemented by *Tokugawa Naritomo*, the 10th Owari Tokugawa family head, and the reality of the personal interaction occurring in the garden *Kōin Shirane* (1)
- A study of the operation on diversified management developed by timber merchants in the Kiso district to deal with depletion of timber resources that occurred from the beginning of the 18th century on Kiso Mountain in the Owari domain *Akira Ōsaki* (17)
- A study concerning the revival of cultivated land by the Akita domain, which had suffered famine in the mid 18th century, implemented through use of forest resources in the late 18th century *Kazuki Haga* (39)
- A study concerning changes in the system of food storage for preparation against famine in the Akita domain from 1800 through the 1860s, with a case study of Nanukaichi Village in Osarube, Akita County, Dewanokuni *Kenichi Kuribara* (59)
- A study of the roles of the Ichigaya Residence (*Kami-yashiki*), Kōjimachi Residence (*Naka-yashiki*) and Toyama Residence (*Shimo-yashiki*), which were owned by the Owari domain as Edo-yashiki, by classifying their historical changes *Yōko Shibuya* (81)
- A study of the political relationship between the family of the Tokugawa Shogun and *Tokugawa Mochinaga* 15th head of the Owari Tokugawa family, and his political influence and involvement with the family of the Tokugawa Shogun *Hideaki Fujita* (101)

Book Review

- Takayuki Satō, Kinsei Sansonchiikishi no Kenkyū* (A study concerning agricultural and forest areas in the Edo period) *Hisato Yamazaki* (123)

THE TOKUGAWA ART MUSEUM

Contents

- Toward the establishment of the Tokugawa Art Museum: Marquis Tokugawa Yoshichika and his policy for the Owari Tokugawa collection in the 1910s *Rie Kōyama-Hayashi* (1)

金 鯨 叢 書 第四十一輯 [年一回刊行]

— 史学美術史論文集 —

平成二十五年 三月三十日 編集
平成二十六年 七月二十五日 印刷・発行

編集者

〒171
0031

東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会
竹内 徳川 義 崇 誠

発行者

〒605
0089

京都市東山区元町三五五
株式会社 徳川黎明会
電話 (3950) 〇一一番 (代)

制作所

〒600
8805

京都市下京区中堂寺鍵田町二
株式会社 印刷舎
電話 (361) 九二二番 (代)

印刷所

印刷舎
電話 (361) 九二二番 (代)

